



青梅市 こども計画

令和7年度～令和11年度
(2025～2029)

こどもがまんなかのまちづくり

令和7年(2025)3月
青梅市

はじめに

この「青梅市こども計画」は、こども基本法の基本理念を踏まえるとともに、「第2期青梅市子ども・子育て支援事業計画」および同計画に包含する「次世代育成」、「子ども・若者育成」、「こどもの貧困対策」の諸事業に加え、新たに「少子化対策」を盛り込み、こども大綱が示す「こどもまんなか社会」の実現に向けたこども施策への取り組みについて、令和7年度を初年度とする令和11年度までの5年間の計画としてまとめたものです。

計画の策定にあたっては、保護者や中学生・高校生を対象としたこども・子育て推進に関する実態調査や、小学生から高校生までを対象としたこどもアンケート、18歳から39歳までを対象とした若者アンケートを実施いたしました。加えて、小・中学生、高校生、若者から直接意見を聞く機会を設け、パブリックコメントの実施を経て、多くのこどもたちや市民の皆さまの意見を取り入れた計画といたしました。

この計画におけるこども施策を着実に実施し、全てのこどもが誰一人取り残されることなく、将来への希望を持って健やかに育っていく「こどもがまんなかの

まちづくり」の実現に向け、未来を担う青梅市に関わる全てのこどもたちの幸福な成長と自己実現を促進していきたいと考えております。

なお、第7次青梅市総合長期計画で定めた「青梅市こども基本条例（仮）」の制定については、「子どもの権利条約」の精神にのっとり、こどもや若者、市民との対話を積み重ね、作り上げていきたいと考えております。

結びに、この計画の策定にあたり御尽力いただきました青梅市子ども・子育て会議の委員の皆さまをはじめ、各種調査や意見聴取に御協力をいただきました多くのこどもたちや市民の皆さまに心から感謝申し上げます。

令和7年3月

青梅市長
大勢待 利 明



目 次

	ページ		ページ
第1章 計画の策定にあたって		第5章 教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	
1 計画策定の背景と目的	6	1 子ども・子育て支援法にもとづく基本指針の改正	80
2 計画の位置づけ	8	2 制度の事業体系	80
3 計画の対象年齢	9	3 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の推計	84
4 計画の期間	9	4 教育・保育の提供区域	86
5 計画の策定体制	10	5 教育・保育の一体的提供および推進に関する体制の確保の内容に関する事項	88
6 国や都の動向	12	6 施設型給付	89
第2章 こども・子育てを取り巻く状況		7 地域型保育給付	94
1 青梅市の状況	16	8 相談支援	96
2 統計データからみられる状況	17	9 訪問系事業	98
3 実態調査結果からみえる現状	29	10 通所系事業	100
4 従前計画の進捗状況	38	11 その他事業	111
5 本計画で取り組むべき課題	40		
第3章 計画の基本的な考え方		第6章 計画の推進体制	
1 計画の基本方針	44	1 計画の推進	116
2 計画の目指すところ	45	2 計画推進の連携体制	118
3 計画の構成	46	3 こどもの権利を尊重する地域社会の形成	119
4 計画全体の指標	56		
第4章 こども・子育て支援施策の具体的な展開		資料編	122
1 こどものウェルビーイングを実現します	58		
2 こどもの成長に応じた子育て・支援をします	66		
3 保護者が安心して産み・育てることができる環境を確保します	74		

※計画書文中の「こども」や「子ども」等の表記は、国の判断基準に則し、特別な場合を除き「こども」を用いています。法令に根拠がある語や固有名詞等については、そのとおりの記載としています。
 ※令和6年度までは「青梅市子ども・子育て会議」でしたが、令和7年度からの「こども計画」開始に伴い条例を改正し「青梅市こども・子育て会議」に改称しています。

第1章

計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

我が国における急速な少子・高齢化は、労働力人口の減少や社会保障負担の増加といった、社会経済への深刻な影響を招くものとして懸念されています。また、こどもや若者を取り巻く状況として、児童虐待、ひきこもり等の家庭をめぐる問題、つながりの希薄化にともなう地域社会をめぐる問題、インターネット利用の拡大にともなう情報通信環境をめぐる問題、ニートなどに代表される就業をめぐる問題などが、依然として解決すべき課題として残されている状況です。さらに、自殺やいじめなど生命・安全の危機、子育て家庭の孤立化、社会全体の格差拡大などの問題も顕在化が指摘されています。これらの問題に対して、SDGsの推進、多様性と包摂性ある社会の形成、DXの推進などさまざまな取組が行われています。

このような社会情勢を背景に、国は、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させ、平成27年4月から、幼児期の教育・保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせました。また、こども貧困対策においては、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、「子どもの貧困対策に関する大綱」が平成26年8月に閣議決定されています。さらに、こども・若者を取り巻く環境の悪化や社会生活を円滑に営む上で困難を抱えるこども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、こども・若者育成支援施策の総合的推進を図るため、平成22年4月制定された「子ども・若者育成支援推進法」のもと、平成28年2月に新たに「子供・若者育成支援推進大綱」が策定されました。

近年の重要な展開としては、「こども基本法」が、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行されました。

また、同じく令和5年4月に、こどもとこどものある家庭に対する総合的な支援、こどもの権利利益の擁護に関する事務等を行う機関としての「こども

も家庭庁」が発足しています。

「こども基本法」は、日本国憲法、児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」という。）の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すもので、市町村においては、国の大綱と都道府県の計画を勘案し、自治体における施策や地域資源、こどもや子育て当事者等の意見を反映した「こども計画」を策定することが努力義務とされました。

令和5年12月には、「こども基本法」の理念に基づき、こども政策を総合的に推進するための政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定され、「こどもまんなか社会」の実現を目指すことが掲げられました。

☆こどもまんなか社会☆

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法および子どもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会

この「こども大綱」では、従来の「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」および「子供の貧困対策に関する大綱」が一元化され、さらに必要なこども施策を盛り込み、これまで以上に総合的かつ一体的にこども施策を進めていくことが示されました。

政府の動きとしては、令和5年1月に首相が表明した「異次元の少子化対策」により、少子化問題は待ったなしの課題とされ、こども政策を体系的に取りまとめ、将来的なこども予算倍増に向けた大枠を提示していく考えが示され、「こども未来戦略会議」が設置されました。令和6年2月に閣議決定された「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案」は、令和5年6

月の「こども未来戦略方針」、同12月の「こども未来戦略」等、これまで継続して議論を深めてきたこども・子育て政策を取りまとめたもので、(1) ライフステージを通じた経済的支援の強化、(2) 全てのこども・子育て世帯への支援の拡充、(3) 共働き・共育での推進の3本柱で、「加速化プラン」の具体的な施策が盛り込まれました。

本市では、平成26年12月に「青梅市子ども・子育て支援事業計画」を、令和2年3月に「第2期青梅市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、計画の基本方針を「次代を担う子どもをみんなで育むまち」とし、多様化する子育てニーズに対応し、こどもの健やかな成長、子育て支援のための各施策を推進してきました。

令和5年4月からスタートした「第7次青梅市総合長期計画」(以下、「総合長期計画」という。)では、基本理念および取り組むべき施策の基本事項を定めた「青梅市子ども基本条例(仮)」を制定する方向が示され、全てのこどもが誰一人取り残されることなく、将来への希望をもって健やかに育っていく地域社会を実現する「こどもがまんなかのまちづくり」を掲げ、こども・若者に重点をおいた施策を展開していくこととしました。

また、こども基本法の施行に合わせ、「青梅市こども家庭センター」を設置し、母子保健部門と児童福祉部門を統合し、切れ目の無い子育て支援や相談支援の充実を図りました。

令和6年3月には「青梅市こどもまんなか応援基金」を設置し、令和6年度から学校給食費の無償化や保育所等の副食費補助など、経済的な負担を軽減する子育て支援施策に取り組んでいます。

「青梅市こども基本条例(仮)」については、その制定に向けた具体的な取組の検討を始めたところです。

国や都の動向と総合長期計画の施策の方向性を踏まえ、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会の実現に向けて、ここに「青梅市こども計画」(以下、「本計画」という。)を策定することとしました。

2 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第10条にもとづく「市町村こども計画」として、こども基本法の基本理念を踏まえ策定するものです。

【こども基本法の基本理念】

- 1 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- 2 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長および発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成18年法律第120号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 3 全てのこどもについて、その年齢および発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会および多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 4 全てのこどもについて、その年齢および発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- 5 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- 6 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

また、本計画はこども施策の基本方針を定めた「こども大綱」を踏まえています。

【こども大綱が示すこども施策に関する基本的な方針】

- 1 こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る。
- 2 こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく。
- 3 こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する。
- 4 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする。
- 5 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む。
- 6 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する。

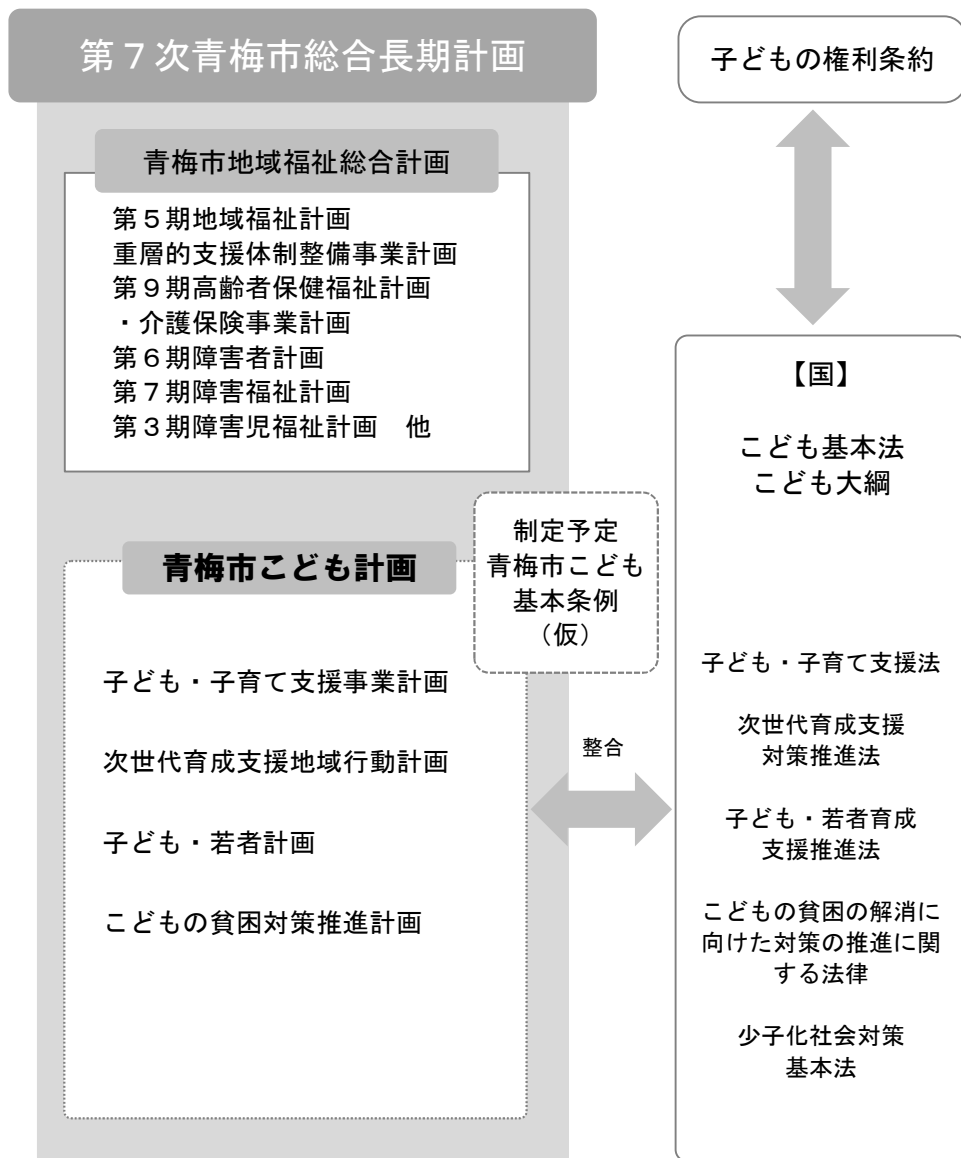
本計画は、子ども・子育て支援法第61条にもとづく「子ども・子育て支援事業計画」と、次世代育成支援対策推進法第8条にもとづく「次世代育成支援地域行動計画」、子ども・若者育成支援推進法にもとづく「子ども・若者計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律にもとづく「こどもの貧困対策推進計画」を包含するものです。

また、本計画は、総合長期計画を上位計画とするとともに、こども・子育てに関連する分野の部門別計画として、「青梅市地域福祉総合計画」、「青梅市教育推進プラン」、「青梅市ジェンダー平等推進計画」などとの整合を図るものです。

さらに、本計画は働きながら結婚、出産、子育ての希望を実現することができる環境を整え、仕事と子育てが両立できる雇用環境を推進する「青梅市特定事業主行動計画」と連携を図ります。

計画を推進していくために、「こども・子育て会議」および「青梅市こども・子育て施策庁内推進委員会」、こども家庭庁や東京都等の行政機関、民生委員・児童委員合同協議会や子育てに関係する市民活動団体等との連携、そして、地域の方たちとの協力を図ります。

【上位計画、関連法等との関係】



3 計画の対象年齢

本計画では、計画の対象となる「こども」を特定の年齢にある者と定めるのではなく、「心身の発達の過程にある者」全てと定めています。本計画は、こども・若者がそれぞれのライフステージ、それぞれの状況下において社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを目指すものであり、こどもや若者への支援が特定の年齢によって途切れることがないようにするため、このような考え方をとっています。

なお、包含する各計画にかかる事業については、各法律または従前の計画にもとづく対象者および年齢とします。

計画名	根拠法令	対象者・年齢
こども計画	こども基本法	心身の発達の過程にある者全て
子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
次世代育成支援地域行動計画	次世代育成支援対策推進法	男女ともに仕事と育児・介護を両立できるようにするための計画で、年齢の設定は無い
子ども・若者計画	子ども・若者育成支援推進法	「子ども」は18歳未満、 「若者」は18歳～39歳まで
こどもの貧困対策推進計画	こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律	法に定めは無く、市では従前の計画にもとづき、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者とする。

4 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5か年を計画期間とします。

なお、変化する社会情勢や関連する諸計画との整合性から、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

令和6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)	9年度 (2027)	10年度 (2028)	11年度 (2029)
策定					

5 計画の策定体制

(1) 青梅市子ども・子育て会議による審議

青梅市では、計画の策定に当たって、子育て世代の意見を反映するとともに、子どもたちを取り巻く環境や子育て家庭の実情を踏まえた計画とするため、市民、事業主、学識経験者および子ども・子育て支援に関する事業の関係者等で構成する「青梅市子ども・子育て会議」へ「青梅市子ども計画の策定」について諮問しました。

「青梅市子ども・子育て会議」において幅広い立場や視点で協議が行われ、市へ答申がされました。

令和6年4月15日 市長から、子ども・子育て会議へ諮問

以降、令和7年2月10日まで会議を7回開催

令和7年2月10日 子ども・子育て会議から、市長へ答申

(2) 青梅市子ども・子育て施策庁内推進委員会および同部会による策定作業

市では、本計画の策定にあたり、庁内に設置していた従来の「青梅市子ども・子育て支援事業計画検討委員会」の枠組みを活用し、新たに「青梅市子ども・子育て施策庁内推進委員会」を令和6年5月13日に設置しました。

この委員会では、部会を設置し、施策や事業の検討、計画の策定作業を行いました。

子ども・子育て施策庁内推進委員会 4回実施

子ども・子育て施策庁内推進部会 8回実施

(3) アンケート調査の実施

本計画を策定するための基礎資料を得るため、アンケート調査を実施し、子育て支援に関するサービスの利用状況や今後の利用希望、市民の子育てに関する意識、子ども・若者の意見を調査しました。

① 子ども・子育て推進に関する実態調査

調査期間 令和5年8月4日～令和5年9月10日

調査対象 令和5年7月1日現在の市民で、以下に該当する保護者および中高生から、各地域の人口を勘案したうえで、無作為抽出しました。

対象者		配布数
保護者	就学前のこどもの保護者	1,000名
	就学児童の保護者	1,000名
	中学生の保護者	500名
	高校生（相当年齢者含む）の保護者	500名
中高生	中学生	500名
	高校生（相当年齢者含む）	500名

調査方法 郵送配布・郵送回収およびインターネット回答

回答状況

対象者	配布数	有効回答数	有効回答率
保護者	3,000通	1,225通(398通)	40.8%
中高生	1,000通	258通(79通)	25.8%

※有効回答数の（ ）はうちインターネット回答数

詳細結果 別冊「子ども・子育て推進に関する実態調査 調査結果報告書（令和6年3月）」

②こどもアンケート

こどもの権利に関する意識や市がどんなまちになるとよいか、などについての考えを、WEBアンケートにより聴取しました。

期間 令和6年7月5日～21日

対象 市内在住・在学の小学生～18歳

回答数 小学生674名、中学生208名、高校生等（18歳まで）211名
計1,093名

詳細結果 別冊「こどもアンケート結果報告書（令和6年11月）」

③若者アンケート

生活状況や結婚、支援などについての考えを、WEBアンケートにより聴取しました。

期間 令和6年10月22日～27日

対象 市内在住の18歳～39歳

回答数 214名

詳細結果 別冊「若者アンケート結果報告書（令和6年11月）」

（4）計画策定に対する意見聴取

計画の策定に当たり、こども大綱では基本的な方針として「こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく」ことが掲げられています。

その点を踏まえ、こどもたちとの対話を通じた直接の意見聴取を行うとともに、計画原案に対するパブリックコメントを実施し、市民から広く意見を聴取しました。

①こども・若者意見聴取会の実施

ア こども意見聴取会

日程・会場 令和6年11月9日・子ども第三の居場所みらくる

参加者数 第1部 小学生（低学年）8名、中学生2名

第2部 小学生（高学年）2名、中学生3名、
高校生2名

イ 若者意見聴取会

日程・会場 令和6年11月16日・青梅市福祉センター

参加者数 若者3名（20歳～25歳）

②パブリックコメントの実施

日程 令和6年12月15日～28日 意見数 11件

6 国や都の動向

本計画の策定にあたり、関係する法令等や国および都の動向を整理しました。

年度	法律・制度等	主な内容
平成 24	子ども・子育て 関連3法の成立	○子ども・子育て支援法 ○認定こども園法の一部改正法 ○子ども・子育て支援法および認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
25	子どもの貧困対策の推進に関する法律	○教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策による、子どもの貧困対策の総合的な推進
26	次世代育成支援対策推進法の延長	○次世代育成支援対策のさらなる推進・強化のため、令和7年3月までの10年間の時限法として延長
	放課後子ども総合プランの策定	○すべての児童の安心・安全な活動の場の確保のため、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型を中心とした計画的な整備等の推進
	子供の貧困対策に関する大綱	○子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づき、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、大綱を策定
	保育士確保プランの策定	○平成29年度末において必要となる保育士について、新たに必要となる6.9万人の保育士を確保するための新たな取組を講じる
	少子化社会対策大綱の改定	○少子化社会対策基本法にもとづく総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の指針の改定
27	子ども・子育て支援新制度	○認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付 ○認定こども園制度の改善 ○地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実
	子供・若者育成支援推進大綱	○子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針を提示

年度	法律・制度等	主な内容
29	子育て安心プランの策定	○令和2年度末までに全国の待機児童を解消、待機児童ゼロを維持しつつ女性の就業率80%を達成
	新しい経済政策パッケージの策定	○「子育て安心プラン」の前倒しによる待機児童解消、幼児教育・保育の無償化等の政策を盛り込む
30	新・放課後子ども総合プランの策定	○放課後児童クラブの待機児童を令和3年度までに解消 ○放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型を1万か所以上で実施することを目指す
令和元	子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部改正	○目的の充実により、こどもの将来だけでなく現在に向けた対策であること等を明記 ○市町村に対し、貧困対策計画を策定する努力義務を課す
	子ども・子育て支援法の一部改正(幼児教育・保育の無償化)	○主に認定こども園、幼稚園、保育所等を利用する、3歳から5歳までのこどもの利用料および住民税非課税世帯の0歳から2歳までのこどもの利用料が無償化
	子供の貧困対策に関する大綱の改訂	○法律の一部改正を踏まえて、こどもを第一に考えた支援を包括的・早期に実施するなどの目的で大綱を策定
3	東京都こども基本条例の制定	○「子どもの権利条約」の精神にのっとり、こどもを権利の主体として尊重し、こどもの最善の利益を最優先にするという基本理念のもと、こどもの安全安心、遊び場、居場所、学び、意見表明、参加、権利擁護等多岐にわたるこども政策の基本的な視点を一元的に規定
4	児童福祉法等の一部を改正する法律	○児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う

年度	法律・制度等	主な内容
5	こども基本法の施行	○日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進する
	こども家庭庁の発足	○こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向け、子育てにおける家庭の役割の重要性を踏まえつつ、こどもの年齢および発達程度に応じ、その意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮することを基本とし、こどもおよびこどものある家庭の福祉の増進および保健の向上その他のこどもの健やかな成長およびこどものある家庭における子育てに対する支援並びにこどもの権利利益の擁護に関する事務を行うとともに、当該任務に関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とするこども家庭庁を、内閣府の外局として設置する
	こども大綱	○全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法および子どもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会の実現に向けて、こども施策を総合的に推進するための方針を定める
	こども未来戦略	○「次元の異なる少子化対策の実現」に向けて、①若い世代の所得を増やす、②社会全体の構造・意識を変える、③全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援することを基本理念として、2030年までの少子化対策と経済成長実現に取り組むための総合的な戦略を定める

年度	法律・制度等	主な内容
5	子ども・子育て支援法等の一部改正	○こども未来戦略(令和5年12月22日閣議決定)の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育ての推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるとともに、こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるための子ども・子育て支援特別会計を創設し、児童手当等に充てるための子ども・子育て支援金制度を創設する
	こどもの居場所づくりに関する指針	○全てのこどもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや、社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動や外遊びの機会に接することができ、自己肯定感や自己有用感を高め、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で成長し、こどもが本来持っている主体性や創造力を十分に発揮して社会で活躍しているよう、「こどもまんなか」の居場所づくりを実現する
6	東京都「こども未来アクション2024」	○「チルドレンファースト」の社会の実現を目指し、こども目線に立って政策のバージョンアップを図りながら、政策を総合的に推進するための指針を、特にこどもの声をふんだんに盛り込みながら定める
	こどもまんなか実行計画2024	○こども基本法に基づくこども大綱に示された6つの基本的な方針および重要事項の下で進めていく、幅広いこども政策の具体的な取組を一元的に示した初めてのアクションプラン。こどもや若者の権利の保障に関する取組や、「加速化プラン」等の少子化対策、こどもの貧困対策をはじめとする困難な状況にあるこどもや若者・家族への支援に係る施策など、387の項目を提示



第2章

こども・子育てを取り巻く状況

第2章 こども・子育てを取り巻く状況

1 青梅市の状況

◆人口の状況

<少子高齢化が進行>

- ・総人口は、平成17年11月をピークに年々減少し、令和6年4月現在で129,178人。
- ・年少人口（0～14歳）は減少、老年人口（65歳以上）は増加、生産年齢人口（15～64歳）は減少。
- ・こども・若者人口は減少し、令和6年4月現在で41,879人。特に30～39歳、0～5歳の減少率が高い。

◆世帯の状況

<家族構成の多様化と単独世帯の増加>

- ・一般世帯数は増加、核家族世帯数は横ばいで、核家族世帯の割合は減少。
- ・18歳未満、6歳未満のこどもがいる核家族世帯の割合は年々増加し、約9割。
- ・母子世帯は減少し、令和2年で595世帯。父子世帯は横ばいで70世帯前後。
- ・核家族世帯は総世帯数の59.6%。「夫婦とこども」世帯が45.6%、「ひとり親世帯」が17.1%。単独世帯は約1.3倍増え19,000世帯を超える。

◆出生の状況

<出生率の低下と出産年齢の変化>

- ・出生数は、令和4年には522人。
- ・合計特殊出生率は、令和4年に0.97を記録し、全国・都より低い。
- ・母親の年齢（5歳階級）別出生割合は30～34歳、20～24歳の割合が減少、25～29歳の割合が増加。

◆未婚・結婚の状況

<晩婚化や未婚化の進行>

- ・すべての年齢で未婚率が上昇。特に45歳以上の未婚率が上昇。

◆就業の状況

<女性の就業環境やライフステージにおける就業パターンの変化>

- ・女性の年齢別就業率は出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブ。M字カーブは近年緩やかになり、55歳以上では就業率が上昇傾向。国・都と比較すると全国より低く、都より高い。また、20歳～49歳において未婚の人の就業率が高い。

◆教育・保育サービス等の状況

<少子化に伴いサービス利用児童が減少>

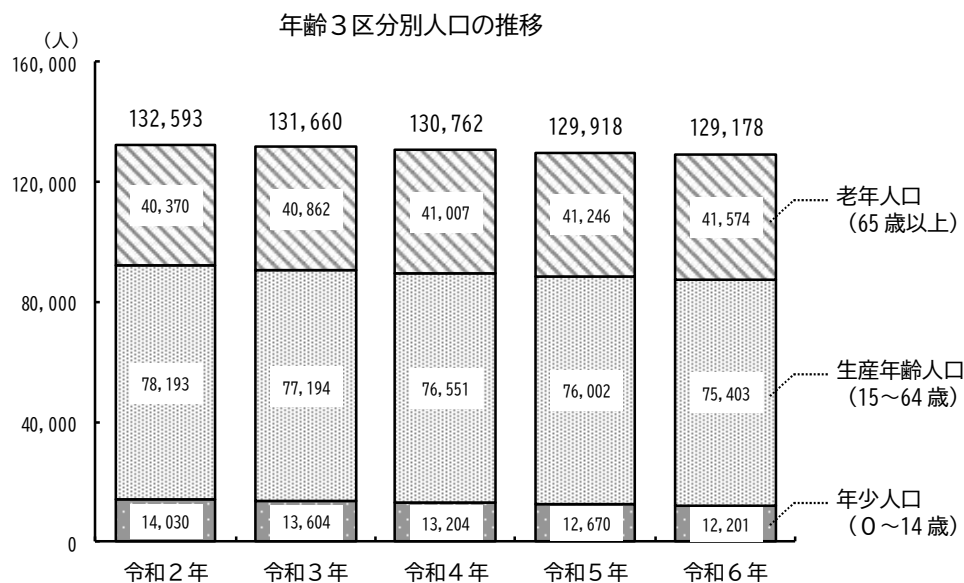
- ・幼稚園・幼児園のか所数は横ばい、定員数・利用児童者数は減少。
- ・保育所の利用児童数は減少、定員数は横ばい。
- ・認定こども園の定員数は増加、か所数は横ばい。
- ・保育所の待機児童数は増減を繰り返しながら、市全体では受け皿は十分に確保。
- ・放課後児童クラブの定員数・利用児童数・か所数は横ばい。

2 統計データからみられる状況

(1) 人口の状況

① 年齢3区分別人口の推移

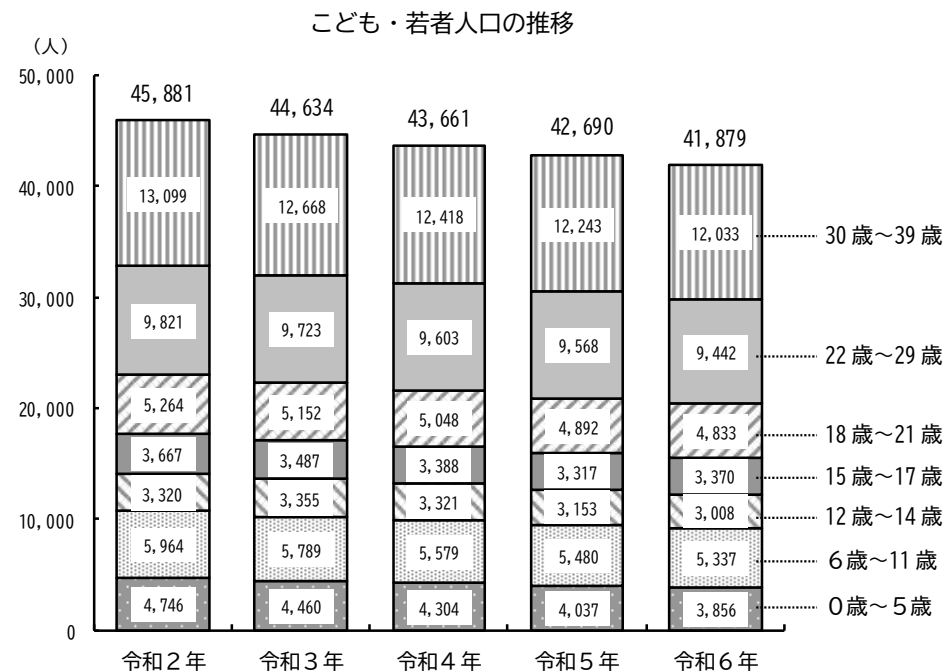
本市の人口推移をみると、総人口は令和2年以降年々減少し、令和6年4月現在で129,178人となっています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口（0～14歳）は減少しているのに対し、老年人口（65歳以上）は増加しており、少子高齢化が進んでいます。また、生産年齢人口（15～64歳）も減少し続けています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

② こども・若者人口の推移

本市のこども・若者人口は年々減少し、令和6年4月現在で41,879人となっています。特に、30～39歳、0～5歳の減少率が高くなっています。

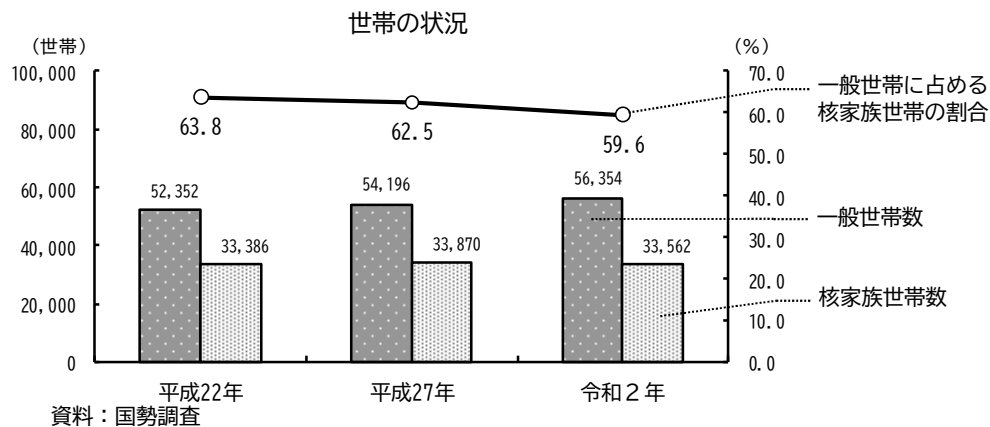


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 世帯の状況

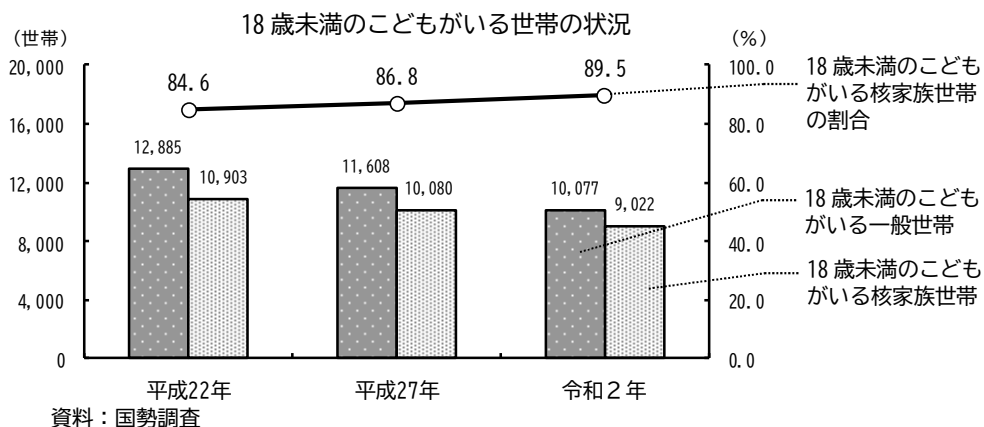
① 一般世帯・核家族世帯の状況

本市の一般世帯数は年々増加していますが、核家族世帯数は横ばいとなっており、令和2年で33,562世帯となっています。また、一般世帯に占める核家族世帯の割合は年々減少しています。



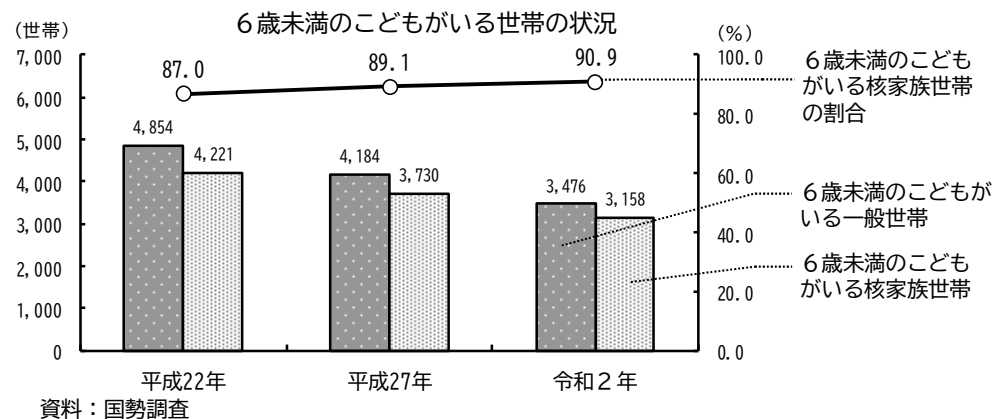
② 18歳未満の子どもがいる世帯の状況

本市の18歳未満の子どもがいる一般世帯数、核家族世帯数は年々減少していますが、18歳未満の子どもがいる核家族世帯の割合は増加し続けており、約9割となっています。



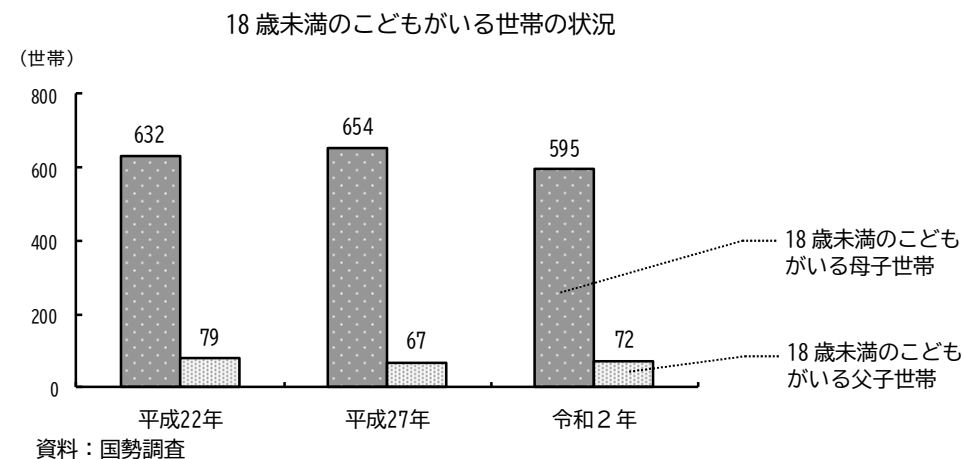
③ 6歳未満の子どもがいる世帯の状況

本市の6歳未満の子どもがいる一般世帯数、核家族世帯数は年々減少していますが、6歳未満の子どもがいる核家族世帯の割合は年々増加しており、18歳未満の子どもがいる世帯と同様に約9割となっています。



④ ひとり親世帯の推移

本市の18歳未満の子どもがいる母子世帯は平成27年から令和2年にかけて減少し、595世帯となっています。一方、父子世帯は70世帯前後で横ばいとなっています。



⑤ 世帯の家族類型

国勢調査による家族類型別世帯をみると、令和2年時点の核家族世帯（33,562世帯）は、一般世帯の総数（56,354世帯）の59.6%を占めています。平成17年以降、「夫婦のみ」世帯、「男親と子ども」「女親と子ども」世帯が増加し、令和2年には、核家族世帯の45.6%が「夫婦と子ども」の世帯、17.1%が「ひとり親世帯（男親と子ども、女親と子ども）」となっています。

また、平成17年から令和2年の間に単独世帯は約1.3倍増え19,000世帯を超えています。

世帯の家族類型の推移

単位：世帯

	平成 17年	平成 22年	平成 27年	令和 2年	6歳未満 親族の いる世帯 (再掲)	18歳未満 親族のいる 世帯(再 掲)
一般世帯総数 ※	52,090	52,352	54,196	56,354	3,476	10,077
A 親族世帯	37,356	37,581	37,469	36,486	3,436	9,971
B 非親族世帯	263	437	557	715	40	104
C 単独世帯	14,471	14,333	16,166	19,099	-	2

資料：国勢調査

※世帯の家族類型「不詳」を含む。

A 親族世帯の内訳

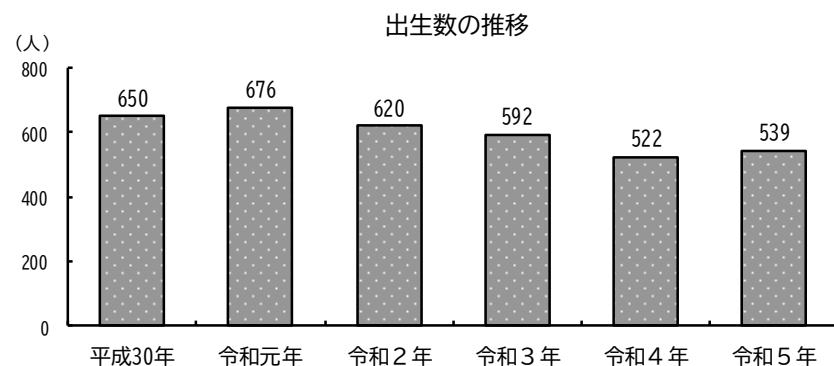
	平成 17年	平成 22年	平成 27年	令和 2年	6歳未満 親族の いる世帯 (再掲)	18歳未満 親族のいる 世帯(再 掲)
A 親族世帯	37,356	37,581	37,469	36,486	3,436	9,971
I 核家族世帯	32,804	33,386	33,870	33,562	3,158	9,022
(1)夫婦のみ	9,606	10,740	11,678	12,544	-	1
(2)夫婦と子ども	18,839	17,683	16,771	15,293	2,925	7,659
(3)男親と子ども	749	886	915	926	14	156
(4)女親と子ども	3,610	4,077	4,506	4,799	219	1,206
II その他の親族世帯	4,552	4,195	3,599	2,924	278	949
(5)夫婦と両親	152	129	106	89	-	-
(6)夫婦とひとり親	510	490	426	402	-	-
(7)夫婦、子どもと両親	839	704	506	275	49	177
(8)夫婦、子どもとひとり親	1,672	1,410	1,047	788	85	323
(9)夫婦と他の親族（親、子どもを含まない）	101	92	114	90	1	13
(10)夫婦、子どもと他の親族（親を含まない）	322	396	368	295	66	188
(11)夫婦、親と他の親族（子どもを含まない）	54	56	43	29	1	2
(12)夫婦、子ども、親と他の親族	208	165	120	68	28	54
(13)兄弟姉妹のみ	270	306	361	412	-	2
(14)他に分類されない親族世帯	424	447	508	476	48	190

※国勢調査における父子世帯・母子世帯とは「男親・女親と子供から成る世帯のうち、未婚、死別又は離別の男親・女親と未婚の20歳未満の子供のみから成る世帯」と定義しています。したがって、20歳以上の子どもが1人でもいる世帯や、母親の単身赴任や長期出張などによって、調査時に男親と子どものみとなっている世帯は含めていません。そのため、上記の表における「男親・女親と子ども」のうち「18歳未満親族のいる世帯」の数と16頁④ひとり親世帯の推移に記載の「18歳未満の子どもがいる父子世帯・母子世帯」の数は一致しません。

(3) 出生の状況

① 出生数の推移

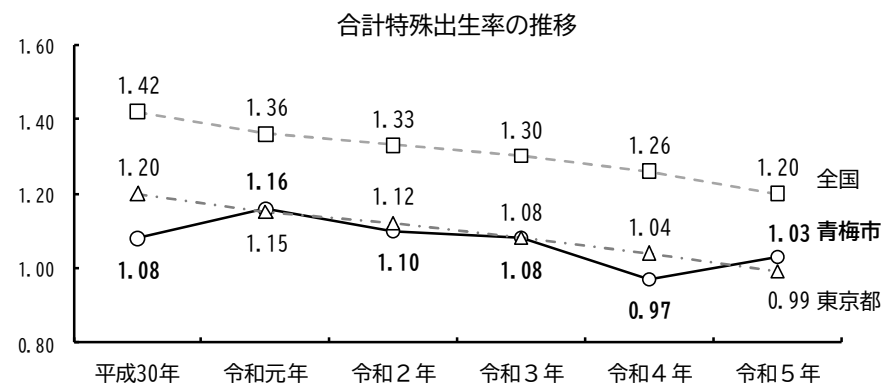
本市の出生数は、令和5年には539人と、平成30年に比べ、過去6年間で約2割減少しています。



資料：東京都保健医療局 人口動態統計

② 合計特殊出生率の推移

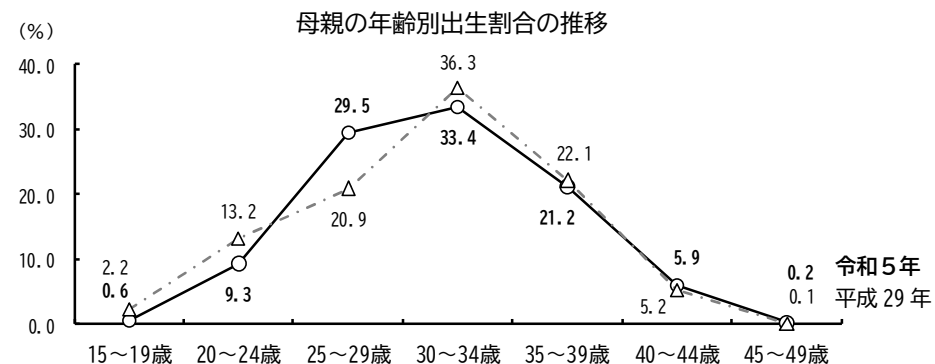
15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計した合計特殊出生率は、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの平均のこどもの数であり、この数字は一般に少子化問題との関係で用いられます。本市の合計特殊出生率は令和4年で1.00を下回り、令和5年現在では1.03となっています。また、全国・都と比較すると概ね低い値で推移しています。



資料：東京都保健医療局 人口動態統計（市、都）、厚生労働省人口動態調査（国）

③ 母親の年齢（5歳階級）別出生割合の推移

本市の母親の年齢（5歳階級）別出生割合の推移をみると、平成29年に比べ令和5年では、30～34歳、20～24歳の割合が減少しているのに対し、25～29歳の割合が増加しています。

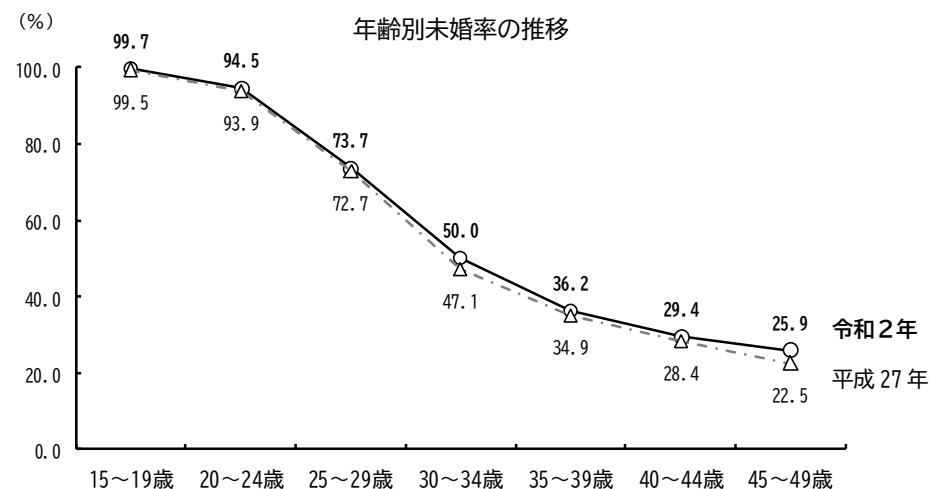


資料：東京都保健医療局 人口動態統計

(4) 未婚・結婚の状況

① 年齢別未婚率の推移

本市の年齢別未婚率の推移をみると、すべての年齢で未婚率が上昇しています。特に平成27年に比べ令和2年で45歳以上の未婚率が上昇しており、晩婚化・未婚化が進行していることがうかがえます。



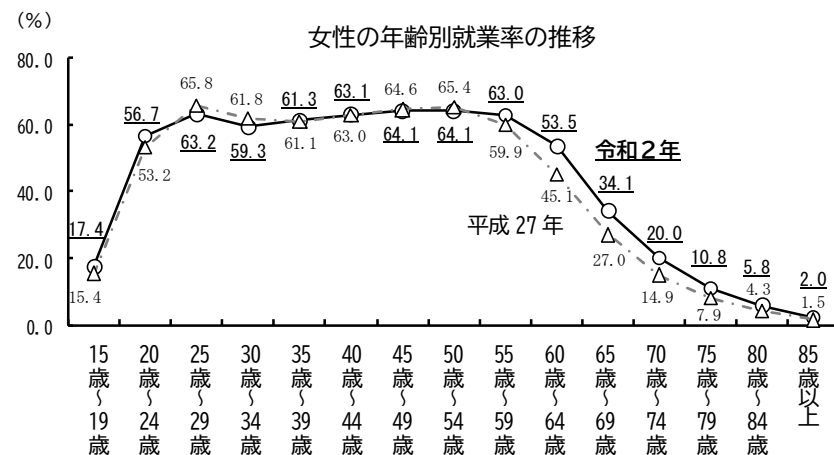
資料：国勢調査

※未婚率は、配偶関係が明らかな男性・女性人口に占める、未婚者の割合として算出しています。

(5) 就業の状況

① 女性の年齢別就業率の推移

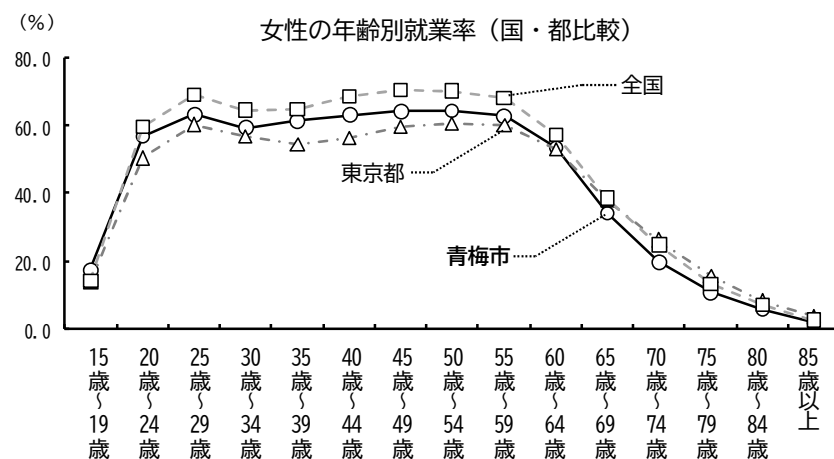
本市の女性の年齢別就業率は、25～59歳までほぼ横ばいとなっています。また、55歳以降の就業率は平成27年に比べ上昇傾向にあります。



資料：国勢調査

② 女性の年齢別就業率（国・都比較）

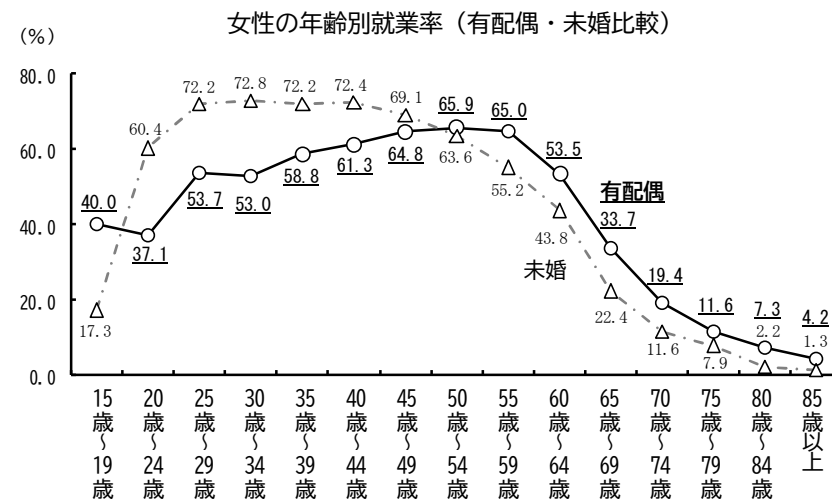
本市の令和2年の女性の年齢別就業率を全国、都と比較すると、全国より低く、都より高い水準となっています。



資料：国勢調査（令和2年）

③ 女性の年齢別就業率（有配偶・未婚比較）

本市の令和2年の女性の有配偶・未婚別就業率をみると、特に20歳～49歳において配偶者がいる人に比べ未婚の人の就業率が高くなっています。

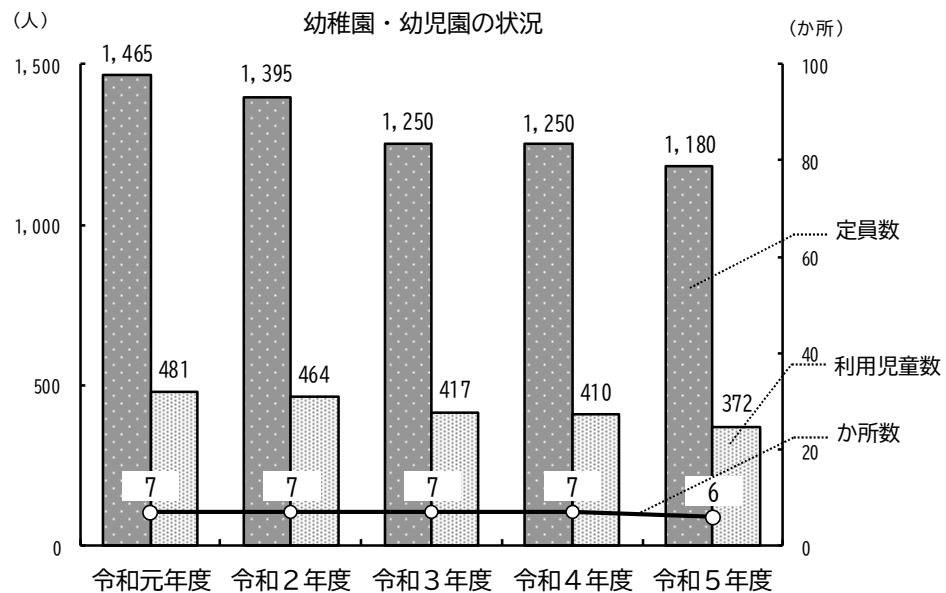


資料：国勢調査（令和2年）

(6) 教育・保育サービス等の状況

① 幼稚園・幼児園の状況

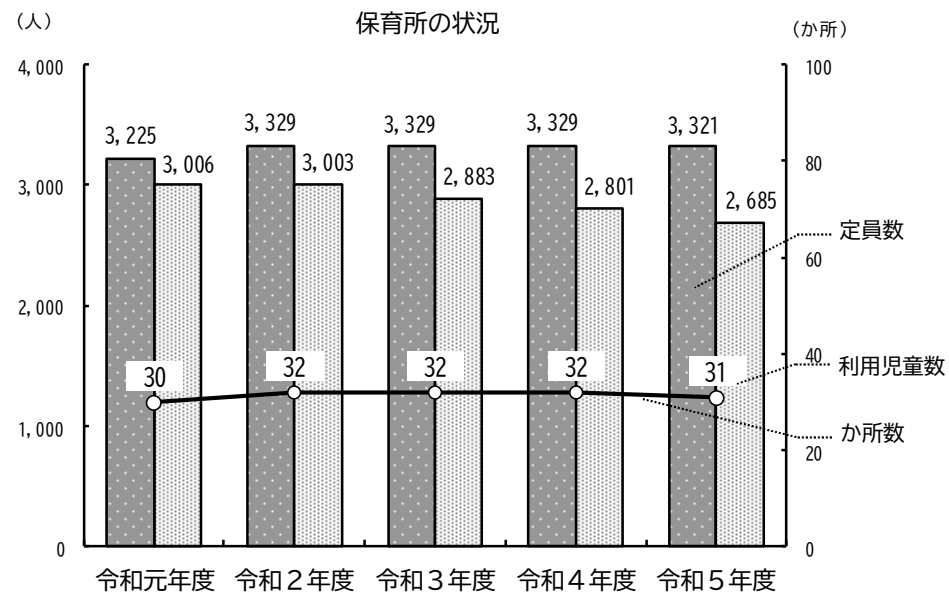
本市の幼稚園・幼児園の状況をみると、か所数は令和5年度に減少しています。また、定員数・利用児童数は年々減少しており、令和5年度で利用児童数は372人となっています。



資料：こども育成課

② 保育所の状況

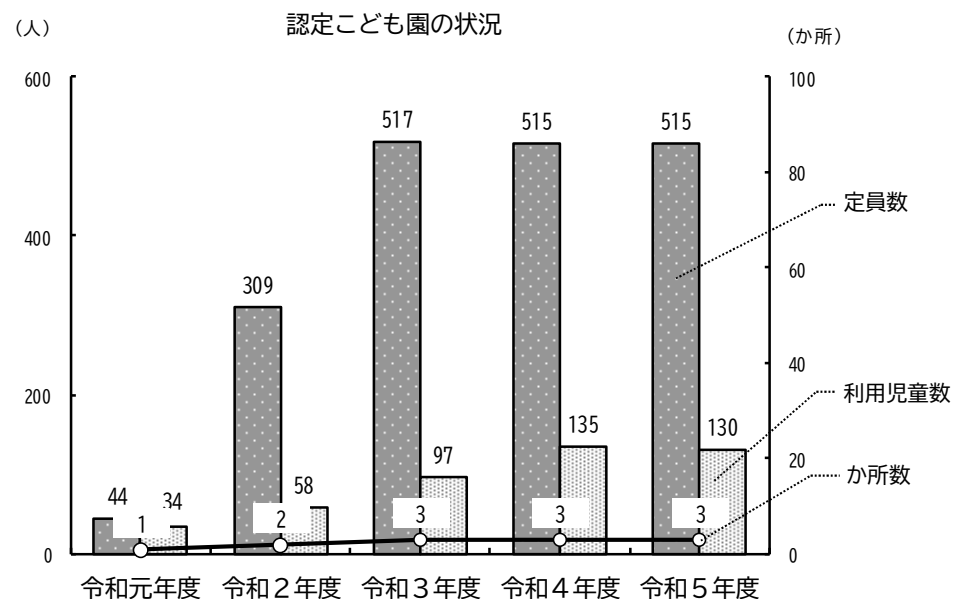
本市の保育所の状況をみると、利用児童数は減少傾向にあり、定員数は令和2年度以降、横ばいで推移しています。令和5年度で定員数3,321人、利用児童数2,685人となっています。



資料：こども育成課

③ 認定こども園の状況

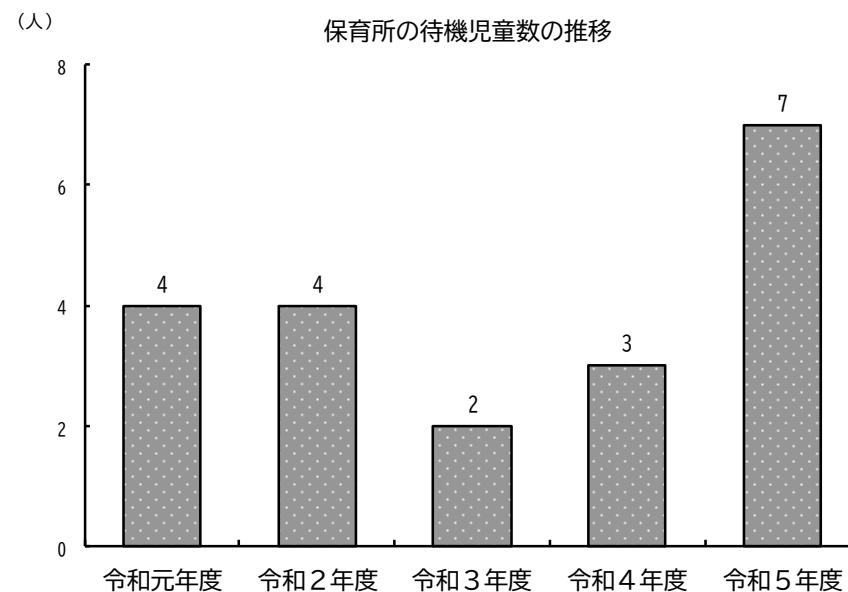
本市の認定こども園の状況をみると、定員数は増加・か所数は横ばいとなっており、利用児童数は増減を繰り返しています。令和5年度で、定員数は515人、利用児童数は130人となっています。



資料：こども育成課

④ 保育所の待機児童数の推移

本市の待機児童数の推移をみると、増減を繰り返しながら、令和5年度で7人となっています。なお、この待機児童数は、保護者の希望とその保育所の空き状況が一致しないために生じているものであり、市全体の保育の受け皿は十分確保されている状況です。

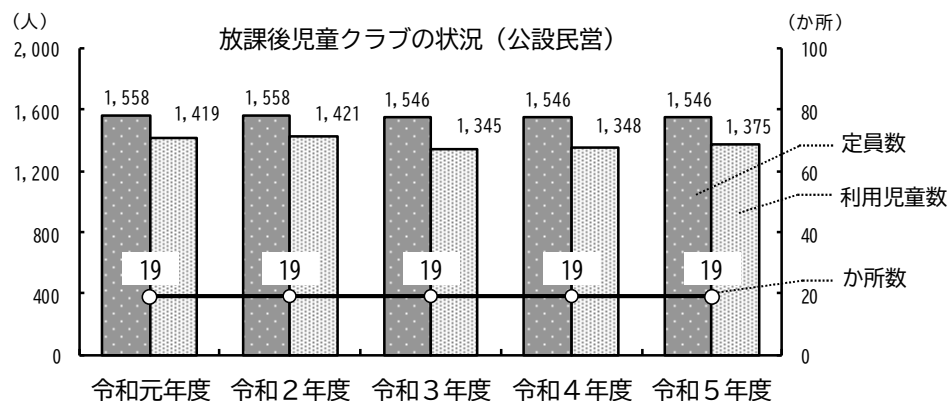


資料：こども育成課

(7) 放課後児童クラブ（学童保育所）の状況

① 放課後児童クラブの状況（公設民営）

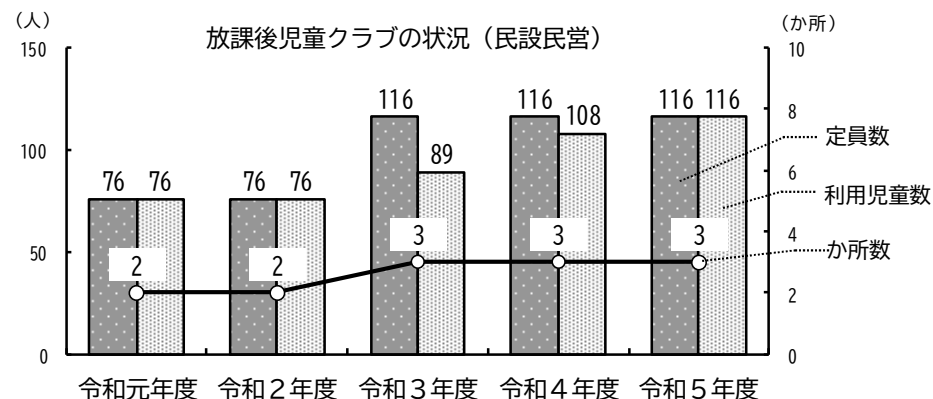
本市の放課後児童クラブにおける定員数・利用児童数・か所数は横ばい傾向にあります。令和5年度で定員数1,546人、利用児童数1,375人となっています。



資料：子育て応援課

② 放課後児童クラブの状況（民設民営）

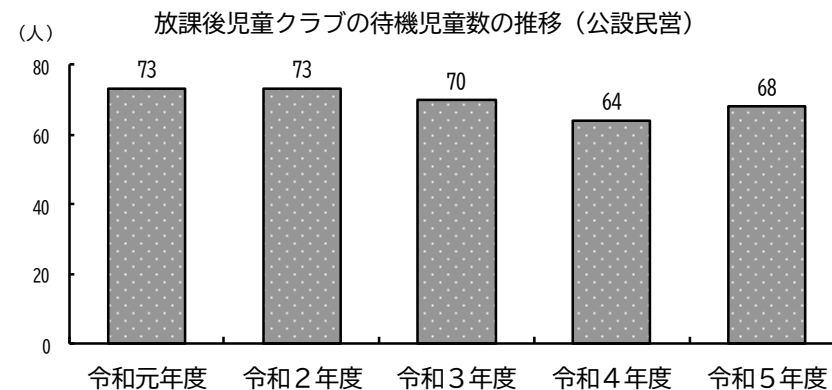
本市の放課後児童クラブにおける定員数・利用児童数・か所数は増加傾向にあります。令和5年度で定員数、利用児童数ともに116人となっています。



資料：子育て応援課

③ 放課後児童クラブの待機児童数の推移（公設民営）

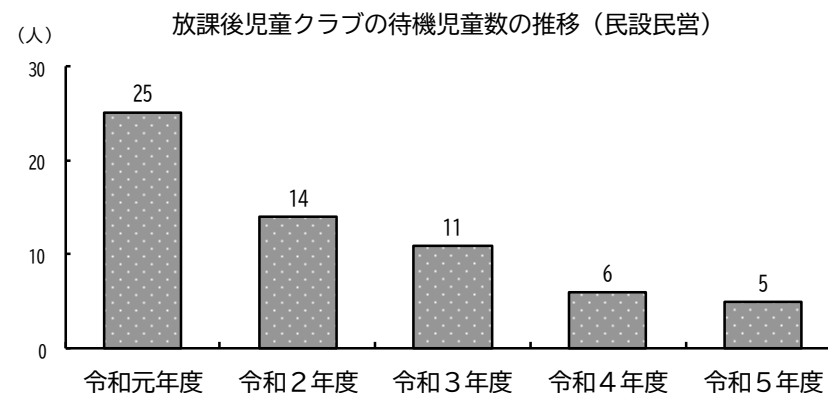
本市の待機児童数の推移をみると、令和元年度以降はほぼ横ばいとなっており、令和5年度では68人となっています。



資料：子育て応援課

④ 放課後児童クラブの待機児童数の推移（民設民営）

本市の待機児童数の推移をみると、令和元年度以降減少しており、令和5年度では5人となっています。

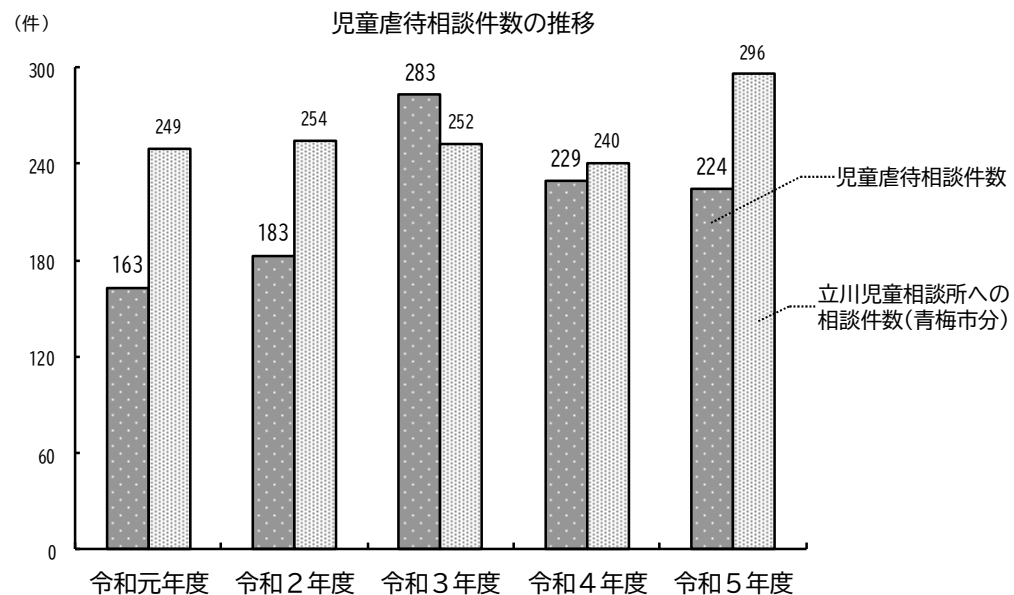


資料：子育て応援課

(8) その他の状況

① 児童虐待相談件数の推移

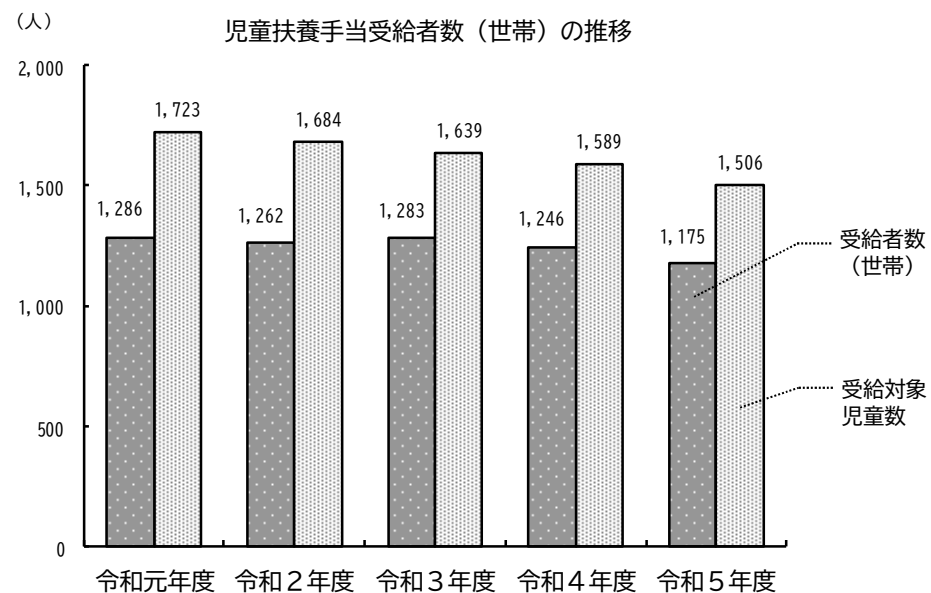
本市の児童虐待相談件数は令和3年度以降減少傾向にあります。一方、立川児童相談所への相談件数（青梅市分）は増加傾向にあります。



資料：こども家庭センター
立川児童相談所

② 児童扶養手当受給者数（世帯）の推移

本市の児童扶養手当受給者数（世帯）は令和3年度以降減少で推移し、受給対象児童数は年々減少しており、令和5年度で受給者数（世帯）が1,175人、受給対象児童数が1,506人となっています。

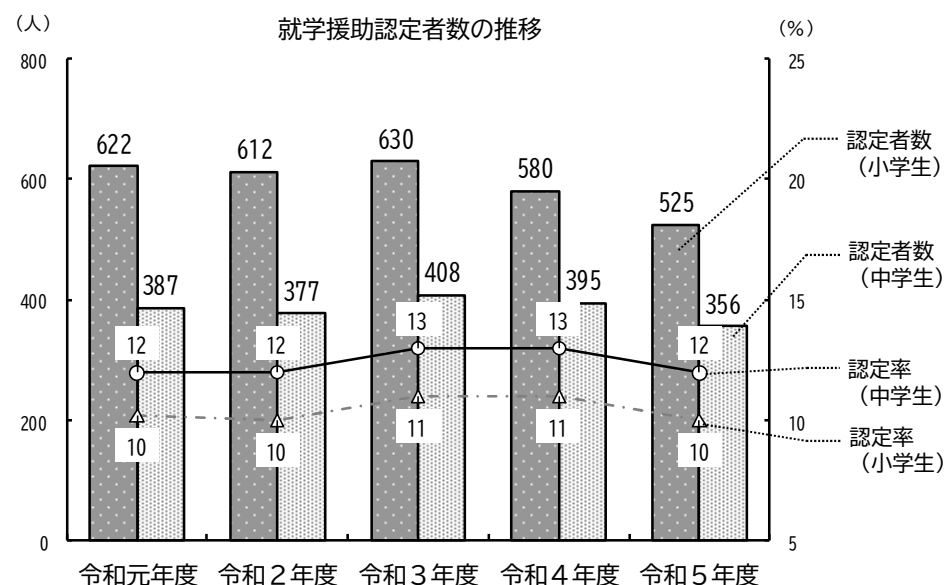


資料：こども育成課

③ 就学援助認定者数の推移

本市の小学生における就学援助認定者数は令和3年度以降減少、認定率は横ばい傾向にあり、令和5年度に認定者数が525人、認定率が10%となっています。

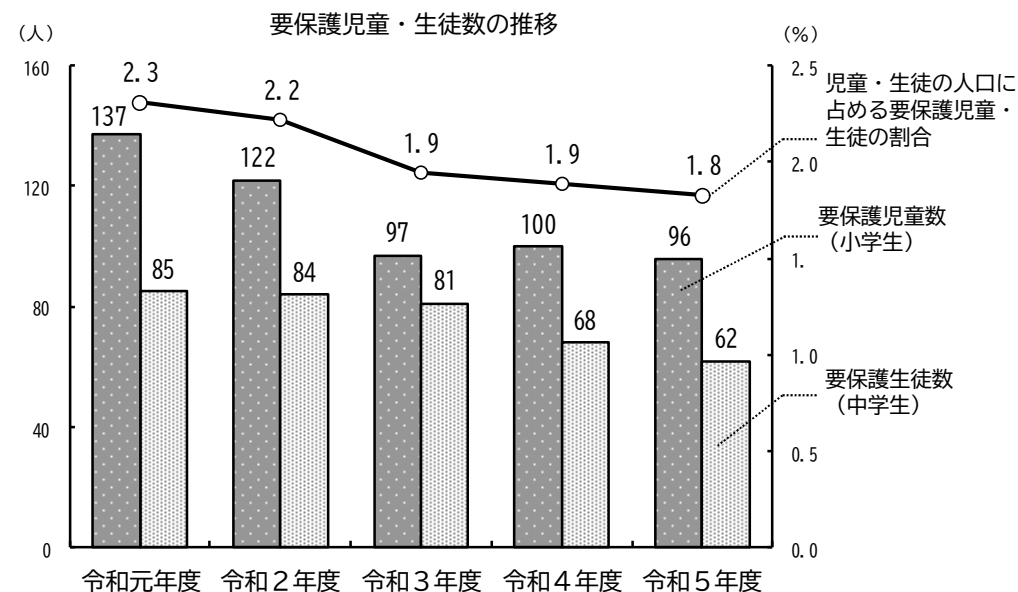
また、本市の中学生における就学援助認定者数は令和3年度以降減少、認定率は横ばい傾向にあり、令和5年度に認定者数が356人、認定率が12%となっています。



資料：学務課

④ 要保護児童・生徒数の推移

本市の要保護児童数（小学生）は令和3年度以降横ばい傾向にあり、令和5年度で96人となっています。要保護生徒数（中学生）は減少傾向にあり、令和5年度で62人となっています。児童・生徒の人口に占める要保護児童・生徒の割合は減少傾向にあり、令和5年度には1.8%となっています。

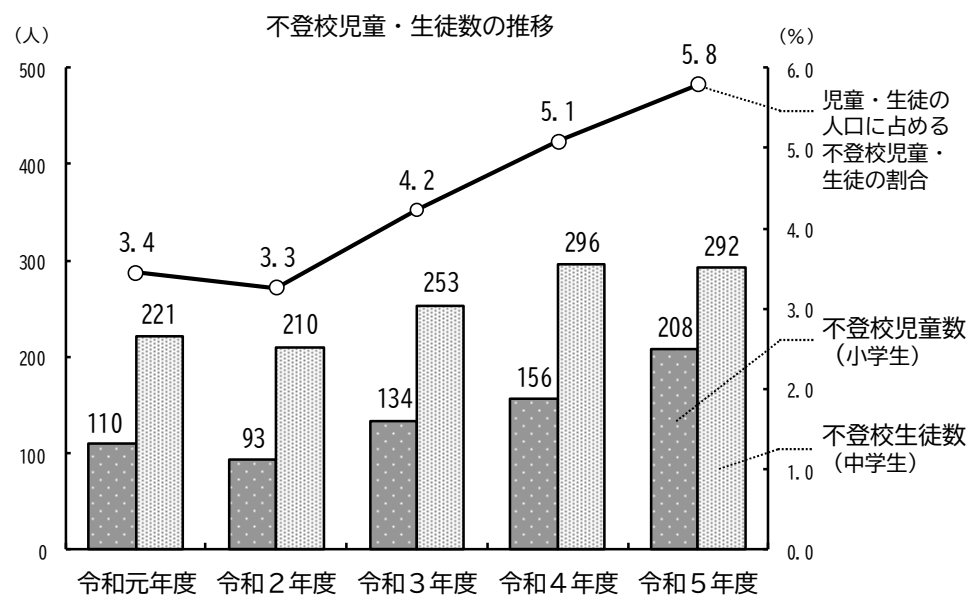


※ここでの要保護児童・生徒数とは、学校教育法にもとづく就学援助制度における要保護者の児童・生徒数を指す。

資料：学務課

⑤ 不登校児童・生徒数の推移

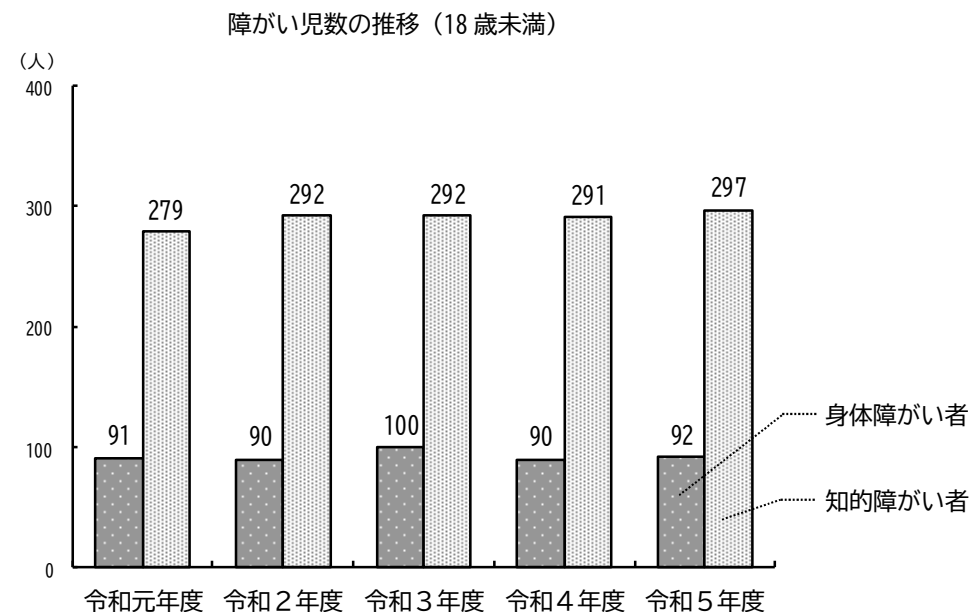
本市の不登校児童数（小学生）は増加傾向にあり、令和5年度に208人となっています。不登校生徒数（中学生）も増加傾向にあり、令和5年度に292人となっています。児童・生徒の人口に占める不登校児童・生徒の割合は増加傾向にあり、令和5年度には5.8%となっています。



資料：指導室

⑥ 障がい児数の推移（18歳未満）

本市の身体障がい者数は横ばいで推移しており、令和5年度に92人となっています。一方、知的障がい者数は増加傾向にあり、令和5年度に297人となっています。



資料：障がい者福祉課

3 実態調査結果からみえる現状

(1) 調査の概要

本計画を策定するための基礎資料を得るため、「こども・子育て推進に関する実態調査」を実施し、子育て支援に関するサービスの利用状況や今後の利用希望、市民の子育てに関する意識を調査しました。

① 調査対象

令和5年7月1日現在の市民で、以下に該当する保護者および中学生・高校生から、各地域の人口を勘案したうえで、無作為抽出しました。

対象者		配布数
保護者	就学前のこどもの保護者	1,000名
	就学児童の保護者	1,000名
	中学生の保護者	500名
	高校生（相当年齢者含む）の保護者	500名
中学生・高校生	中学生	500名
	高校生（相当年齢者含む）	500名

② 調査期間 令和5年8月4日～令和5年9月10日

③ 調査方法 郵送配布・郵送回収およびインターネット回答

④ 回収状況

対象者	配布数	有効回答数	有効回答率
保護者	3,000通	1,225通(398通)	40.8%
中学生・高校生	1,000通	258通(79通)	25.8%

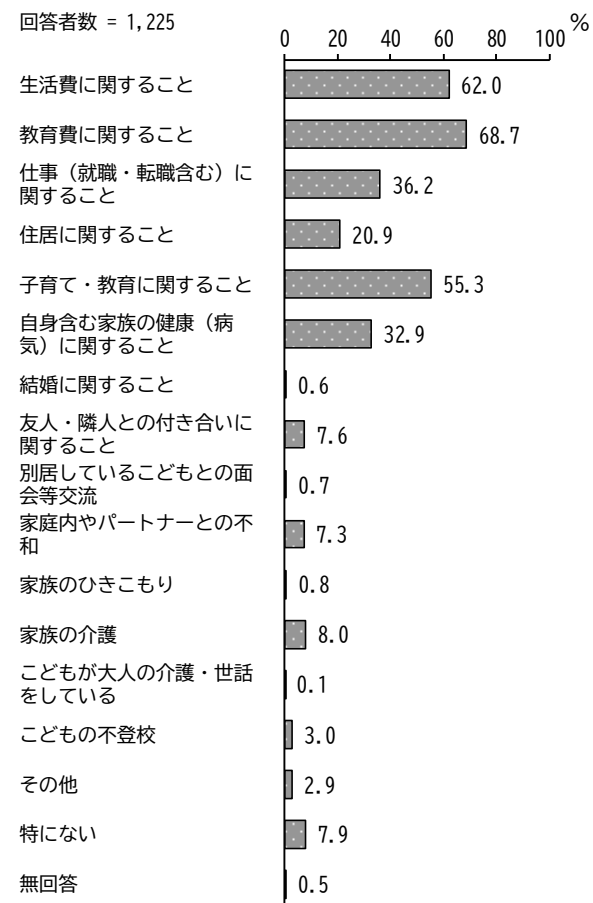
※有効回答数の（ ）はうちインターネット回答数

(2) 子育て環境や暮らしの状況について【保護者】

① 生活するうえでの不安や悩み

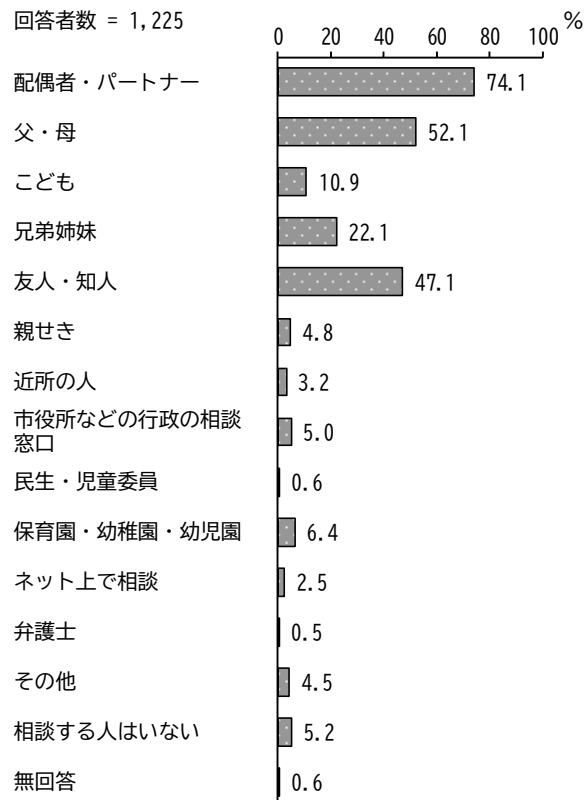
「教育費に関すること」が68.7%と最も高く、次いで「生活費に関すること」が62.0%、「子育て・教育に関すること」が55.3%となっています。

回答者数 = 1,225



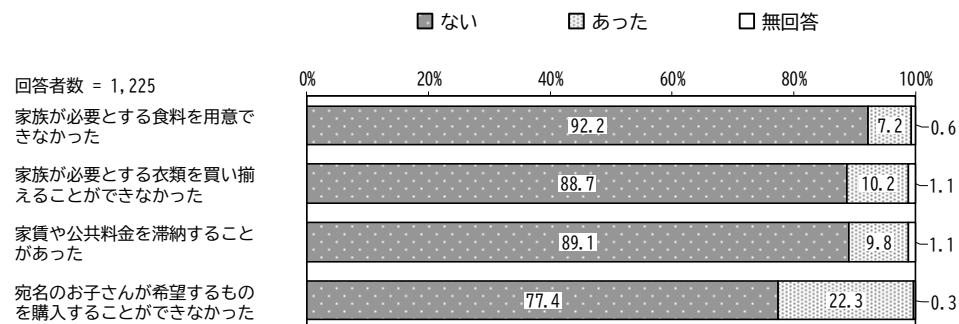
② 不安や悩み、困り事の相談相手

「配偶者・パートナー」が74.1%と最も高く、次いで「父・母」が52.1%、「友人・知人」が47.1%となっています。



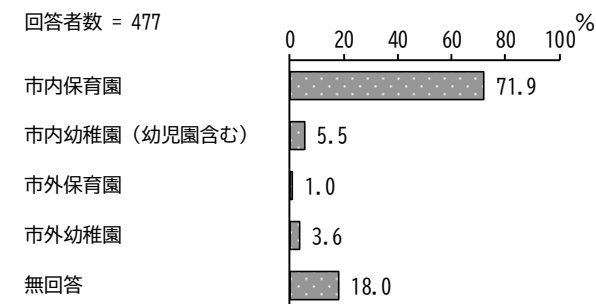
③ お金が足りなくて困ったことの有無

『宛名のお子さんが希望するものを購入することができなかった』で「あった」の割合が高くなっています。



④ 入園している保育園・幼稚園・幼児園

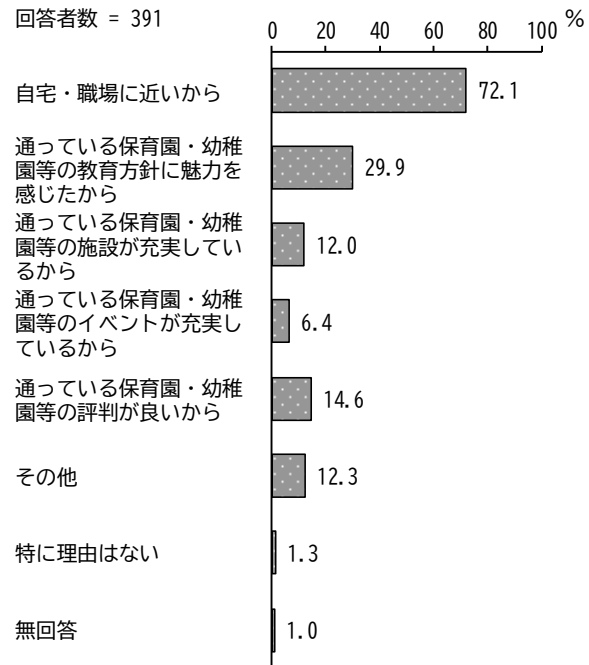
「市内保育園」が71.9%と最も高くなっています。



⑤ 現在の保育園・幼稚園等を選んだ理由

「自宅・職場に近いから」が72.1%と最も高く、次いで「通っている保育園・幼稚園等の教育方針に魅力を感じたから」が29.9%、「通っている保育園・幼稚園等の評判が良いから」が14.6%となっています。

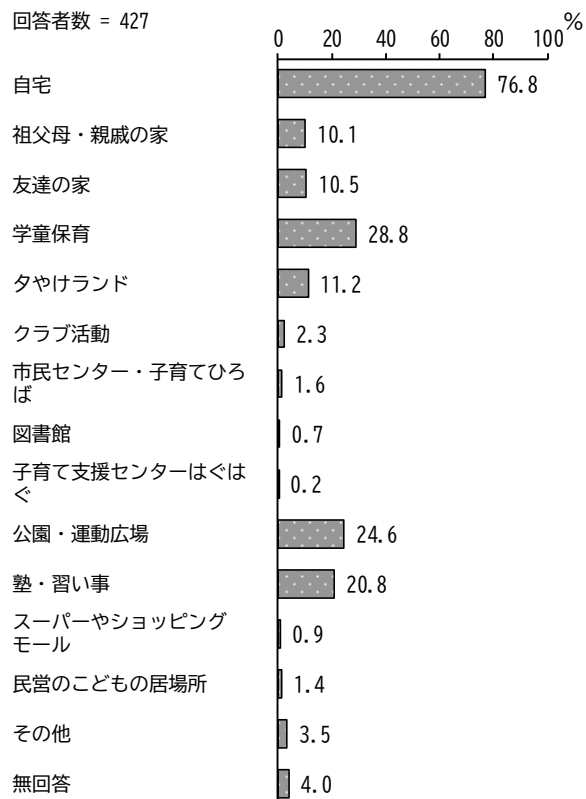
回答者数 = 391



(3) こどもの生活・好きな遊びなどについて【保護者】

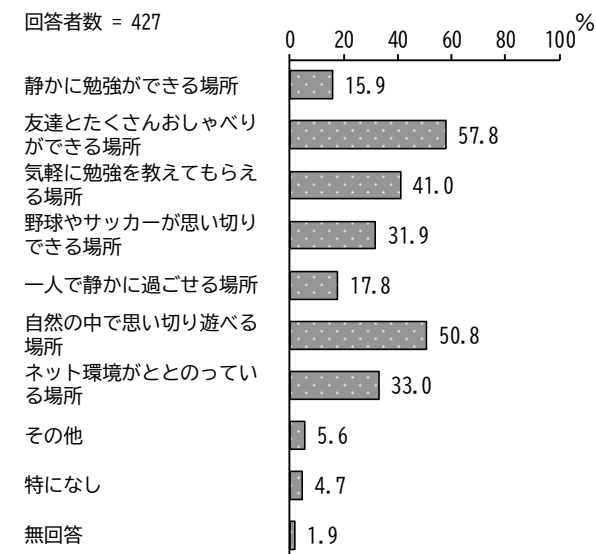
① 放課後の過ごし方

「自宅」が76.8%と最も高く、次いで「学童保育」が28.8%、「公園・運動広場」が24.6%となっています。



② あったらいいと思う場所

「友達とたくさんおしゃべりができる場所」が57.8%と最も高く、次いで「自然の中で思い切り遊べる場所」が50.8%、「気軽に勉強を教えてもらえる場所」が41.0%となっています。

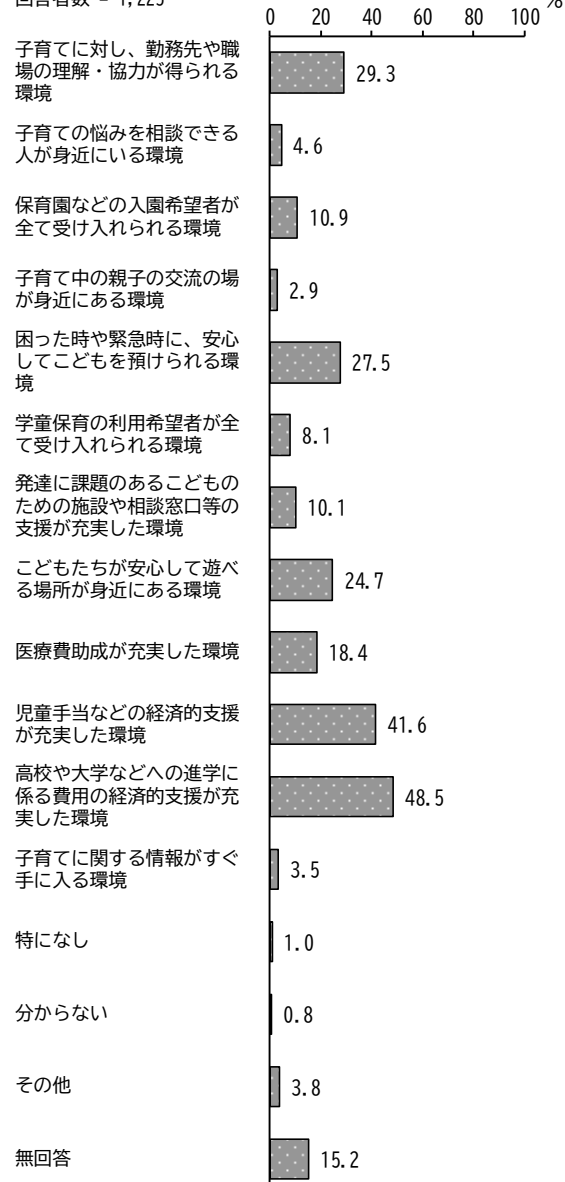


(4) 子育てについて【保護者】

① 子育てがしやすくなると思う環境

「高校や大学などへの進学に係る費用の経済的支援が充実した環境」が48.5%と最も高く、次いで「児童手当などの経済的支援が充実した環境」が41.6%、「子育てに対し、勤務先や職場の理解・協力が得られる環境」が29.3%となっています。

回答者数 = 1,225

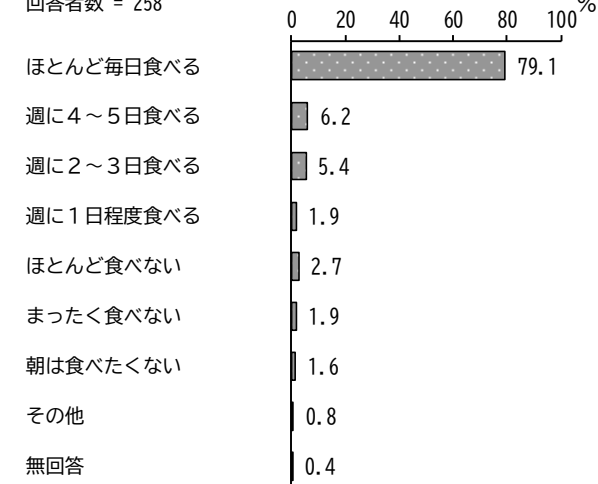


(5) こどものふだんの生活について【中学生・高校生】

① 朝食の摂取頻度

「ほとんど毎日食べる」が79.1%と最も高くなっています。

回答者数 = 258

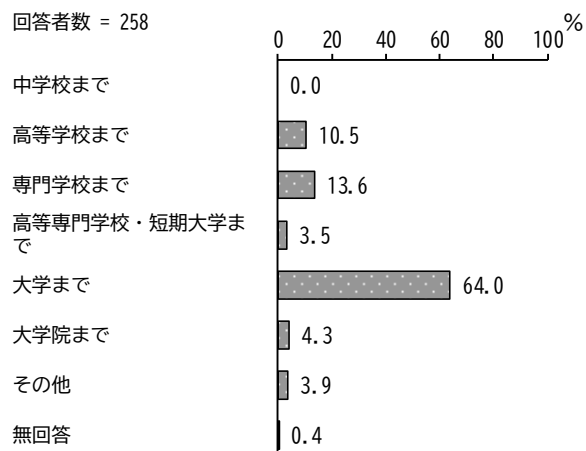


(6) こどもの将来のことについて【中学生・高校生】

① 理想的な進学

「大学まで」が64.0%と最も高く、次いで「専門学校まで」が13.6%、「高等学校まで」が10.5%となっています。

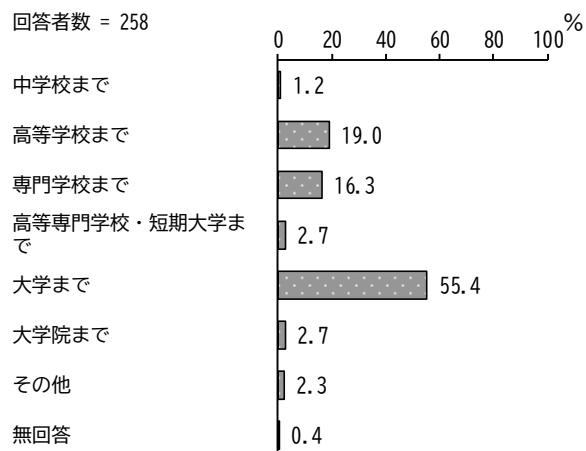
回答者数 = 258



② 現実的な進学

「大学まで」が55.4%と最も高く、次いで「高等学校まで」が19.0%、「専門学校まで」が16.3%となっています。

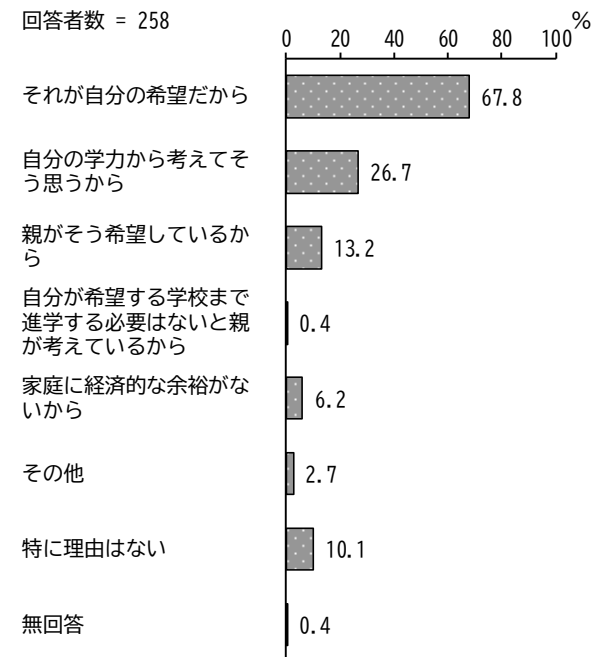
回答者数 = 258



③ 現実的に考えた際の理由

「それが自分の希望だから」が67.8%と最も高く、次いで「自分の学力から考えてそう思うから」が26.7%、「親がそう希望しているから」が13.2%となっています。

回答者数 = 258

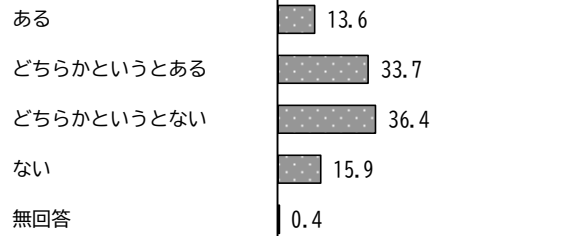


(7) こどものふだん考えていることについて【中学生・高校生】

① 自分に自信があるか

「どちらかというない」が36.4%と最も高く、次いで「どちらかというある」が33.7%、「ない」が15.9%となっています。

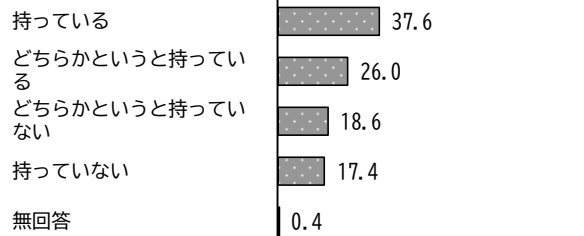
回答者数 = 258



② 自分の将来の夢や目標を持っているか

「持っている」が37.6%と最も高く、次いで「どちらかという持っている」が26.0%、「どちらかという持っていない」が18.6%、「持っていない」が17.4%となっています。

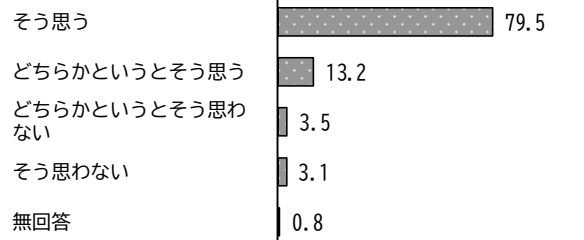
回答者数 = 258



③ 将来働きたいと思うか

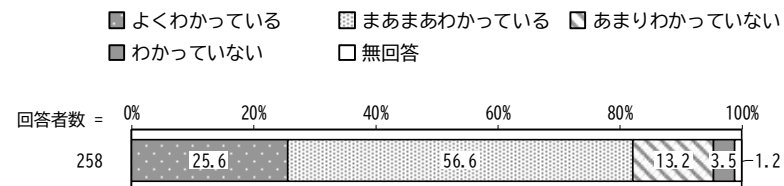
「そう思う」が79.5%と最も高く、次いで「どちらかというそう思う」が13.2%となっています。

回答者数 = 258



④ 学校の授業の理解度

「まあまあわかっている」が56.6%と最も高く、次いで「よくわかっている」が25.6%、「あまりわかっている」が13.2%となっています。



⑤ 人間関係

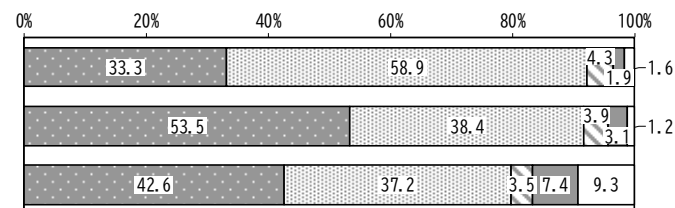
『友だちとの関係』では「うまくいっている」が53.5%、「まあうまくいっている」が38.4%、「あまりうまくいっていない」が3.9%、「うまくいっていない」が3.1%となっています。

回答者数 = 258

先生との関係

友だちとの関係

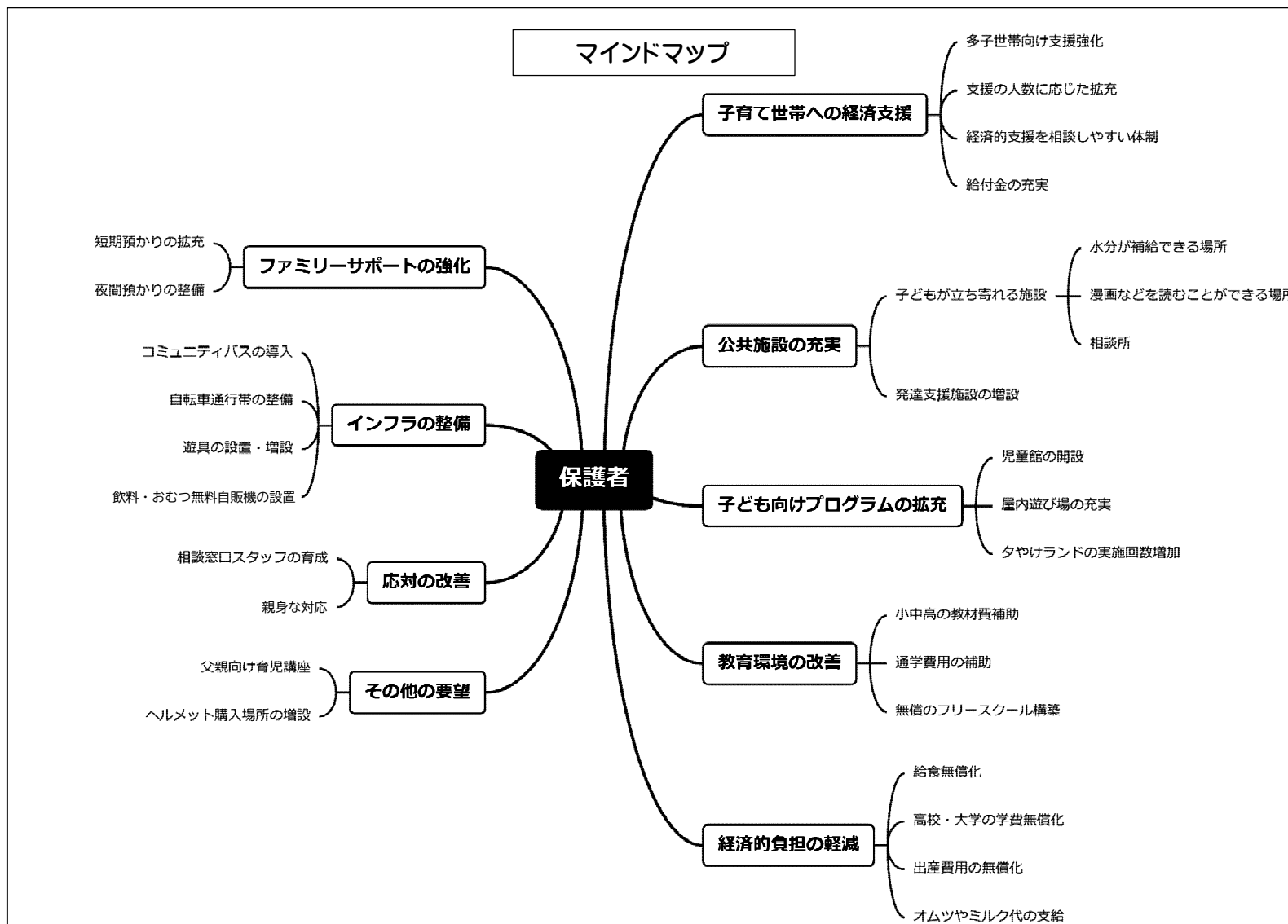
部活動での人間関係



(8) 自由意見の分析

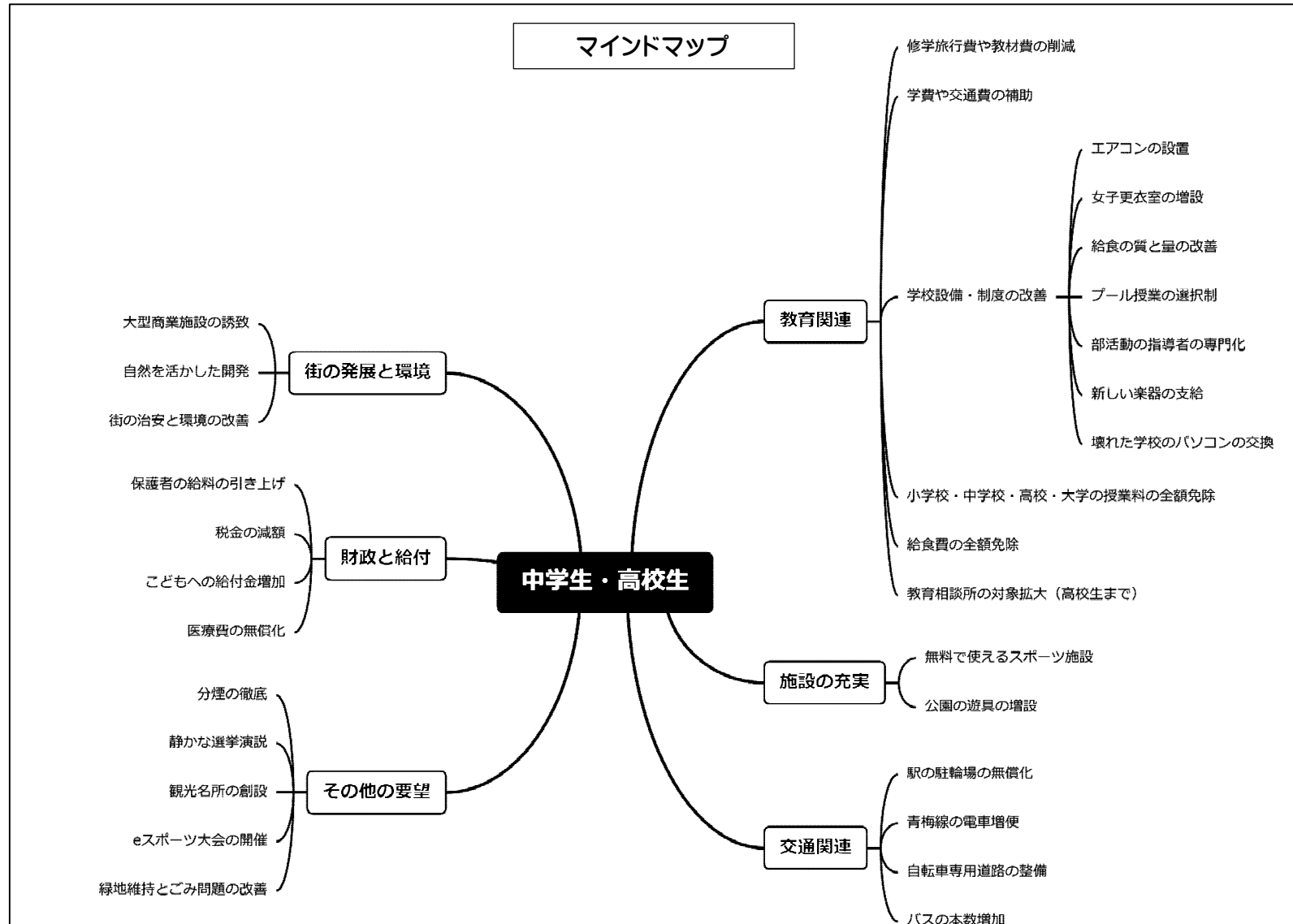
① 子育て支援の取組で、あったら良いと思うサービス【保護者】

AI分析を用いて、自由意見を整理しました。その結果、子育て支援の取組で、あったら良いと思うサービスとして「経済的負担の軽減」や「公共施設の充実」などの意見が、複数寄せられていました。



② 自分や家族のために、市に求めること【中学生・高校生】

AI分析を用いて、自由意見を整理しました。その結果、自分や家族のために、市に求めることとして「街の発展と環境」についてや「施設の充実」などの意見が、複数寄せられていました。



4 従前計画の進捗状況

従前の第2期青梅市子ども・子育て支援事業計画に掲載した事業に関する検証を行いました。

(1)「子ども・子育て支援法」に掲げられた事業の評価

子ども・子育て支援法等にもとづく法定事業を、4段階で評価・検証しました。未実施の2事業（事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業）を除いた24事業のうち、A評価が23事業、B評価が1事業となっています。

評価	進捗度（数値上の目安（実際の確保数値/目標確保数値））	
A	計画通り又は計画に先行して進んでいる	100%以上
B	おおむね計画通り	80%～100%未満
C	遅れが生じている	50%～80%未満
D	大幅に遅れが生じている	50%未満

事業		提供区域	評価	
施設型給付	(1)幼稚園・幼児園	1	-	A
	(2)認可保育所等	3	2号認定	A
			3号認定（0歳）	
			3号認定（1・2歳）	
	(3)認定こども園	3	1号認定	A
			2号認定	
			3号認定（0歳）	
			3号認定（1・2歳）	
地域型保育給付	(1)小規模保育事業	3	3号認定（0歳） 3号認定（1・2歳）※	A
	(2)家庭的保育事業	3	3号認定（0～2歳）※	A
	(3)事業所内保育事業	3	-	-
	(4)居宅訪問型保育事業	1	-	-

事業		提供区域	評価	
相談支援	(1)利用者支援事業	1	A	
	(2)地域子育て支援拠点事業	3	A	
訪問系事業	(1)乳幼児家庭全戸訪問事業	1	A	
	(2)養育支援訪問事業	1	A	
	(3)新生児訪問事業	1	A	
	(4)未熟児訪問事業	1	A	
通所系事業	(1)子育て短期支援事業	1	A	
	(2)一時預かり事業（保育所等）	3	A	
	(3)一時預かり事業	①幼稚園	1	A
		②ファミリー・サポート・センター等	1	A
	(4)延長保育事業	3	A	
	(5)病児・病後児保育事業	1	A	
	(6)学童保育事業(放課後児童クラブ)	4	B	
	(7)放課後子ども総合プラン 青梅市行動計画	-	A	
その他事業	(1)ファミリー・サポート・センター事業	1	A	
	(2)妊婦健康診査事業	1	A	
	(3)実費徴収にかかる補足給付を行う事業	1	A	
	(4)多様な主体が参画することを促進するための事業	3	A	
	(5)児童虐待防止ネットワーク事業	1	A	

※3号認定児は、満3歳の誕生日を迎えると2号認定となります。誕生日を迎えた同年度内は2歳児クラスとなります。

(2) 各事業の評価

第2期青梅市子ども・子育て支援事業計画に掲載した各事業の評価・検証結果は以下のとおりです。第2期計画の項目別に評価結果を記載しています。全体としては、「効果的な取組を行った」事業が多数となっていますが、「1 子どもが伸びやかに育つまちづくり」において「課題が残った」事業が1事業となっています。

体系	評価			
	○	△	×	-
1 子どもが伸びやかに育つまちづくり	39	2	1	2
(1)子どもが安心して楽しく過ごせるまちづくり	7	1	1	1
(2)「生きる力」を育む教育の推進	13	0	0	0
(3)子どもの人権の尊重	12	1	0	0
(4)子どもの地域での活動を応援するまちづくり	6	0	0	0
(5)子どもの健全な成長への支援	1	0	0	1
2 子育ての喜びを感じられるまちづくり	14	0	0	0
(1)男女がともに子育ての喜びを感じられるまちづくり	7	0	0	0
(2)地域・世代間交流を進めるまちづくり	2	0	0	0
(3)地域の子育ての場とネットワークづくり	5	0	0	0
3 全ての子育て家庭を支援する地域づくり	22	0	0	2
(1)子育て相談・情報提供体制の充実	6	0	0	1
(2)子育て支援サービスの充実	2	0	0	0
(3)地域における切れ目のない妊娠・出産体制の強化	12	0	0	1
(4)施設職員に対する支援	1	0	0	0
(5)放課後等の居場所づくりへの支援	1	0	0	0

○＝効果的な取組を行った △＝一部取組を行った ×＝課題が残った

－＝評価該当なし（事業終了、今年度該当なし）

体系	評価			
	○	△	×	-
4 働きながら子どもを育てる家庭への支援の充実	17	0	0	4
(1)教育・保育サービスの充実	1	0	0	2
(2)産後の休業および育児休業後の特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保	1	0	0	0
(3)労働者の職業生活と家庭生活との両立	7	0	0	2
①仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し	2	0	0	0
②仕事と子育ての両立のための基盤整備	5	0	0	2
(4)子育て世代の保護者負担の軽減	8	0	0	0
5 保護者と子の健康づくり	6	0	0	0
(1)保険・医療体制の充実	3	0	0	0
(2)保護者と子の健康づくり支援の充実	2	0	0	0
(3)思春期保険対策の推進	1	0	0	0
6 支援が必要な子どもと家庭への支援の充実	43	2	0	1
(1)子どもの虐待防止の取組の充実	1	0	0	0
(2)ひとり親家庭等の自立支援	1	0	0	0
(3)障がいのある子どものいる家庭への支援の充実	7	0	0	1
(4)貧困による困難を抱える子どもたちへの支援	34	2	0	0
①教育の支援	12	0	0	0
②生活の支援	8	1	0	0
③保護者に対する就労支援	4	1	0	0
④経済的支援	10	0	0	0
合計	141	4	1	9

5 本計画で取り組むべき課題

統計資料やアンケート調査からみる市の現状および第2期子ども・子育て支援事業計画の進捗状況を踏まえた上で、市総合長期計画が10年後に目指す姿、および子ども大綱が示す「こどもまんなか社会」の実現に向けて、本計画において市が取り組むべき課題として、子ども大綱に記載の子ども施策に関する以下3つの重要事項を視点として整理します。

- (1) こどものライフステージを通した重要事項
- (2) こどものライフステージ別の重要事項
- (3) 子育て当事者への支援に関する重要事項

(1) こどものライフステージを通した重要事項に関する課題

市内在住・在学の小学生から18歳までを対象として実施したこどもアンケートでは、「子どもの権利」について、「聞いたことがない（初めて聞いた）」と回答したこどもは39.4%であり、教育現場においてこどもへの教育や、社会全体への周知、家庭内等での普及を進め、その認知度を高めていく必要があります。

地域子育て支援拠点事業（子育てひろば）についても、不足なく提供できているものの、計画値より利用申請者数が少ない現状となっています。学童保育や子育てひろばは、こどもの居場所の確保と密接に関わる事業であるため、事業の検討が必要です。

こども・若者への相談支援や保健医療の提供を推進し、貧困の世代間連鎖を断ち切るための教育支援や経済的支援も強化するとともに、障害の早期発見や早期療育のため障がい児支援や医療的ケア児への支援も充実に努めていくことが大切です。

児童虐待防止対策として、総合的な相談窓口の充実や、保護者の育児不安やストレスの解消、虐待の早期発見と児童の保護への取組については、地域住民も当事者意識を持ち、こどもを守る意識を醸成することが重要です。

こども・若者の自殺対策や犯罪から守る取組として、インターネットの安全利用支援や情報リテラシーの習得支援を行い、こどもが安心して生活できる環境整備に取り組む必要があります。

安心して外出できる環境の整備として、こどもたちが安心して遊べる場所の確保や、公園の設備・整備、安全対策の推進が求められています。防犯・交通安全対策や防災対策を進め、こどもや若者が自らと他者の安全を守るための教育も必要です。

（２）こどものライフステージ別の重要事項に関する課題

アンケート調査によると、就学前のこどもをもつ保護者の６割が子育てや教育に関する悩みを抱えており、妊娠・出産から安心して子育てができるよう、周産期のニーズに応じた情報提供や相談支援、保健・医療・福祉の支援体制の強化が求められています。また、産後ケアや養育者のメンタルヘルス支援、若年妊婦への支援も重要です。

その他、子育て中の親子の交流の場が身近にある環境が求められており、保護者が家庭でこどもの基本的な生活習慣や自立心を育むための家庭教育支援を推進し、地域のニーズに応じた交流の場や子育て支援を提供することが必要です。

保育所・幼稚園等を利用する理由として「自宅・職場に近いから」が最も多く、次いで「教育方針に魅力を感じたから」「評判が良いから」が続きます。多様化する就労形態や就労時間に対応するため、教育・保育事業の充実が求められます。

こども自身については、中学生・高校生のアンケート調査では、自分に自信があると答えた中学生・高校生は約５割であり、自己肯定感の醸成や道徳教育、情報モラル教育の推進が重要です。また、朝食を毎日食べていないこどもが２割程度いるため、共食の推進および食育の周知が必要です。将来の夢や目標を持つ中学生・高校生は６割以上で、社会で活躍する人との関わりや職場体験・ボランティアの機会を充実させることが求められます。

教諭・保育士等の質を向上させるための研修や人材確保とともに、保護者・養育者支援も重要であり、保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の人材育成・確保・処遇改善や現場の負担軽減、職員配置基準の改善が必要です。

青年期においては、中学生・高校生のアンケート調査で「大学まで行きたい」と答えた割合が64.0%ですが、現実にはどうなると思うかでは55.4%にとどまっています。若者が家庭の経済状況にかかわらず大学等に進学できるよう、高等教育段階の修学支援が求められます。また、将来働きたいと答えた中学生・高校生は９割以上で、就職活動段階でのマッチング向上や早期離職の抑制が必要です。結婚を希望する方への支援として、出会いの機会や場の創出支援を推進し、広域での展開、官民連携、伴走型の支援を充実させることが必要です。

（３）子育て当事者への支援に関する重要事項に関する課題

アンケート調査によると、高校や大学への進学費用の支援が最も求められており、児童手当などの経済的支援も重要視されています。今後も、安心して子育てができるよう、経済的支援の充実が必要です。また、地域子育て支援や家庭教育支援においては、地域全体で子育てを支援するボランティアネットワークを構築し、困った時や緊急時にこどもを預けられる環境の整備が求められています。学校、地域、家庭のつながりを強化し、子育て支援事業の充実を図ることが重要です。

事業の進捗状況をみると、子育て短期支援事業や一時預かり事業において計画値よりも利用申請者数が少ない状況となっており、事業の周知が必要な状況となっています。また、延長保育事業では、全ての希望者に提供できてはいるものの、計画値よりも利用申請者数が多い状況となっており、需要を見極めた事業の実施が求められます。

また、市のその他の事業については、共働き・共育での推進や男性の家事・子育てへの参画促進に向けて、ワーク・ライフ・バランスの普及啓発に努めています。引き続き、育児休業の取得しやすい環境づくりや、多様な働き方に対応した支援策の充実が必要です。

ひとり親家庭への支援として、家事や子育ての援助、自立に向けた就業支援、経済的支援など、各家庭の状況に応じた生活支援や子育て支援、就労支援が求められています。

子育て情報提供の充実を図るため、総合的な相談窓口や地域ごとの窓口を設置し、インターネット等を活用した情報提供を進め、サービス利用の必要性がある保護者が、必要なときに利用できる環境づくりが重要です。



第3章

計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本方針

我が国の「こども基本法」では、国際連合が定める「子どもの権利条約」の精神にのっとり、こどもがあらゆる差別を受けず、最善の利益が確保され、生命・生存・発達への権利およびこどもの自由な意見と社会参加が尊重される「こどもまんなか社会」に取り組んでいくこととされています。

こども自身がその権利を理解し自己を大切にし、人生に幸福を求め、世界平和や地域の持続可能な発展を志向する成人に成長するための教育と保護に努めていくための取組も定めていく必要があります。

本計画は、全てのこどもが誰一人取り残されることなく、将来への希望を持って健やかに育っていく「こどもがまんなかのまちづくり」の実現に向け、未来を担う青梅市に関わる全てのこどもたちの幸福な成長と自己実現を願い、策定するものです。

以上を踏まえ、こども政策を総合的に推進するための政府全体のこども施策の基本的な方針等を定めた「こども大綱」を勘案し、また、第7次青梅市総合長期計画のまちづくりの基本方向「2 こども・若者・教育・子育て」における10年後の市の目指す姿として掲げる3つの目標、

○全てのこどもが誰一人取り残されることなく、将来への希望を持って健やかに育っていく地域社会が実現しています。

○こどもや若者たちが未来に希望を持ち、その実現に向けて、生きる力を身につけながら前向きに取り組むことを学校や地域ぐるみで応援しています。

○多様な生き方が尊重される中で、家族や地域、職場や行政など、多くの理解と協力のもとで子育てをしています。

これらを総称する言葉として、
本計画の基本方針を、

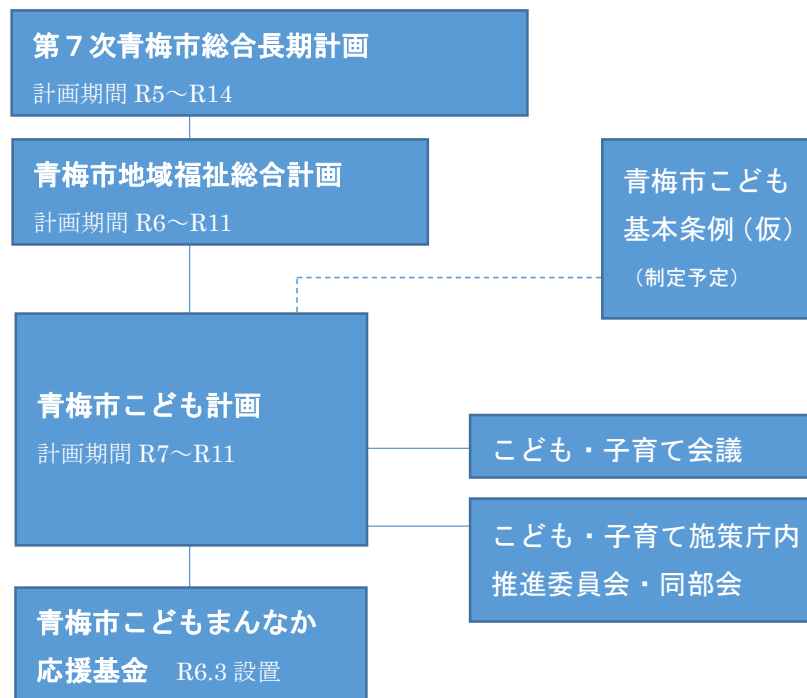
「こどもがまんなかのまちづくり」

とします。

なお、本計画における特に重要な施策について、具体的な取組を実施するための財源として、令和6年3月に設置した「青梅市こどもまんなか応援基金」を活用し、計画を滞りなく推進していきます。

また、「こどもまんなか社会」の実現に向けた、基本理念を定める「青梅市こども基本条例（仮）」の制定については、本計画の重要な施策のひとつとし、こどもや若者、市民との対話を積み重ね、作り上げていくこととします。

●計画推進の体系



2 計画の目指すところ

本計画の基本方針「こどもがまんなかのまちづくり」を踏まえ、
計画の目指すところとして、

1 こどものウェルビーイングを実現します

こども基本法にのっとり全てのこどもの福祉の実現を目指す

※「ウェルビーイング」とは、「身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態」を表す言葉です

2 こどもの成長に応じた子育て・子育てを支援します

こどもの成長に合わせた適切な支援の充実を目指す

3 保護者が安心して産み・育てることができる環境を確保します

子育て当事者への支援の充実を目指す

の 3つを基本目標 とします。

3 計画の構成

[基本方針]

[基本目標]

[基本施策]

子どもがまんなかのまちづくり

1
こどもの
ウェルビーイングを実現します

- (1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有および権利の保障
- (2) 多様な遊びや体験・活躍ができる機会や居場所づくり
- (3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
- (4) こどもの貧困の解消に向けた対策
- (5) 障がい児支援・医療的ケア児等への支援
- (6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進およびヤングケアラーへの支援
- (7) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

2
こどもの成長に応じた
子育て・子育てを
支援します

①
誕生前から
幼児期まで

- (1) 母子の健康支援
- (2) 親子の成長と交流の場の支援
- (3) 教育・保育サービスの充実

②
学童期
・
思春期

- (1) 教育環境の充実
- (2) 豊かな心と体づくり
- (3) 安心して学ぶことのできる環境づくり

③
青年期

- (1) 就学支援の充実
- (2) 就労支援の充実
- (3) 結婚を希望する方への支援
- (4) 相談体制の充実

3
保護者が安心して産み・育てることが
できる環境を確保します

- (1) 妊娠から出産、子育て・教育の経済的負担の軽減
- (2) 地域子育て支援、家庭教育支援
- (3) 男女協働の子育ての推進
- (4) ひとり親家庭への支援
- (5) 子育て相談・情報提供の充実
- (6) 持続可能な地域社会の形成

本計画は、こども家庭庁が示した「自治体こども計画策定のためのガイドライン（令和6年5月）」を踏まえ、左の図のとおり各施策を体系化することにより、基本目標の達成を目指すものです。

各基本目標に向けての各施策や事業については、以下とおり整理し、推進を図ることとします。

●基本施策／施策の展開

こども大綱で示された「こども施策に関する重要事項」、「こども施策に関する基本的な方針」、「3つの重要事項」を踏まえて、設定した3つの基本目標を達成するための施策を体系化しています。

この体系に則して、本計画に掲げる基本方針および基本目標達成のため、第4章に示す各事業を推進していきます。

●総合長期計画における施策の方向性

総合長期計画の「まちづくりの基本方向」の「2こども・若者・教育・子育て」で示される施策の方向性について、体系に組み込み、整合を図るものです。

●重点事業

基本方針および基本目標達成のため、計画期間中に重点的に取組を進めていく事業です。

●チャレンジ事業

基本方針および基本目標達成の目指す方向性を、さらに充実させるために、計画期間中に事業実施の検討に取り組む事業です。

「青梅市子ども・子育て会議」および「青梅市こども・子育て施策庁内推進委員会・同部会」において提案された意見、ならびに「こども若者意見聴取会」において得た意見を、事業化することについて検討していくものです。

また、基本施策において、対象となる事業が未実施となっている場合に、その実施を検討するものです。

基本目標1 こどものウェルビーイングを実現します

こども基本法の精神にのっとり、全てのこどもの福祉の実現を目指す

全てのこども・若者が、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会を実現します。

そのため、こども・若者の権利の意識の醸成に向けて、啓発をしていきます。さらに、こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図ります。



●基本施策／施策の展開

（１）こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有および権利の保障

- ①「青梅市こども基本条例（仮）」の制定
- ②「こども基本法」の周知
- ③こどもの権利に関する理解普及・促進、権利の保障

（２）多様な遊びや体験・活躍ができる機会や居場所づくり

- ①遊びや体験活動の推進、居場所づくり
- ②生活習慣の形成・定着
- ③こども・若者が活躍するこどもまんなかまちづくり

（３）こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

- ①成育医療等に関する相談支援
- ②慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援

（４）こどもの貧困の解消に向けた対策

- ①教育の支援
- ②生活の安定に資するための支援
- ③保護者の就労支援
- ④貧困に対する経済的支援

（５）障がい児支援・医療的ケア児等への支援

- ①地域における支援体制の強化
- ②インクルージョン（社会的包摂）の推進
- ③特別支援教育等

（６）児童虐待防止対策と社会的養護の推進およびヤングケアラーへの支援

- ①児童虐待防止対策等の更なる強化
- ②社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援
- ③ヤングケアラーへの支援

（７）こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

- ①こども・若者の自殺対策
- ②ネット・リテラシーの普及・啓発
- ③事故・災害、非行・犯罪・性暴力等からこどもを守る環境整備

●総合長期計画における施策の方向性

- 2-1-1 こどもがまんなかのまちづくり
- 2-1-2 こども・若者の居場所づくり
- 2-1-4 心身の健やかな成長への支援の充実
- 2-1-5 こども福祉の充実強化
- 2-1-6 相談支援の充実
- 2-2-3 豊かな心と健やかな体の育成
- 2-2-6 特別支援教育・インクルーシブ教育の推進
- 2-4-4 青少年健全育成の推進
- 2-4-6 関係機関・団体等との連携・協力体制の構築

●重点事業

	事業内容・目標
1	「青梅市こども基本条例（仮）」の制定 【施策（１）①】 青梅市に育つ全てのこどもたちが幸せに成長できるまちづくりをめざす基本理念および取り組むべき施策の基本事項を定めた「青梅市こども基本条例（仮）」について、こどもや市民の参画による制定を目指します。
2	こどもの権利の周知・啓発 【施策（１）③】 全てのこども・若者に対して、自らが権利の主体であることの認識を普及するとともに、大人に対しても、「子どもの権利条約」および「こども基本法」の趣旨や内容について理解を深めるための情報提供や啓発を行い、社会全体での認識が深まるよう取組を進めていきます。
3	総合長期計画で示された各種居場所事業の検討 【施策（２）①】 各小学校区に、多世代交流拠点、プレーパーク、子ども食堂、学習支援等、家庭・学校・職場以外で、こども・若者が気軽に集まれる居場所づくりの検討を行います。
4	大型児童センターの設置に向けた検討 【施策（２）①】 「東青梅１丁目地内諸事業用地等整備基本計画」を踏まえた、こども・若者のための拠点およびこども・子育て支援機能の強化を目的とした大型児童センターの設置に向けた検討を行います。

	事業内容・目標
5	こどもまんなか応援基金の活用 【施策（２）③】 「こどもがまんなかのまちづくり」に寄与する各種事業の資金として活用を図ります。
6	こどもの意見聴取・意見表明機会の充実 【施策（２）③】 本計画や施策の推進にあたり、こどもたち自身が意見を表明できる仕組みづくり（こども会議・若者会議の設置など）に取り組みます。
7	こども家庭センター事業の充実 【施策（６）①】 こども家庭センターは、０歳から１８歳までのこどもとその家庭を対象とし、あらゆる相談に総合的に対応する相談窓口です。 児童虐待防止対策等の更なる強化に向けて、関係機関との連携や相談支援体制の充実に努めます。
8	ヤングケアラー対策の推進 【施策（６）③】 市内のヤングケアラーの実態を把握するとともに、その状況改善のための取組を推進していきます。

●チャレンジ事業

- こどもの権利の保障に取り組む組織づくり

青梅市こども基本条例（仮）の制定に合わせ、こどもの権利の保障に継続的に取り組む組織づくりの検討を行います。
- こども・中高生の居場所づくり

子育て支援センター、市民センター等を活用した、小学生から高校生までが利用できる居場所事業を実施できるよう検討します。

また、NPO活動支援を通した、いつでも迎え入れられるこどもの居場所の確保を推進します。
- こどもを守る暴力防止のための予防教育プログラムの展開

こどもたちに対する様々な暴力から自分の心とからだを守る暴力防止のための予防教育プログラムの実施を検討します。

基本目標２ こどもの成長に応じた子育て・子育てを支援します

こどもの成長に合わせた適切な支援の充実を目指す

① 誕生前から幼児期まで

妊娠・出産から安心して子育てができるよう、周産期に求められる様々なニーズに対して、切れ目ない情報提供や相談支援の充実、保健・医療・福祉の支援体制により、産前産後の支援の充実と体制強化への取組を進めていきます。

●基本施策／施策の展開

(１) 母子の健康支援

切れ目ない母子保健・医療の確保

(２) 親子の成長と交流の場の支援

こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

(３) 教育・保育サービスの充実

教育・保育サービスの適正な確保策の推進

●総合長期計画における施策の方向性

2-2-1 幼児教育の充実

2-5-3 各種健診の充実

2-5-4 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実



●重点事業

	事業内容・目標
1	母子保健事業の実施 【施策①(１)】 乳幼児健康診査、健康相談等の母子保健事業を通じて、母子に対する保健指導・相談等を実施し、母子の健康の保持・増進を図ります。
2	子育て支援事業の充実 【施策①(２)】 親子の成長、関係形成を支援します。 また、子育てひろば等で、親子のふれあう交流の場の提供および子育て相談、子育てに関する情報提供などを行います。
3	育児支援ヘルパー事業の活用普及 【施策①(２)】 出産前後の身体的・精神的に不安定な時期の育児や家事を支援し、孤立防止や不安解消を図るため、制度の拡充を進めます。 また、多子・多胎に対する支援も拡充します。

●チャレンジ事業

1. 若年妊婦への支援

予期せぬ妊娠等に悩む若年妊婦等が必要な支援を受けられるよう、乳児院や母子生活支援施設、NPOなどの民間団体とも連携しながら、取組を進めていきます。

② 学童期・思春期

中高生のアンケート調査では、自分に自信があると思う本市のこどもは、約5割程度となっており、こども家庭庁が行ったこども若者の自己肯定感の調査結果と比べ、低い数値となっています。

自己肯定感の醸成とともに、規範意識や思いやりの心を育て、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜き、地域の課題解決を社会の構成員として主体的に担う力を発達の段階に応じて身に付けることができるよう支援していきます。



●基本施策／施策の展開

(1) 教育環境の充実

- ①安心して学べる質の高い教育の提供等
- ②こども・若者の視点に立った居場所づくり
- ③地域社会と連携した教育体制の整備

(2) 豊かな心と体づくり

- ①こころのケアの情報提供や相談体制の充実
- ②成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
- ③地域社会と連携した心と体の健全育成の推進

(3) 安心して学ぶことのできる環境づくり

- ①安心して学ぶためのこどもへの支援
- ②高校中退の予防、高校中退後の支援

●総合長期計画における方向性

- | | |
|------------------------|------------------------|
| 2-2-2 確かな学力の向上 | 2-3-2 地域人材の活用 |
| 2-2-4 特色ある教育の推進 | 2-3-3 地域と連携した部活動の推進 |
| 2-2-5 ICT教育・STEAM教育の推進 | 2-3-4 教育相談体制の充実 |
| 2-2-7 不登校児童・生徒への支援の充実 | 2-4-2 家庭での学習習慣の定着促進 |
| 2-2-8 教育環境の充実 | 2-4-3 地域における教育・学習の場の充実 |
| 2-2-9 学校給食の充実 | 2-4-5 郷土愛の醸成 |
| 2-3-1 コミュニティ・スクールの推進 | |

●重点事業

	事業内容・目標
1	心身の健やかな成長のための相談支援体制の充実 【施策②(2)①】 こども・若者・家族が抱えている様々な悩みや問題、不安を受け止め、寄り添う相談支援の充実を図る。
2	誰もが参加できるあそびと体験の場の充実 【施策②(2)③】 青少年健全育成事業や青少年リーダー育成研修会等さまざまな体験機会を提供する事業の充実を図るとともに、体験格差が生じないよう努める。 自然や地域の中での遊び体験を通じ、郷土愛や自己肯定感の醸成を図る。

●チャレンジ事業

1. 地域と連携した郷土愛を育む気運の醸成

市内の自然・歴史・文化等を学ぶ「青梅学」と連携した、こどもたちの郷土愛を育む気運の醸成を図っていくことを検討します。

2. 不登校や高校中退者への支援

不登校の児童の居場所の確保、高校中退者のための進路についての学習会や相談等の支援体制を検討します。

③ 青年期

中高生アンケート調査では、理想的には、「大学まで」行きたいの割合が6割を超えていますが、現実的にはどうなると思うかでは、およそ10ポイント低下し、厳しいと考えている様子が伺えます。

進学を希望する若者が、家庭の経済状況にかかわらず、大学等の高等教育機関に進学する機会を確保できるよう、高等教育段階の修学支援をしていきます。

また、若者の就職活動段階において、マッチングの向上等を図ることや、結婚を希望する方への支援として、出会いの機会・場の創出支援について、効果の高い取組を推進し、より広域での展開、官民連携、伴走型の支援を充実させていきます。



●基本施策／施策の展開

(1) 就学支援の充実

高等教育の就学支援

(2) 就労支援の充実

就労支援、雇用と経済的基盤の安定の取組

(3) 結婚を希望する方への支援

結婚・新生活への支援

(4) 相談体制の充実

若者やその家族に対する相談体制の充実

●総合長期計画における施策の方向性

2-5-1 結婚新生活のスタートアップ支援

●重点事業

	事業内容・目標
1	結婚した方、希望する方への支援の充実 結婚した夫婦への支援を推進していく。【施策③(3)】

●チャレンジ事業

1. 高校生・大学生との協働プロジェクト

地域との関わりや自己実現の機会として、高校生・大学生との協働プロジェクトを立上げること検討します。

2. 若者が気軽に利用できる居場所の整備

若者が集まり、語り、仲間づくりができる居場所の設置を検討します。

3. ユースヘルスケアへの取組

若者が直面する思春期の「どうしよう」「困った」を解消し、プレコンセプションケアを含め健康管理をサポートするため、気軽に相談ができる体制の整備を検討します。

4. 若者の相談支援の体制整備

進学・就労・結婚の相談支援が受けられる体制について、整備を検討します。

子どもの権利条約について

「子どもの権利条約」は、1989年に国連総会で採択されました。
すべての子どもに基本的人権があることを国際的に保障するために定められた条約で、日本の子どもたちにとっても、とても大切な条約です。

子どもの権利条約の基本的な考え方は、次の4つで表されます。
それぞれ、条文に書かれている権利であるとともに、あらゆる子どもの権利の実現を考える時に合わせて考えることが大切な、「原則」としてとされています。
これらの原則は、日本の子どもに関する基本的な法律である「こども基本法」にも取り入れられています。

4 つ の 原 則



差別の禁止（差別のないこと）

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。



子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。



生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。



子どもの意見の尊重（子どもが意味のある参加ができること）

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

引用：公益財団法人日本ユニセフ協会ホームページ

基本目標３ 保護者が安心して産み・育てることができる環境を確保します

子育て当事者への支援の充実を目指す

本市では、子育て支援のための経済的負担軽減、地域ネットワークによる子育て・家庭教育支援、共働き家庭のワーク・ライフ・バランスの推進、ひとり親家庭への支援、子育て情報提供の充実、持続可能な地域社会の形成への取り組みを進めています。

アンケート調査では、進学費用の支援、緊急時の預け先確保、職場の理解・協力、情報提供の充実、こどもの安全確保が重要とされています。今後も、サービス利用の必要性がある保護者がサービスを必要なときに利用できるよう、情報提供を進めるとともに、利用しやすい環境づくりを進めていきます。



●基本施策／施策の展開

（１）妊娠から出産、子育て・教育の経済的負担の軽減

- ①幼児期から高等教育段階まで切れ目のない負担軽減

（２）地域子育て支援、家庭教育支援

- ①一時預かりや地域協力による子育て環境の充実
- ②家庭教育支援チームの普及

（３）男女協働の子育ての推進

- ①育児休業制度の強化、長時間労働の是正や働き方改革の促進
- ②男性の家事・子育てへの参画の促進、企業への働きかけ

（４）ひとり親家庭への支援

- ①各家庭の状況に応じた生活・子育て・就労等の支援
- ②こどもに届く生活・学習支援の推進
- ③安全・安心な親子の交流の推進
- ④養育費に関する相談支援や取決めの促進の強化

（５）子育て相談・情報提供の充実

- ①相談支援体制の強化
- ②情報提供体制の強化

（６）持続可能な地域社会の形成

- ①少子化対策に関する取組
- ②市民にやさしいまちづくり

●総合長期計画における施策の方向性

- 2-4-1 家庭教育に関する啓発・支援
- 2-5-2 妊娠・出産にかかる経済的負担の軽減
- 2-6-1 子育てに関する情報提供・相談の充実
- 2-6-2 多様なニーズに対応した保育の充実
- 2-6-3 地域における子育て支援の推進
- 2-6-4 子育て家庭の主体的な活動支援と交流・居場所づくり
- 2-6-5 ひとり親支援の充実
- 2-6-6 子育てにかかる経済的支援の充実

●重点事業

	事業内容・目標
1	学校給食費無償化の継続実施 【施策（１）①】 子育て世代を経済的に支援するため、市立小・中学校の給食費を無償化した。国等が事業化するまで継続して実施する。
2	保育所および幼稚園等の副食費補助の継続実施 【施策（１）①】 子育て世代を経済的に支援するため、保育所および幼稚園等に通園するこどもの保護者が負担している副食費の一部補助を継続して実施する。
3	子育て世代包括支援センター事業の充実 【施策（１）①】 子育て世代包括支援センターは、妊娠・出産・育児に不安のある妊産婦等や乳幼児の保護者を対象とし、出産や子育てに関する相談にワンストップで対応する相談窓口です。 妊産婦等への相談支援と経済支援を一体的に実施する伴走型支援により、負担軽減を図ります。
4	出産・子育て応援事業の実施 【施策（１）①】 子育て家庭に対して妊娠期から専門職が関わることにより、出産・子育てに関する不安を軽減するとともに、各家庭のニーズに応じた支援を妊娠期から子育て期にわたって切れ目なく支援します。
5	こどもに対する医療費助成制度の充実 【施策（１）①】 小学校就学前の乳幼児、小学生、中学生、および高校生相当年齢までのこどもの医療費の自己負担の全額を助成します。
6	ひとり親支援の充実 【施策（４）①】 民間専門団体と連携して、経済的自立に向けた講座の開催やアウトリーチ型の相談支援、コミュニティの形成等のひとり親家庭の側面支援を充実する。
7	子育て情報の提供の充実 【施策（５）①】 市内NPO団体等と連携し「青梅市子育て支援ガイド」の記載内容を充実するとともに、「子育てアプリ」の普及を一層進め、保護者が求める情報に、より簡単にアクセスすることができる環境を整備する。

●チャレンジ事業

1. 一時預かり事業の拡充

駅前等で、いつでもこどもを預けることができる場所づくりの検討を行います。

2. 小学校始業前の児童の居場所確保

保護者の就労支援を図るため、小学校の始業前の時間に校内等において、児童の預かりを行うことを検討します。

3. ひとり親家庭への支援の充実

こどもに届く生活・学習支援の推進、安全・安心な親子の交流の推進、養育費に関する相談支援や取決めの促進の強化について、取組を検討します。

4 計画全体の指標

計画全体の指標として、「こども大綱」に記載の指標ならびに数値目標等を参考に、下記の指標を設定しました。なお、一部の指標は、「こども大綱」に掲載されている指標そのものではなく、類似する項目を本市独自の指標として設定しています。

本計画のために実施したアンケート調査結果に基づいた数値が「現状値」として記載されています。「目標値」には、本市の状況を踏まえた計画期間中に達成すべき目標の値を記載しています。

今後も、毎年度アンケートを実施し、達成状況を確認していきます。

	項目	現状値	目標値	根拠／目標値説明
1	「子どもの権利」について、「聞いたことがある」と回答する小学生から18歳の割合	60.6%	80%以上	こどもアンケート Q4 「聞いたことがない」を現状値の1/2程度とすることを目標とする。
2	「将来、青梅市に住みたいと思う」と回答する中学生の割合	47.6%	60%以上	こどもアンケート Q7 「住み続けたい」「いつかまた戻りたい」の合計値 小学生高学年の合計値 63.3%の維持を目標とする。
3	「自分に自信がある」と思う中高生の割合	47.3%	70%以上	アンケート調査 中高生問 17① 「ある」「どちらかというところある」の合計値 国の同様項目の目標値を目標とする。
4	「自分の将来の夢や目標を持っている」と回答するこどもの割合	63.6%	80%以上	アンケート調査 中高生問 17⑤ 「持っている」「どちらかというところ持っている」の合計値 国の同様項目の目標値を目標とする。
5	困っていることや悩んでいることがあるとき「誰にも相談しない」と回答するこどもの割合	11.2%	3%以下	アンケート調査 中高生問 19 国の同様項目の実績近似値を目標とする。
6	こどもにおけるヤングケアラーの認知度 「知らない」と答える中高生の割合	48.4%	20%以下	アンケート調査 中高生問 23 保護者問 20 の実績近似値を目標とする。
7	青梅市の暮らしに満足している若者の割合	70%	80%以上	若者アンケート Q14 「満足」「どちらかといえば満足」の合計値 「どちらかといえば不満足」の半分との合計値を目標とする。

第4章

こども・子育て支援施策の具体的な展開

第4章 こども・子育て支援施策の具体的な展開

1 こどものウェルビーイングを実現します

こども基本法の精神にのっとり、全てのこどもの福祉の実現を目指す

全てのこども・若者が、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会を実現します。そのため、こども・若者の権利の意識の醸成に向けて、啓発をしていきます。さらに、こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図ります。

(1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有および権利の保障

全てのこども・若者に対して、こども基本法の趣旨や内容について理解を深めるための情報提供や啓発を行います。

また、保護者や教職員、幼児教育・保育や青少年教育に携わる者などこどもや若者の健やかな育ちや子育て当事者の支援に携わるおとなへの情報提供を推進し、また、広く社会に対しても、こども基本法やこどもの権利条約の趣旨や内容について広く情報発信を行います。

凡例表記について

いずれの法律に基づく計画または対応する事業であることを明確にするため下記の凡例にて示しています。

【次】：「次世代育成支援対策推進法」にもとづく計画事業

【若】：「子ども・若者育成支援推進法」にもとづく計画事業

【貧】：「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」にもとづく計画事業

【少】：「少子化社会対策基本法」に対応する事業

①青梅市こども基本条例（仮）の制定

No.	事業名	事業の内容	主な担当課
1	こども基本条例（仮）の制定	こどもから大人まで、市民対話を重ね条例を制定します。	子育て応援課

②こども基本法の周知

No.	事業名	事業の内容	主な担当課
2	こども基本法の周知	H Pにて公開するとともに、こども基本条例（仮）の制定に合わせて、こどもから大人まで、市民全体に周知を図っていきます。	子育て応援課

③こどもの権利に関する理解普及・促進、権利の保障

No.	事業名	事業の内容	主な担当課
3	子どもの権利条約、基本的人権に関する理解の普及・啓発 【次・若】	①子どもの権利条約の精神にのっとり、全てのこどもは、こども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況など、どんな理由でも差別されず、条約の全ての権利が保障されることについて、情報発信、普及啓発を行っていきます。 ②教員対象の研修会、情報の提供および広報活動の充実を図ります。 ③広報、ポスター、チラシや子育てアプリなどを活用し、市民に対する情報提供および広報の充実を図ります。	子育て応援課 指導室
4	個性を認め合う人権意識の醸成 【次・若】	①人権を大切にする心を養う教育について徹底を図ります。 ②人権の花運動を通じ、人権尊重思想の普及・啓発を図ります。	指導室 市民安全課
5	こどもの視点に立った取組 【次・若】	アンケート調査など、様々な事業においてこどもの視点・意見を反映する取組を進めます。	子育て応援課

(2) 多様な遊びや体験・活躍ができる機会や居場所づくり

身近なところで子育て中の保護者と子どもが気軽に集まれる場所を増やし、個々のニーズに応じた子育てに関する情報を手に入れることができるよう、多種多様な子育ての情報を提供するとともに、発信の方法を検討し、子育ての楽しさを感じてもらえるよう家庭を支える仕組みを築いていきます。

子ども・若者が、多世代との交流、文化芸術やスポーツなどの体験学習、社会参加等を通じて人間形成の基礎となる道徳性など豊かな心を育むことができるように支援します。

①遊びや体験活動の推進、居場所づくり

No.	事業名	事業の内容	主な担当課
6	公園・緑地、児童遊園の活用 【次・若】	都市公園、児童遊園を子ども等が安全に利用ができるよう、定期的な施設の点検・清掃を実施するとともに、利用者ニーズに配慮した遊具の更新などの管理を行います。	公園緑地課
7	公園・緑地内の緑地管理ボランティア育成 【次・若】	公園・緑地内の緑地を管理するボランティアの育成を図ります。	公園緑地課
8	自然環境を生かした子育て環境づくり 【次】	恵まれた自然環境の中で、子どもたちが集い、遊び・学びの場所づくりを、子ども、NPO、地域団体および市民とともに検討します。また、関係事業を市民協働で試行することを検討します。	公園緑地課 子育て応援課
9	森林環境保護教育指導者の育成	森林環境教育指導者養成講座を実施し、指導者の育成を図ります。	農林水産課
10	体験的な学習の充実 【次・若】	①森や河川を利用し、多様な自然体験活動の機会を提供します。 ②野鳥講座を継続して実施します。 ③伝統文化体験、工作・手芸体験、異年齢集団による活動体験等、多様な体験機会の充実を図ります。	農林水産課 社会教育課 市民活動推進課 環境政策課 文化課

No.	事業名	事業の内容	主な担当課
11	ジュニアスポーツ教室の開催 【次・若】	体を動かす楽しさを知り、スポーツへの関心を高めるために、ジュニア世代への各種スポーツの紹介、体験機会の提供を行います。	スポーツ推進課
12	交流、文化・芸術、スポーツ・レクリエーションなど多様な活動支援 【次・若】	①「青梅市スポーツ振興基金」による援助・表彰、市民スポーツ大会などの実施、スポーツ施設や学校体育施設の貸出などを行うほか、青梅マラソン大会や奥多摩溪谷駅伝競走大会において小中学生の出場部門を設けるなど、多様なスポーツ活動を支援します。 ②公共ホール等使用料助成金により文化交流センターで開催できない大規模な公演等の助成を行い、多彩な活動を支援します。 ③文化財住宅等を活用した、多様な活動および無形民俗文化財の継承を支援します。	文化課 スポーツ推進課 社会教育課
13	こどもの健全育成 【次・若】	①青少年健全育成各地区委員会の事業を支援していきます。 ②関係各課、機関等との連携を図り、性の逸脱行為や少年非行等の防止の支援を行います。	子育て応援課 市民活動推進課
14	地域や社会に関する学習機会の充実 【次・若】	①地域での体験学習機会を増やし、学校・家庭・地域が一体となった教育、地域の将来を担う人材の育成を行います。 ②子ども会活動の支援を行います。	指導室 社会教育課 市民活動推進課
15	こどもの祭り・イベントづくり 【次・若】	①祭りやイベントに、子どもが参加できる機会の充実を図ります。 ②子どもが主役となり多世代交流の場をみんなで作り上げる楽しいイベントを検討します。	社会教育課 市民活動推進課 子育て応援課

No.	事業名	事業の内容	主な担当課
16	地域住民の主体的活動の支援 【次・若】	①地域での子育て支援活動の促進に向けて、市民センター、自治会館などを活用し、乳幼児から高齢者まで気軽に交流できるサロン（広場）の設置など地域支援を進めます。 また、関係事業を市民協働で試行することを検討します。 ②子育てサークル等のネットワークの育成を図ります。	子育て応援課 市民活動推進課
17	青少年リーダーの育成 【次・若】	小学生から高校生までの異年齢集団による様々な体験活動を通じ、子ども会・地域活動における青少年リーダーの育成を図ります。	社会教育課
18	地域のボランティアの育成および活用 【次・若】	①各施設を中心に、地域教育を協働できる体制づくりを検討します。 ②青梅ボランティア・市民活動センターと連携し、地域のボランティアの育成および活躍の場の提供に努めます。	子育て応援課 市民活動推進課
19	子ども食堂推進事業 【貧】	民間団体等が行う地域の子どもへ食事および交流の場を提供する取組について、その経費の一部を補助し、各中学校区に一か所程度の実施を目指します。	子育て応援課
20	青少年の居場所の創設	長期計画に記載のプレーパーク等、子ども・若者が気軽に集まれる居場所創設の検討を行います。	子育て応援課
21	大型児童センターの整備	東青梅1丁目地内諸事業用地等整備基本計画を踏まえた、子ども・若者のための拠点および子ども・子育て支援機能の強化を目的とした大型児童センターの設置に向けた検討を行います。	子育て応援課 文化複合施設等整備担当

②生活習慣の形成・定着

No.	事業名	事業の内容	主な担当課
22	地域活動の活性化と地域、学校、行政が協働した取組の推進 【次・若】	①自治会、子ども会などの地域活動を支援するとともに、地域での活動の情報収集とその発信に努めます。 ②地域、学校、行政が一体となったイベントなどの取組を進めます。 ③子育てサポーター講習、地域ボランティア講習などを実施し、市民ボランティアの育成を図るとともに、ボランティア市民活動などと連携した活用を進めます。	子育て応援課 市民活動推進課

③子ども・若者が活躍することもまんなかまちづくり

No.	事業名	事業の内容	主な担当課
23	地域コミュニティ活動へのこどもの参画促進 【次・若】	①清掃やリサイクルなどの地域維持活動やイベント、福祉ボランティア活動などへのこどもの参画機会の充実を図ります。 ②こどもへの広報を拡充し、こどもの自主的な参画を促進します。	子育て応援課
24	こども会議の設置	こども会議の設置を検討します。	子育て応援課
25	若者会議の設置	若者会議の設置を検討します。	子育て応援課
26	小学生・中学生オンライン交流会の開催	青梅市の将来を担うこどもたちが、それぞれのテーマについて他校との意見交換・交流を通じて、市政運営に対し、興味・関心をもってもらうとともに、こどもたちの声を市政運営に反映させることを目的として開催します。	企画政策課
27	高校生と市長との意見交換会	将来を担う若者たちが、様々なテーマについて、プレゼンテーションし、市長・教育長との意見交換を通じて、市政運営に対し、興味・関心をもってもらうとともに、若者の声を市政運営に反映させることを目的として開催します。	企画政策課

(3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

こどもや若者など成育の過程にある方への相談支援体制を充実することにより、こども・若者の心身の健康状態を的確に把握し、ライフステージに応じて切れ目なく保健・医療サービスを提供できるよう努めます。

また、慢性疾病や難病を抱えるこども・若者への手当てや日常生活用具の給付を実施することで、困難を抱えたこども・若者がサービスの網から漏れないよう体制を整備していきます。

①成育医療等に関する相談支援

No.	事業名	事業の内容	主な担当課
28	成育医療等に関する相談支援の体制整備	成長過程における様々なニーズに対して総合的な相談支援を行うことができるよう、体制の整備を検討します。	健康課 こども家庭センター

②慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援

No.	事業名	事業の内容	主な担当課
29	難病福祉手当	青梅市が指定した疾病で都の医療費助成の認定を受けている児童の保護者へ、経済的支援を行います。	障がい者福祉課
30	日常生活用具の給付	難病患者等で、人工呼吸器の装着を必要としている方へ、日常生活用具を給付します。	障がい者福祉課

(4) こどもの貧困の解消に向けた対策

経済的な理由でこどもを産み育てることが困難な状況にならないよう引き続き経済的支援を充実します。

経済的格差の広がりや、教育や進学を狭めるだけでなく、こどもが育つ環境にも大きな影響を及ぼします。こども・若者が安心して自分らしく生きていけるよう、支援します。

①教育の支援

No.	事業名	事業の内容	主な担当課
31	受験生チャレンジ支援貸付事業 【若・貧】	学習塾等の費用や高校や大学などの受験費用について、一定所得以下の世帯の方に無利子で貸付けを行うことにより、中学3年生や高校3年生またはそれに準じる家庭への支援を行います。	地域福祉課
32	こどもの学習・生活支援事業 【若・貧】	経済的な理由により十分な学習ができない小学3年生から6年生までおよび中学生を対象に、家庭訪問による学習支援やその保護者に対する進学相談等を行います。	地域福祉課
33	就学援助 【若・貧】	経済的な理由で小・中学校の教育費支出が困難な家庭に対し、学用品や修学旅行費等の一部および給食費等を援助します。	学務課

②生活の安定に資するための支援

No.	事業名	事業の内容	主な担当課
34	自立相談支援事業 【貧】	生活上での様々な問題に応じた継続的な相談を行い、必要な支援を相談者と一緒に考え、具体的なプランを作成し、自立に向けた支援を行います。	地域福祉課
35	家計改善支援事業 【貧】	相談者が自分自身で家計の問題を把握し、適切な家計管理ができるよう支援します。	地域福祉課
36	住居確保給付金事業 【貧】	離職等により住居を失った方または失うおそれがある方で、就職に向けた活動をするを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。	地域福祉課
37	市営住宅 【貧】	住宅に困窮する世帯を対象として市が家族向けの住宅を供給します。	住宅課

③保護者の就労支援

No.	事業名	事業の内容	主な担当課
38	就労支援員による就労支援 【貧】	生活保護受給者を対象に、専門の相談員が、履歴書の書き方や面接の対応の相談、仕事に就くための支援をハローワークと連携して行います。	生活福祉課

④貧困に対する経済的支援

No.	事業名	事業の内容	主な担当課
39	フードバンクへの食品提供 【貧】	貧困対策を行っているフードバンクに対し、フードドライブ事業により集められた食品を提供しています。	清掃リサイクル課

(5) 障がい児支援・医療的ケア児等への支援

配慮を必要とするこどもの健やかな発達を支援し、安心して地域生活を送ることができるよう、こどもとその保護者に対応するきめ細かな支援の推進を図ります。

障がいのあるこども・若者とその保護者に対しては、一人一人の障がいの状況に応じた、きめ細かな支援を行っていくとともに、障がいのあるこども・若者が自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、適切な指導および必要な支援を行います。

①地域における支援体制の強化

No.	事業名	事業の内容	主な担当課
40	インクルーシブ保育の充実 【若】	障がいの有無、国籍等に関わらず、すべてのこどもを受け入れる保育を市内保育所等で実施し、必要な周知を図ります。	こども育成課
41	支援を必要とするこどもと家庭の早期発見・早期支援 【次・若】	乳幼児健診等や、新生児訪問事業など、様々な機会を通じて、支援を必要とするこどもの早期発見、早期支援に努めます。	こども家庭センター 障がい者福祉課
42	心身障害者(児)緊急一時保護事業の実施 【次・若】	障がい者(児)を在宅で介護している保護者が、疾病などの理由により介護することが困難になった場合に、福祉員を派遣し、一時的な保護を行います。	障がい者福祉課
43	心身障害者(児)居宅介護事業の実施 【次】	障害支援区分にもとづき、法に定める居宅介護サービスのうち必要な支援を実施します。	障がい者福祉課
44	私立幼稚園への支援（心身障がい児補助） 【次・若】	心身障がい児教育事業費補助を行い支援します。	こども育成課
45	障がい者サポートセンターの充実 【次・若】	障がい児を含めた障がい者やその家族等からの相談に応ずる相談支援事業、障がい者への地域活動支援センター事業、創作活動、軽作業活動の機会の提供を行い、社会との交流を促進します。	障がい者福祉課
46	障がいのある児童の居場所づくり 【次・若】	障がいのある児童の放課後等における療育サービスを支援し、安心して活動できる場所を提供します。	障がい者福祉課

No.	事業名	事業の内容	主な担当課
47	医療的ケア児受入支援事業	保育が必要な医療的ケア児について、受入園の調整をします。また、入所後の保育所等や医療的ケア児、保護者に対するフォローアップを行います。	こども育成課

②インクルージョン（社会的包摂）の推進

No.	事業名	事業の内容	主な担当課
48	障がいのある人も障がいのない人もその人らしく暮らせる共生のまち青梅市条例	①差別解消の周知、啓発を行います。 ②差別事案について、差別解消・権利擁護専門部会を設置し、解決方法を検討します。	障がい者福祉課

③特別支援教育等

No.	事業名	事業の内容	主な担当課
49	障がい児施策の充実 【次・若】	保健・医療・福祉・教育等が連携し、障がい児の健全発達支援と生活支援を図ります。	障がい者福祉課
50	特別支援教育の推進 【次・若】	①障がいのある児童・生徒一人ひとりの能力を最大限に伸長するため、学校・家庭・地域および関係機関との密接な連携のもとに、乳幼児期から学校卒業後までのライフステージを見通し、施設の整備を含めた特別支援教育のさらなる展開を進めます。また、特別支援教育への就学奨励を図るため、保護者への経済的支援を図ります。 ②リーフレットによる理解・啓発と市民等に向けた研修会の充実を図ります。	施設課 教育総務課 学務課
51	特別支援教室 【若・貧】	発達障害等により特別な支援が必要な児童・生徒の生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導および必要な支援を行います。	学務課

(6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進およびヤングケアラーへの支援

こども家庭センターは、0歳から18歳までのこどもとその家庭を対象とし、あらゆる相談に総合的に対応する相談窓口です。

要保護児童対策地域協議会の連絡調整機関として、関係機関と連携し、児童虐待の未然防止、早期発見や早期対応に努めます。

①児童虐待防止対策等の更なる強化

No.	事業名	事業の内容	主な担当課
52	児童虐待の未然防止と被害に遭ったこどもの支援 【次・若】	要保護児童対策地域協議会を中心として、関係機関との連携を強化し、児童虐待の被害に遭ったこどもに対し、面談などの支援を行います。また保護者に対し、家庭環境の改善に向けた指導・支援を行うとともに、関係機関と連携し、再発防止に取り組めます。	こども家庭センター
53	青梅市虐待・配偶者暴力の防止に関する条例	虐待・配偶者暴力防止対策を推進するとともに、正しい知識の普及や意識高揚を図るために啓発活動を行います。	高齢者支援課 障がい者福祉課 子育て応援課 こども家庭センター

②社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援

No.	事業名	事業の内容	主な担当課
54	里親制度の普及啓発	立川児童相談所の協力のもと、養育家庭体験発表会やパネル展を実施します。	こども家庭センター

③ヤングケアラーへの支援

No.	事業名	事業の内容	主な担当課
55	ヤングケアラー問題の市民周知および実態の把握	①ヤングケアラー問題に関して、周知・啓発を図っていきます。 ②小学5年生～中学生に対し、調査を行い、実態の把握に努めます。	子育て応援課
56	ヤングケアラーに関する相談	ヤングケアラーに関する相談を受け付け、関係機関と連携し、こどもや保護者に対し、面談などの支援を行います。	こども家庭センター

(7) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

誰もが安全・安心に、そして快適に暮らせるまちづくりを目指し、福祉のまちづくりを推進するとともに、自分たちの地域を自分たちで守る地域の力を高める活動を推進します。警察、行政、保育所等、学校、地域等関係機関との連携・協力の強化を図り、こども自らが危険回避できる力を養うための防犯・防災・交通安全教育に今後も引き続き取り組んでいきます。

有害環境からこども達を守るために、警察・行政・学校・地域・関係機関の連携を強化して、こども・若者の安全を確保し、犯罪抑止力の高いまちづくりを推進します。

非行は、家庭・学校・地域のそれぞれが抱えている問題が複雑に絡み合って発生します。このため、家庭・学校・地域が緊密に連携し、こども・若者が非行や犯罪に走ることがないように支援を行っていきます。

①こども・若者の自殺対策

No.	事業名	事業の内容	主な担当課
57	自殺防止対策計画の推進	SOSの出し方への教育や自殺リスクの早期発見など、自殺防止のための、関係各課が連携した包括的な支援を推進する。	健康課

②ネット・リテラシーの普及・啓発

No.	事業名	事業の内容	主な担当課
58	ネットリテラシーの周知	セーフティ教室等で、インターネットの正しい使い方の啓発を行うとともに、「SNS家庭ルールづくり」を推奨し、こどもたちを守る取組を行います。	指導室

③事故・災害、非行・犯罪・性暴力等からこどもを守る環境整備

No.	事業名	事業の内容	主な担当課
59	有害環境対策の推進 【次・若】	事業者や地域住民とも連携し、性や暴力などのこどもに対する有害情報の自主的規制を推進します。	子育て応援課
60	こどもの交通事故や災害被害のないまちづくりの推進 【次・若】	①警察等と連携し、交通安全総点検を実施して、通学路の安全確保に努めます。 ②こどもに対する交通安全教育の充実を図ります。 ③自転車ヘルメット購入費の助成を実施します。	交通政策課 都市整備部管理課 土木課 学務課
61	こどもを犯罪等の被害から守るまちづくりの推進 【次・若】	①通学路などに街路灯などの整備を図ります。 ②こどもや保護者に対して犯罪等に関する情報提供を速やかに行うとともに、全校でのセーフティ教室などを行います。 ③防犯パトロールや「子ども110番の家」など、防犯ボランティア活動を促進します。	子育て応援課 都市整備部管理課 教育総務課 指導室
62	青少年問題協議会等の開催 【若】	問題青少年の保護および指導並びに矯正に関し協議、また、委員相互が情報交換することにより、青少年健全育成の推進を図ります。	子育て応援課
63	青少年の非行・被害防止全国強調月間等における周知啓発事業 【若】	青少年の非行・被害防止全国強調月間等において、周知・啓発を行い市民が理解を深め、さらに関係機関・団体と地域住民等とが相互に協力・連携して、青少年の規範意識の醸成および有害環境への適切な対応を図る取組を集中的に実施することにより、次代を担う青少年の健全な育成を図ります。	子育て応援課

2 こどもの成長に応じた子育て・子育てを支援します

こどもの成長に合わせた適切な支援の充実を目指す

① 誕生前から幼児期まで

妊娠・出産から安心して子育てができるよう、周産期に求められる様々なニーズに対して、切れ目ない情報提供や相談支援の充実、保健・医療・福祉の支援体制により、産前産後の支援の充実と体制強化とともに、予期せぬ妊娠等に悩む若年妊婦等が必要な支援を受けられるよう、乳児院や母子生活支援施設、NPOなどの民間団体とも連携しながら、取組を進めていきます。

② 学童期・思春期

中高生のアンケート調査では、自分に自信があると思うこどもは、約5割程度となっており一方、自分に自信がないこどももいます。こどもの健全な育成を進めるためには、自己肯定感の醸成とともに、規範意識や思いやりの心を育てるため、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜き、地域の課題解決を社会の構成員として主体的に担う力を発達の程度等に応じて身に付けることができるよう支援していきます。

③ 青年期

中高生アンケート調査では、理想的には、「大学まで行きたい」の割合が6割を超え最も高くなっていますが、現実には理想より低くなっています。若者が、家庭の経済状況にかかわらず、大学等の高等教育機関に進学する機会を確保できるよう、高等教育段階の修学支援をしていきます。

また、若者の就職活動段階において、マッチングの向上等を図ることや、結婚を希望する方への支援として、出会いの機会・場の創出支援について、効果の高い取組を推進し、より広域での展開、官民連携、伴走型の支援を充実させていきます。

① 誕生前から幼児期まで

(1) 母子の健康支援

健康診査、健康相談等の母子保健事業をきめ細かく実施することにより、相談できる環境整備を進めるとともに、適切な育児情報を提供し、育児不安の軽減を図ります。また、支援が必要な家庭を早期に把握し、関係機関との連携を強化しながら、専門的な相談につなぐことで、子育て家庭が自信とゆとりを持って子育てができるよう努めます。

①切れ目ない母子保健・医療の確保

No.	事業名	事業の内容	主な担当課
64	休日診療の実施 【次】	日曜日、祝日および年末年始の急病患者に対し、青梅市休日夜間診療所において内科・小児科の診療を、青梅市休日夜間薬局において保険調剤を実施します。また、青梅市歯科医師会会員の各歯科医院の輪番方式により、応急歯科診療を実施します。	健康課
65	平日夜間診療の実施 【次】	平日の夜間の急病患者に対し、青梅市休日夜間診療所において内科・小児科の診療を、青梅市休日夜間薬局において保険調剤を実施します。	健康課
66	市内医療体制の確保、周知の実施 【次】	小児科を標ぼうする市内の医療機関を適切に周知、案内するとともに、初期救急から第三次救急までの安定的な医療体制を確保するため、民間の二次救急病院への支援を実施します。	健康課
67	こどもや母親、妊婦の健康の増進	母親学級・両親学級の開催、電話相談等により育児に対する不安の解消を図り、安心・安全な出産に向けて支援を行います。	こども家庭センター
68	妊産婦健康診査の実施	妊産婦を対象に、健康診査を実施します。	こども家庭センター
69	妊婦歯科健康診査の実施	妊婦を対象に、歯科健康診査を実施します。	こども家庭センター

No.	事業名	事業の内容	主な担当課
70	乳幼児健康相談の実施	乳幼児の発育・離乳食・むし歯予防などについて、保健師、管理栄養士、歯科衛生士による健康相談を実施します。	こども家庭センター
71	妊婦食教室・離乳食教室・幼児食教室の実施	それぞれの対象に応じた栄養についての講義を実施します。また、試食や簡単な実習を取り入れ、具体的な説明を行います。	こども家庭センター
72	乳幼児健康診査の実施	① 3～4か月児、6～7か月児、9～10か月児、1歳6か月児、3歳児を対象に、健康診査を実施します。 ② 乳幼児健康診査の結果に応じて、経過観察健康診査、発達健康診査、こども発達相談の利用を勧奨します。 また、結果にかかわらず、地域市民団体の子育て支援について乳幼児保護者全員へ周知活動を行い、乳幼児期に地域とのつながりのきっかけとなる機会を作ります。 ③ 未受診児に対し、フォローを行います。	こども家庭センター
73	幼児歯科健康診査等の実施	① 1歳6か月児、3歳児を対象に、歯科健康診査を実施します。 ② 2歳児を対象に、歯科健康教育・歯科健康診査・予防処置を2回実施します。	こども家庭センター
74	むし歯予防教室の開催 【次】	8～12か月のこどもと親を対象に、むし歯予防教室を実施します。また、永久歯のほう出開始時期である5歳児を対象に、5歳児むし歯予防教室（ビーバークラス）を実施します。	こども家庭センター
75	「食育」の推進 【次・若】	望ましい食習慣を幼少期から養うことの重要性を伝えるため、学習機会や情報提供を行います。	こども家庭センター

No.	事業名	事業の内容	主な担当課
76	産後ケア事業の実施	産婦に対し、助産院等への通所や宿泊、訪問により、助産師が心身のケア、育児相談、授乳指導などを提供します。	こども家庭センター

(2) 親子の成長と交流の場の支援

子育て中の親の仲間づくり、社会参加を促進するために、日常的に交流ができるような環境づくりに努め、地域子育て支援拠点を充実し、保護者同士の交流や育児不安の軽減などを図ります。

①こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

No.	事業名	事業の内容	主な担当課
77	子育て支援事業の拡充 (B P、スキンシップ等) 【次・若】	①市民センターなどを会場にした子育て支援事業を継続します。 ②公園や自治会館などの既存施設を活用した事業の実施の検討をします。	子育て応援課
78	子育てひろば事業の充実 【次・若】	子育て支援センター、市民センター等4箇所および保育所13箇所で、自由に遊べる場と親子の集いの場の提供、子育てに関する情報提供、子育て相談、子育て啓発事業を実施します。	子育て応援課
79	こんにちは赤ちゃん事業の充実 【次・若】	生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握をすることにより、子育て家庭の孤立の防止を図ります。	こども家庭センター
80	外遊び型子育てひろばの充実	市内の公園や文化施設など環境を活かした乳幼児親子の交流事業を継続実施します。	子育て応援課
81	子育てグループづくり	各施設における親子の遊びや交流・学習、プレママ・プレパピラスなどの機会を通して、親同士のコミュニケーションを図り、子育てグループの育成を図ります。 また、NPOとの連携による事業実施を検討します。	子育て応援課
82	幼児体操教室の開催	指定管理者の自主事業として、未就学児を対象とした運動教室を実施します。	スポーツ推進課

(3) 教育・保育サービスの充実

教育・保育ニーズの動向を踏まえ、適切な施設整備について検討していきます。また、教育・保育施設に通っている・いないに関わらず、すべてのこどもたちが年齢に応じて健やかな育ちを確保できるよう、また、それぞれの時期にふさわしい教育・保育が受けられるよう、職員への学びと育ちの連続性の共通理解を含めた資質向上のための研修、交流等の実施や、こども同士の交流を進め、小学校への円滑な接続を図ります。

①教育・保育サービスの適正な確保策の推進

No.	事業名	事業の内容	主な担当課
83	幼稚園、保育所等、小学校の連携の推進 【次】	幼稚園、保育所等と小学校との連携に向けて、相互に情報提供を行います。	こども育成課
84	保育所等の整備・充実の支援	施設整備計画にもとづき、私立保育所等の整備、充実を支援していきます。	こども育成課
85	延長保育事業の充実	内容の充実を図ります。	こども育成課
86	病児・病後児保育事業	病気や病気の回復期にあり、保育所等、幼稚園、小学校に通園通学ができないこどもで、かつ保護者が仕事等により家庭で保育できない場合に一時的に保育します。	こども育成課
87	就学前教育の充実 【次・若】	市民センターや体育館などにおいて、地域の実情に応じ、幼児のための教室を設け、学習機会を提供します。	子育て応援課 スポーツ推進課

② 学童期・思春期

(1) 教育環境の充実

こども・若者が、多世代との交流、文化芸術やものづくりなどの体験学習、社会参加等を通じて人間形成の基礎となる道徳性など豊かな心を育むことができるように支援します。

①安心して学べる質の高い教育の提供等

No.	事業名	事業の内容	主な担当課
88	学ぶ意欲と基礎学力の向上 【次・若】	①教師の研究活動や研修の充実を図り、楽しい授業、分かる授業のできる教師の育成を図ります。 ②登録制度などを活用し、市民講師による、実体験にもとづいた興味のもてる授業の充実を図ります。 ③学校図書館の充実とともに読書活動の充実を図ります。 ④小・中学校一貫教育により、9年間を通した指導の充実を図ります。 ⑤東京都の補助事業を活用した学力向上施策等の実施により、児童・生徒に基礎・基本の習得を図ります。	指導室
89	情報化や国際化に対応した学校教育の充実 【次・若】	I C T教育の充実や、A E T（教員と協力して英語指導を行う外国人）の活用を進めます。	指導室
90	学校の教育施設・設備の充実 【次・若】	①屋内運動場等の非構造部材耐震化により、防災対策の充実に努めます。 ②外壁等改修など、学校の教育環境の整備に努めます。 ③学校のバリアフリー化に努めます。 ④学校施設の再編について検討を進めます。	施設課 教育総務課

No.	事業名	事業の内容	主な担当課
91	研修および人材確保等に対する支援の実施 【若】	教諭・保育士等の質を向上させるための研修や人材確保等に対する支援に努めます。	こども育成課

②こども・若者の視点に立った居場所づくり

No.	事業名	事業の内容	主な担当課
92	こどもの居場所づくり 【次・若】	①子育て支援事業で、放課後・週末などのこどもの居場所づくりを継続して実施します。	市民活動推進課 子育て応援課 公園緑地課
		②市内の公園や文化施設など環境を活かしたこどもたちの安全な居場所づくりを推進します。	
93	中高生の居場所づくり 【次・若】	①青梅市文化交流センターに加え、中高生の活動拠点となる居場所づくりの検討を行います。	スポーツ推進課 社会教育課 子育て応援課
		②総合体育館の個人開放事業を継続します。	
94	地域の居場所づくり 【若】	①子育て支援センターにおいて、乳幼児親子、小・中学生および高校生の居場所づくりをします。	子育て応援課 市民活動推進課 社会教育課
		②各市民センターや青梅市文化交流センターなど地域社会の中で、放課後にこどもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進します。	
		③民間団体が主催するこどもの居場所事業を支援します。	
95	学童保育所	①仕事などにより、昼間保護者が家庭にいない児童を対象に、すべての小学校区で実施します。	子育て応援課
		②指定管理者との定例会議において、環境の改善に向けた検討を行っていきます。	
		③学童の夏休み入所を継続します。	
96	放課後子ども教室「タヤけランド」 【若】	地域でこどもたちを育む環境づくりと、こどもたちの安心・安全な活動拠点づくりとして、小学校の余裕教室等を利用し、放課後にスポーツや文化活動のほか、様々な体験活動や学習機会を提供するとともに、地域住民との交流活動を行います。	子育て応援課

③地域社会と連携した教育体制の整備

No.	事業名	事業の内容	主な担当課
97	地域と連携した開かれた学校づくり 【次・若】	①開かれた学校づくりを推進し、保護者・市民の教育への関心を高め、学校ボランティア活動への参加を促進し、地域の教育力を活用した学校教育の充実を図ります。	指導室 子育て応援課
		②校庭や空き教室の活用など、開かれた学校づくりを進めます。	
98	地域の教育力の向上 【次・若】	①青梅ボランティア・市民活動センターと連携し、学校ボランティア、教育ボランティア活動の充実を図ります。	市民活動推進課 社会教育課
		②図書館ボランティアとの協働等によるおはなし会の開催など、読書活動の充実を図ります。	
		③地域の人材を発掘し、身につけた知識・技術などを広げていくため、人材登録制度を実施します。	
99	親と子の交流事業の推進 【次・若】	①親とこどものための体験事業の充実を図ります。	社会教育課 農業委員会 農林水産課
		②農業委員の指導のもと、親子農業体験会を実施します。	
		③親子森林体験教室を実施します。	
100	青梅市青少年健全育成団体登録事業 【若】	登録された青少年健全育成団体の情報を市民に提供します。また、市民センター体育館等の各施設使用料の免除制度を適用させることにより、青少年が成長段階に応じて様々な体験活動ができる環境の整備を図ります。	子育て応援課
101	多世代・異年齢交流事業の推進	こどもたちが様々な人と出会い、ふれあうことのできる多世代・異年齢交流を推進します。	子育て応援課

(2) 豊かな心と体づくり

こどもの豊かな心と体づくりのため、こどもが抱える精神的な問題への対処や、薬物等からこどもたちを守る取組を含めた、学童期・思春期の保健対策を推進します。また、次代の親となるこどもたちが、成年年齢を迎える前に必要な知識や情報を提供し、心身ともに健やかに育つことを支援します。

①こころのケアの情報提供や相談体制の充実

No.	事業名	事業の内容	主な担当課
102	ひきこもり等支援事業 【若】	社会生活を円滑に営む上での困難を有するひきこもり等の状態にある若者等に対して、個別に働きかけ、具体的な支援を実施し自立につなげます。	地域福祉課
103	思春期保健対策の推進 【次・若】	①発達段階に応じた適正な性教育を行います。 ②喫煙・薬物乱用防止等の教育を充実します。 ③薬物の乱用防止のため、東京都薬物乱用防止推進青梅・奥多摩地区協議会と連動して啓発活動を計画し、実施するとともに、市内の中学生を対象に、薬物乱用防止のポスター・標語の募集を実施します。	健康課 指導室
104	相談窓口や相談方法の充実 【次・若】	①スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用し、相談しやすい体制づくりを進めます。 ②教育相談所と連携し、教員研修の充実を図ります。 ③こども本人の相談しやすさを重点とし、相談窓口や相談方法の充実を図ります。	指導室 子育て応援課 こども家庭センター
105	青少年専門相談の充実 【次・若】	青少年のかかえる多様な問題に関係機関へつなげることにより、その問題に関する相談の充実を図ります。	学務課 子育て応援課

No.	事業名	事業の内容	主な担当課
106	教育相談所 【若・貧】	教育相談所の心理相談員による来所相談や電話相談を実施します。幼児・小学生・中学生に関しての不登校、学習、心配な行動などの様々な悩みについて相談に応じます。	学務課

②成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育

No.	事業名	事業の内容	主な担当課
107	次代の親の育成 【次・若】	こどもが、将来に自立した生活ができるよう、料理教室などの実施を進めます。	社会教育課

③地域社会と連携した心と体の健全育成の推進

- No. 8 自然環境を生かした子育て環境づくり
- No. 10 体験的な学習の充実
- No. 11 ジュニアスポーツ教室の開催
- No. 13 こどもの健全育成
- No. 14 地域や社会に関する学習機会の充実
- No. 15 こどもの祭り・イベントづくり
- No. 17 青少年リーダーの育成
- No. 18 地域のボランティアの育成および活用
- No. 19 子ども食堂推進事業
- No. 20 青少年の居場所の創設
- No. 21 大型児童センターの整備

(3) 安心して学ぶことのできる環境づくり

安心してこどもが過ごすことのできる場として学校を整備し、自主性を重んじ、自由に活動や学習又は遊びができるこどもの居場所づくりを積極的に推進します。

①安心して学ぶためのこどもへの支援

No.	事業名	事業の内容	主な担当課
108	幼稚園・保育所等への巡回相談員等派遣事業の充実	市内全幼稚園および保育所等の希望する施設に、臨床心理士等の派遣による巡回相談を実施し、支援が必要なこどもと家庭の早期発見とその対応の充実に図ります。	こども育成課
109	不登校児童・生徒支援の充実 【次・若・貧】	①不登校の状態にある児童・生徒に対して、教育支援センターのふれあい学級への入級を推進し、学校復帰を目指した指導や社会的自立を目指した支援を行います。 ②東京都の補助事業を活用して支援員を配置し、教室に入れない児童・生徒を校内別室にて指導します。 ③学校や教育支援センターに通えない児童・生徒の居場所となっているフリースクール等様々な場所について、情報を収集し、発信・提供することにより、当事者を支援します。	指導室 子育て応援課 こども家庭センター
110	いじめ防止等の取組 【次・若】	市いじめ防止条例やいじめ防止基本方針にもとづき、いじめの防止等のための対策を推進し、いじめのない学校づくりに取り組みます。	指導室

②高校中退の予防、高校中退後の支援

チャレンジ事業として実施体制の整備を検討していきます。

③ 青年期

(1) 就学支援の充実

経済的な理由で修学が困難な状況にならないよう奨学金制度等の利用を提案することにより、経済的に困窮した家庭環境にあるこども・若者への教育支援・生活支援を行います。

①高等教育の修学支援

No.	事業名	事業の内容	主な担当課
111	青梅市育英資金(奨学金)融資 【若・貧】	高校および大学等の就学奨励のため、保護者の方を対象とした奨学金を融資します。	学務課

(2) 就労支援の充実

若者の地域への定着を促進するため、キャリア形成のための基盤となる職業能力を培うことができるよう支援を行います。

①就労支援、雇用と経済的基盤の安定の取組

No.	事業名	事業の内容	主な担当課
112	職業意識や能力の向上の支援 【次・若】	①職業体験機会の充実などにより、自分で自分の進路を選択する力を身につけるキャリア教育の充実を図ります。	指導室 商工業振興課
		②関係機関や団体と連携し、高校生や若者の職業能力向上の機会の充実を図ります。	

(3) 結婚を希望する方への支援

若者の出会いの機会・場の創出支援について、効果の高い取組を推進するとともに、結婚を機とした支援を推進します。

①結婚・新生活への支援

No.	事業名	事業の内容	主な担当課
113	新婚夫婦に対する支援 【少】	結婚のご夫婦に対しお祝い金を交付することで、結婚の機運醸成を図ります。	シティ プロモーション課

(4) 相談体制の充実

若者やその家族が相談しやすい環境を提供するとともに、状況に適した支援につながる体制を構築します。

①若者やその家族に対する相談体制の充実

チャレンジ事業として実施体制の整備を検討していきます。

③ 保護者が安心して産み・育てることができる環境を確保 します

安心して産み・育てることができる環境を確保するために、妊娠から出産、子育てに至る様々な環境において切れ目のない支援に取り組みます。また、経済的負担の軽減、ワーク・ライフ・バランスの理解や促進、ひとり親家庭等の特殊な状況にある保護者への支援などに取り組みます。さらに、青梅市全体で持続可能な地域社会を形成するために、子育てにやさしいまちづくりを進めていきます。

(1) 妊娠から出産、子育て・教育の経済的負担の軽減

幼児期から高等教育段階まで切れ目のない負担軽減を着実に実施します。児童手当について、次代を担う全てのこどもの育ちを支える基礎的な経済支援として位置づけ、拡充します。

① 幼児期から高等教育段階まで切れ目のない負担軽減

No.	事業名	事業の内容	主な担当課
114	子育て世帯への支援 (おむつ回収) 【次・少】	おむつの無料回収を行い、子育て世帯を支援します。	清掃リサイクル課
115	子育てにやさしいまちづくり (赤ちゃんふらっと事業)の推進 【少】	外出時のおむつ替えや授乳場所の確保など、子育てにやさしいまちづくりを進めます。	子育て応援課
116	乳幼児医療費助成の実施 【少】	義務教育就学前の乳幼児の医療費を助成します。	こども育成課
117	義務教育就学児医療費助成の実施 【少】	義務教育就学児の医療費を助成します。	こども育成課
118	幼稚園等保護者への支援 【少】	幼稚園等に在園するこどもを持つ保護者の負担軽減のため補助を行い支援します。	こども育成課
119	児童手当の支給 【少】	児童手当を適正・迅速に支給します。	こども育成課

No.	事業名	事業の内容	主な担当課
120	交通機関利用児童通学費補助 【少】	公共交通機関を利用して市立小学校・中学校へ通学する児童・生徒の保護者に対して、通学費を補助します。	子育て応援課
121	多様な他者との関わり の機会創出事業 【少】	他者との関わり合いの中で、非認知能力の向上など、こどもの健やかな成長が図られるよう、保護者の就労等の有無を問わず、乳幼児(0～2歳児)を定期的に預かります。	こども育成課
122	高校生等医療費助成の実施 【少】	高校生等の医療費の自己負担の一部を助成します。	こども育成課
123	給付金の支給 【少】	妊産婦に対し、妊娠、出産、育児にかかる費用負担を軽減するため、給付金を支給します。	こども家庭センター
124	育児パッケージ等の贈呈 【少】	妊産婦に対し、育児にかかる費用負担を軽減するため、育児パッケージ、バースデーサポート、デジタルギフトを贈呈します。	こども家庭センター

(2) 地域子育て支援、家庭教育支援

家庭、地域、関係機関が連携して、情報提供や学習や活動の場を充実し、子育て家庭を支援します。

①一時預かりや地域協力による子育て環境の充実

No.	事業名	事業の内容	主な担当課
125	子育て短期支援事業(トワイライトステイ)の検討 【次・若】	関係機関と実施について協議していきます。	こども育成課 子育て応援課
126	乳幼児ショートステイ事業 【貧・少】	保護者が病気、出産、出張等で一時的にこどもを養育できない場合に、保護者によって7日間を限度に保育します。	子育て応援課
127	育児支援ヘルパー事業 【貧・少】	産前・産後の母親の心身が不安定な時期であって、他に支援する者がなく、母親の体調不良、育児ストレス等で家事および育児が困難な妊産婦に対して、ヘルパーを派遣します。	子育て応援課
128	一時預かり事業 【少】	保護者の事情で家庭での保育が困難になった場合、保育所等で未就学児を一時的に預かります。	こども育成課
129	ファミリー・サポート・センター事業 【少】	育児の援助を受けたい者（利用会員）と子育ての支援をしてくれる者（提供会員）にそれぞれ会員登録をしていただき、保育施設への送迎やこどもの預かりなど、利用希望に応じて会員同士を紹介することにより子育ての支援を行います。	子育て応援課
130	小1の壁の打破 【少】	次年度の学童保育一斉入所の時期に申し込んだ新1年生の家庭は、基本的に入れるように体制を整えているため、申込に関する周知の徹底と、申請しやすい環境をさらに整えていきます。	子育て応援課

②家庭教育支援チームの普及

No.	事業名	事業の内容	主な担当課
131	地域・世代間交流事業の推進 【次・若・少】	①子育て支援施設や学校・保育所など様々な場で、子育て中の父母やNPO法人などの協力を得て、小中高生と乳幼児との交流に取り組みます。	子育て応援課 市民活動推進課 高齢者支援課
		②昔からの遊びや知恵を伝承する取組など高齢者との世代間交流の実施を進めます。	
		③自治会や子ども会など地域との協働事業に取り組みます。	
		④運動会、盆踊り、文化祭などの事業をもとに、自治会や子ども会など地域との交流の推進に努めます。	
		⑤PTAやNPO法人など地域団体との共催講座の実施を進めます。	
132	青少年健全育成・青少年対策事業 【若】	青少年健全育成各地区委員会が実施する各種事業について補助金を交付することにより、当該事業の適正な運営を推進し、さらに青少年が地域活動に参加する機会や場を提供するとともに、親子のふれあい、異年齢交流や地域交流を通じて、地域社会全体で青少年の健全育成を図ります。	子育て応援課
133	子育てボランティアの育成 【次・若・少】	子育て支援センターなどの親子ふれあい事業やNPO法人の活動支援などを通じて、市民同士が子育てをサポートし合うグループの立上げ支援や形成の促進を行います。	子育て応援課 市民活動推進課
134	家庭教育講座の充実 【次・若】	その時々の方情にあった講座を計画し、保護者への学習機会の提供、充実を図ります。	社会教育課

(3) 男女協働の子育ての推進

仕事と子育てを両立する上で、保育サービスの充実に加え、企業等における子育てへの支援が重要になります。仕事優先型の働き方の見直しや子育てしやすい職場環境づくりを浸透、定着させることができるよう、市民や事業主に対する意識啓発を進めていきます。

①育児休業制度の強化、長時間労働の是正や働き方改革の促進

No.	事業名	事業の内容	主な担当課
135	子育てにやさしい企業・地域の実現 【次・少】	①関係機関と連携し、市民、事業主などの意識改革のための広報・啓発、情報提供を行います。 ②育児・介護休業制度などの普及・啓発、短時間勤務・フレックスタイム制などの普及を促進します。	商工業振興課 子育て応援課
136	女性の就労の支援 【次・少】	女性のキャリアアップを支援する講座や講演を行います。	市民安全課 子育て応援課
137	仕事と家庭の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現 【次・少】	ワーク・ライフ・バランス実現のため、企業・市民との協働により、仕事と家庭の両立を支援する様々な取組を行うとともに、制度の周知、啓発を図ります。	市民安全課 商工業振興課 子育て応援課
138	「青梅市ジェンダー平等推進計画」の推進 【次】	「青梅市ジェンダー平等推進計画」にもとづき、各課の実施事業の推進を図るとともに、進ちょく状況報告書を作成します。	市民安全課

②男性の家事・子育てへの参画の促進、企業への働きかけ

No.	事業名	事業の内容	主な担当課
139	家事・育児・家庭教育・地域教育への男性の参画 【次】	家事・育児への参加促進に向けて、ワーク・ライフ・バランス講座を開催します。	市民安全課

(4) ひとり親家庭への支援

関係機関と連携し、子育て支援や生活支援、就労支援、経済的支援等、総合的な支援に努めるとともに、支援に漏れがないように制度の周知を継続して行います。

①各家庭の状況に応じた生活・子育て・就労等の支援

No.	事業名	事業の内容	主な担当課
140	児童扶養手当の支給 【貧】	ひとり親家庭等のこどもが育成される家庭の生活の安定と自立の促進を図るため、児童扶養手当を支給します。	こども育成課
141	児童育成手当の支給 【貧】	ひとり親家庭等のこどもの福祉の増進を図るため、児童育成手当（育成手当）（障害手当）を支給します。	こども育成課
142	ひとり親家庭等医療費助成の実施 【若・貧】	ひとり親家庭等の医療費の自己負担の一部または全部を助成します。	こども育成課
143	母子および父子福祉資金・女性福祉資金貸付 【貧】	母子・父子家庭の方等を対象に、修学、就学支度等の各資金をお貸しします。	子育て応援課
144	ひとり親家庭等の自立支援の推進 【次・若・貧】	ひとり親家庭等の自立のためハローワークと連携した、自立支援プログラム事業を継続実施するとともに、資格の取得や教育訓練実施に対する支援を行います。	子育て応援課
145	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金 【若・貧】	ひとり親家庭の親およびこどもが高卒認定試験の合格を目指す場合に、民間事業者が実施する対策講座の受講にかかる費用の一部を支給します。	子育て応援課
146	ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業 【貧】	義務教育終了前のこどものいるひとり親家庭で、生活環境の激変により日常生活に支障がある場合、ホームヘルパーを派遣します。	子育て応援課
147	ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業 【貧】	就職に必要な技能習得や資格の取得をするため、指定の教育訓練講座を受講し、終了した場合、受講費用の一部を支給します。	子育て応援課

No.	事業名	事業の内容	主な担当課
148	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金 【貧】	就職に有利な国家資格（看護師等）を取得するために養成機関において修業する場合、給付金を支給します。	子育て応援課
149	母子・父子自立支援プログラム策定等事業 【次・若・貧】	ひとり親家庭の母または父を対象に、個々の状況に応じた就職支援を母子・父子自立支援員が行います。	子育て応援課
150	日本シングルマザー支援協会との連携事業 【次・若・貧】	同協会との連携協定にもとづき、経済的自立に向けた講座の開催や相談支援、コミュニティの形成等ひとり親家庭の側面支援を充実する。	子育て応援課
151	廃棄物処理手数料の減免 【貧】	児童扶養手当または特別児童扶養手当を受給されている世帯には、申請により、指定収集袋を年間で一定数無料で交付するとともに、粗大ごみ処理手数料、し尿処理手数料、動物死体処理手数料が無料となります。	清掃リサイクル課

②こどもに届く生活・学習支援の推進

チャレンジ事業として実施体制の整備を検討していきます。

③安全・安心な親子の交流の推進

チャレンジ事業として実施体制の整備を検討していきます。

④養育費に関する相談支援や取決めの促進の強化

チャレンジ事業として実施体制の整備を検討していきます。

(5) 子育て相談・情報提供の充実

妊娠期から出産後に至るまで、母親が安心して子育てに臨めるよう、必要とされる様々なニーズに対応するため、子育て当事者のライフステージに合わせた情報提供や相談支援を充実します。

①相談支援体制の強化

No.	事業名	事業の内容	主な担当課
152	子育て支援センター等における相談体制の充実の整備 【次・若】	子育て支援センター（はぐはぐ）、子育てひろば、こども家庭センターなどのネットワークを通じて子育て相談体制の充実を図ります。	子育て応援課 こども家庭センター

②情報提供体制の強化

No.	事業名	事業の内容	主な担当課
153	保育所等の情報提供 【次】	保護者に対し、保育所等の情報提供の充実を図ります。	こども育成課
154	情報提供の充実	①青梅市の子育て情報を掲載した「子育て支援ガイド」を作成し、配布します。 ②子育て世代の保護者がスマートフォン等により子育て支援情報を取得できる子育てアプリを運用します。 ③NPO団体と連携し、子育てにやさしいまちづくりに向けて、①ガイドおよび②アプリの情報の最適化を進めます。	子育て応援課
155	第三者評価サービスの実施	利用者のサービス選択のための情報提供と保育サービスの質を確保するため、市内の全保育所等で第三者評価サービスを実施します。	こども育成課

(6) 持続可能な地域社会の形成

青梅市全体で持続可能な地域社会を形成するために、こどもや子育て世帯にやさしいまちづくりを進めていきます。

①少子化対策に関する取組

No.	事業名	事業の内容	主な担当課
156	少子化対策の推進 【少】	「子育て世代に対する経済的支援の強化」「子育て支援の拡充」「働き方改革の推進」について、少子化対策を踏まえた施策の展開が図られるよう、こども・子育て施策庁内推進委員会・同部会において、その推進を図っていきます。	子育て応援課
157	子育てしやすい住居や住環境の整備 【次・若】	子育て世帯の定住を促すため、子育て世帯への入居支援と合わせて、連携し、その受け皿となる良質な住宅の供給に努めます。	住宅課

②市民にやさしいまちづくり

No.	事業名	事業の内容	主な担当課
158	福祉のまちづくりの推進 【次】	①青梅市地域福祉総合計画に掲げる福祉共通理念「多様性を認め合い、みんなが健やかに暮らせるまち」にもとづき、全ての人が尊重し合い、一人ひとりが元気に活躍できる、地域共生社会の実現を目指して、社会福祉協議会等と連携しながら、幼少期から成長期の取り組みを進めていきます。 ②「青梅市福祉まちづくり整備要綱」および「東京都福祉のまちづくり条例」にもとづき、施設、歩道、公園などのバリアフリー化を進めます。	地域福祉課 介護保険課 高齢者支援課 障がい者福祉課 子育て応援課

第5章

教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の
量の見込みと確保方策

第5章 教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1 子ども・子育て支援法にもとづく基本指針の改正

「教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策」は、子ども・子育て支援法にもとづく基本指針に即して、策定することとされています。令和4年6月の児童福祉法等の一部を改正する法律および令和6年6月の子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が成立したことを受け、基本指針の改正が行われました。

〈主な改正内容〉

- 家庭支援事業の新設・拡充および利用勧奨・措置に関する事項の追加
- こども家庭センターおよび地域子育て相談機関に関する事項の追加
- 妊婦等包括相談支援事業に関する事項の追加
- 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に関する事項の追加
- 産後ケアに関する事業の追加

2 制度の事業体系

幼児期の学校教育と、保育の必要性のあるこどもへの保育について、幼稚園・保育所・認定こども園・小規模保育等の施設等を利用した場合に給付対象となります。

原則、給付費が確実に子育て支援に使われるようにするため、保護者への直接的な給付ではなく、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受ける仕組み（法定代理受領）となります。給付は「子どものための教育・保育給付」と「子育てのための施設等利用給付」に分かれます。

近年、急速な少子化の進行ならびに幼児期の教育および保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るために、幼児教育無償化（幼保無償化）を含む改正子ども・子育て支援法が成立したことにより、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が開始されました。

(1) 子どものための教育・保育給付

① 施設型給付

施設型給付の対象事業は、「幼稚園」、「認可保育所」、「認定こども園」の教育・保育施設です。市町村が事業者に対して施設型給付費を支給することになります。

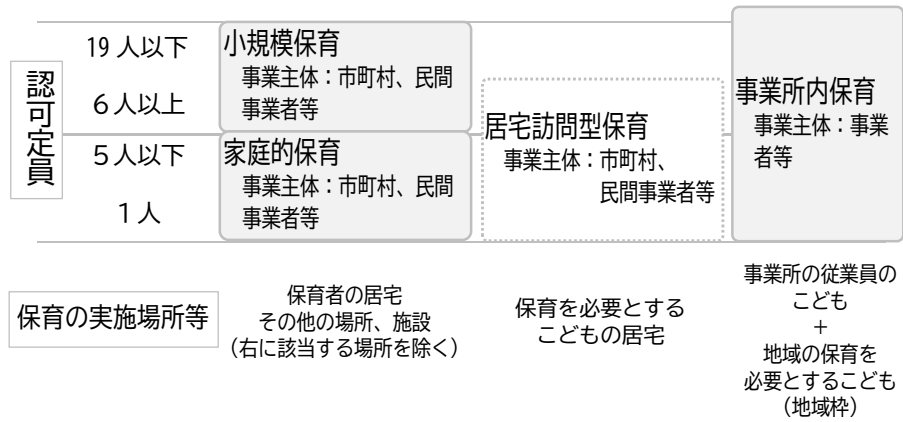
- ただし、施設型給付は、次の2つの給付構成が基本となっています。
- a. 満3歳以上児に対する標準的な教育時間および保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付
 - b. 満3歳未満児の保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付

② 地域型保育給付

制度では定員が19人以下の保育事業について、市町村による認可事業（地域型保育事業）として、地域型保育給付の対象となります。

地域型保育給付対象事業は、「小規模保育事業」、「家庭的保育事業」、「事業所内保育事業」、「居宅訪問型保育事業」の4事業から構成されます。

地域型保育事業の構成



資料：内閣府 子ども・子育て会議資料

(2) 子育てのための施設等利用給付

子育てのための施設等利用給付の対象事業は、「幼稚園（未移行）」、「就学前の障害児の発達支援」、「認可外保育施設」、「預かり保育事業」、「一時預かり事業」、「病児保育事業」、「ファミリー・サポート・センター事業」となります。

令和元年10月から開始された無償化の概要

対象施設	無償化の内容			必要な手続き
	0～2歳児	満3歳児	3～5歳児	
幼稚園（新制度幼稚園）	－	利用料無償	利用料無償	教育・保育給付認定（従来どおり）
認可保育所 認定こども園 地域型保育事業	・市町村民税世帯非課税者：利用料無償 ・その他の世帯：所得に応じて負担			
就学前の障害児の発達支援				通所給付決定 入所給付決定（従来どおり）
幼稚園（新制度幼稚園を除く）	－	上限月額 25,700 円		施設等利用給付認定（1～3号）
幼稚園（新制度幼稚園を含む）	－	市町村民税世帯非課税者のみ、利用日数×450円まで無償（上限月額 1.63万円）	利用日数×450円まで無償（上限月額 1.13万円）	施設等利用給付認定（2～3号）
認可外保育施設	・市町村民税世帯非課税者のみ、月額 4.2万円を上限に利用料を無償		・月額 3.7万円を上限に利用料を無償	
預かり保育施設 一時預かり事業 病児保育事業 ファミリー・サポート・センター事業				

※第2子以降については多子世帯軽減あり

(3) 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。

本市では、「子ども・子育て支援法」で定められている14事業（令和7年度）について、子ども・子育て支援交付金または交付税措置の対象事業として、実施しています。

また、それに加えて、同交付金の対象となっている5事業および市独自の2事業についても、地域子ども・子育て支援事業として実施し、地域の課題解決のために必要なサービスを提供しています。

制度における事業の体系

子ども・子育て支援給付

○ 施設型給付

- ・幼稚園
- ・認可保育所

（私立保育所については、現行どおり、市町村が保育所に委託費を支払い、利用者負担の徴収も市町村が行うものとする）

- ・認定こども園

○ 地域型保育給付

- ・小規模保育事業
- ・家庭的保育事業
- ・事業所内保育事業
- ・居宅訪問型保育事業（ベビーシッター）

※施設型給付・地域型保育給付は、早朝・夜間・休日保育にも対応

○ 施設等利用給付

- ・幼稚園（新1号）
- ・就学前の障害児発達支援
- ・認可外保育施設（新2、3号以下同じ）
- ・預かり保育、一時預かり事業
- ・病児・病後児保育事業
- ・ファミリー・サポート・センター事業

○ 児童手当

地域子ども・子育て支援事業

- ① 利用者支援事業
- ② 地域子育て支援拠点事業
- ③ 一時預かり事業
- ④ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）
- ⑤ 養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業
- ⑥ ファミリー・サポート・センター事業
- ⑦ 子育て短期支援事業
- ⑧ 延長保育事業
- ⑨ 病児・病後児保育事業
- ⑩ 学童保育事業（放課後児童クラブ）
- ⑪ 妊婦健康診査事業
- ⑫ 実費徴収にかかる補足給付を行う事業
- ⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
- ⑭ 産後ケア事業
- ⑮ 子育て世帯訪問支援事業
- ⑯ 児童育成支援拠点事業
- ⑰ 親子関係形成支援事業
- ⑱ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
- ⑲ 妊婦等包括相談支援事業
- ⑳ 保健師等による訪問指導事業
- ㉑ 児童虐待防止ネットワーク事業

(4) 保育の必要性の認定について

「子ども・子育て支援法」では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準にもとづき、保育の必要性を認定した上で、給付する仕組みとなっています。

① 認定区分

認定は次の1～3号の区分で行われます。

認定区分	対象事業		保育の必要性	対象年齢
1号認定	教育認定	幼稚園 認定こども園	なし	3～5歳児 (3歳以上児)
2号認定	保育認定	幼稚園	あり	
	保育認定	認定こども園 保育所	あり	0～2歳児 (3歳未満児)
3号認定	保育認定	認定こども園 保育所 地域型保育		

② 施設等利用給付の認定区分（新・認定区分）

施設等利用給付とは、幼児教育・保育の無償化に伴い創設された給付制度です。

この給付は、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートおよび幼稚園・認定こども園の預かり保育を利用した場合に対象となります。

無償化による給付を受けるためには、当該給付にかかる申請書を提出し、認定（新2号または新3号）を受ける必要があります。

③ 認定基準

保育の必要性の認定（2号、3号、新2号、新3号の保育の必要性の認定を受ける子ども）に当たっては以下の3点について基準を策定します。

事 由	①就労 フルタイムのほか、パートタイム、夜間の就労など月48時間以上労働することを常態とする場合 ②就労以外の事由 保護者の疾病・障害、産前産後、親族の介護、災害復旧、求職活動および就学等、またそれらに類するものとして本市が定める事由
区 分※	①保育標準時間 育児休業・求職活動以外を想定した長時間利用 ②保育短時間 育児休業・求職活動を想定した短時間利用
優先利用	保護者の不存在や、虐待防止の観点から特別な支援を要する状態の場合等

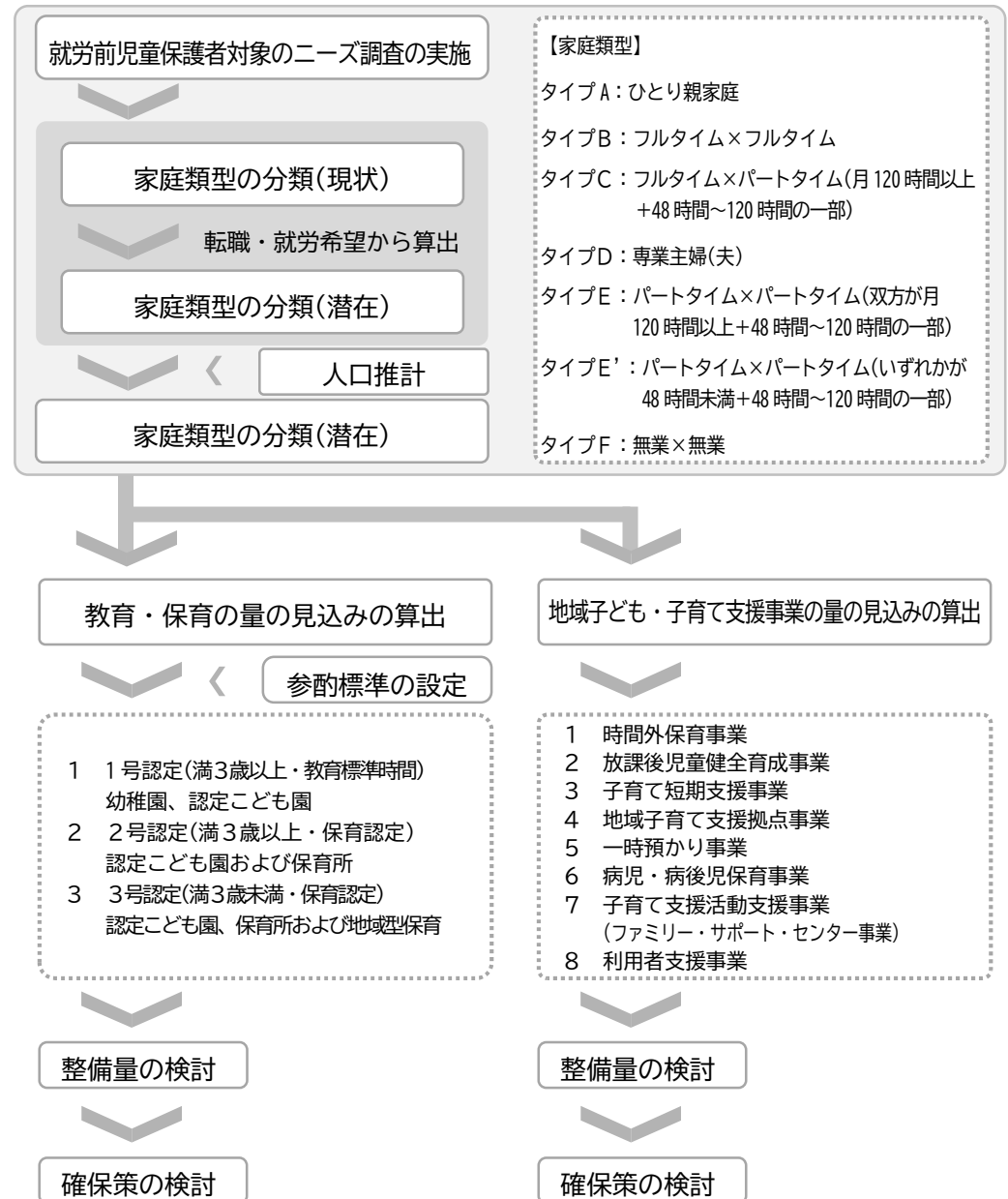
※区分は、月単位の保育の必要量に関する区分で、2号、3号が該当します。

3 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の推計

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計のフロー

(1) 推計の手順

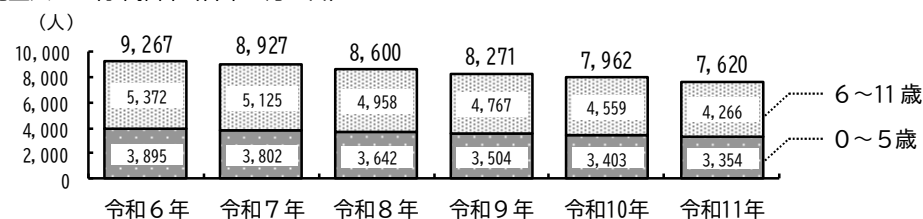
教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計に当たっては、就学前から小学生までのこどもを持つ保護者を対象とした調査の結果をもとに、国が示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き」の手順に沿って算出し、本市の地域特性の整合性等を検証しながら、一部補正を行いました。



(2) 児童人口の将来推計

子ども・子育て支援事業計画で定めるサービスの対象となる、0歳から11歳までの子どもの人口を、令和2年から令和6年の各年1月1日住民基本台帳の人口を基に、コーホート変化率法により推計しました。5年間で約18%減の大きな減少が見込まれます。

児童人口の将来推計（各年1月1日）



①市全体

単位：人

年齢	6年実数	7年	8年	9年	10年	11年
0歳	554	543	526	516	503	492
1歳	571	588	576	559	548	534
2歳	640	578	596	582	565	554
3歳	701	648	585	604	590	573
4歳	734	702	649	586	604	590
5歳	695	743	710	657	593	611
6歳	821	697	744	713	659	595
7歳	890	828	703	750	718	664
8歳	871	890	827	703	749	717
9歳	915	875	894	830	706	752
10歳	921	915	876	895	832	707
11歳	954	920	914	876	895	831
合計	9,267	8,927	8,600	8,271	7,962	7,620

③西部区域

単位：人

年齢	6年実数	7年	8年	9年	10年	11年
0歳	46	43	41	41	40	39
1歳	53	49	45	43	43	42
2歳	47	56	52	47	45	45
3歳	57	49	58	54	49	47
4歳	77	58	50	59	54	49
5歳	55	79	60	51	60	55
6歳	72	55	78	60	51	60
7歳	74	73	56	79	60	51
8歳	70	74	73	56	79	60
9歳	92	70	74	73	56	79
10歳	78	95	72	76	76	58
11歳	72	79	96	73	77	77
合計	793	780	755	712	690	662

②東部区域

単位：人

年齢	6年実数	7年	8年	9年	10年	11年
0歳	504	495	480	470	458	448
1歳	508	534	524	509	498	485
2歳	588	512	539	528	513	502
3歳	629	593	516	544	533	518
4歳	649	629	593	516	544	533
5歳	624	656	636	600	521	550
6歳	739	626	658	638	602	523
7歳	798	745	631	663	643	607
8歳	785	797	744	630	662	642
9歳	810	789	801	747	633	665
10歳	829	807	787	799	745	631
11歳	868	827	805	785	797	743
合計	8,331	8,010	7,714	7,429	7,149	6,847

④北部区域

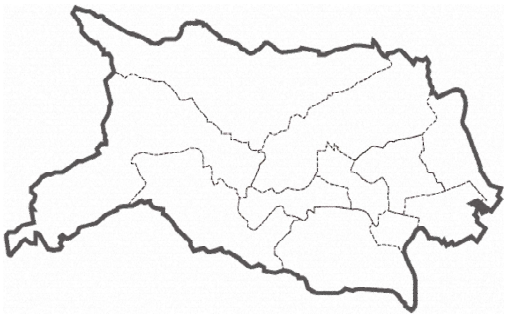
単位：人

年齢	6年実数	7年	8年	9年	10年	11年
0歳	4	5	5	5	5	5
1歳	10	5	7	7	7	7
2歳	5	10	5	7	7	7
3歳	15	6	11	6	8	8
4歳	8	15	6	11	6	8
5歳	16	8	14	6	12	6
6歳	10	16	8	15	6	12
7歳	18	10	16	8	15	6
8歳	16	19	10	17	8	15
9歳	13	16	19	10	17	8
10歳	14	13	17	20	11	18
11歳	14	14	13	18	21	11
合計	143	137	131	130	123	111

4 教育・保育の提供区域

提供区域については、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設整備状況、その他の条件を総合的に勘案して対象事業ごとに1区域、3区域、4区域とします。

(1) 1区域（市内全域）分けの対象事業

	
子ども・子育て支援給付	【区域設定の主な特徴】
・幼稚園	幼稚園事業については、多くの園が送迎バスを運行させていることから、広範囲にわたる事業として、1区域としました。
・居宅訪問型保育（ベビーシッター）	
地域子ども・子育て支援事業	
①利用者支援事業	居宅訪問型保育については、紹介業務であるため1区域としました。また、利用者支援事業については、市全域を対象としているため1区域としました。
④乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	
⑤養育支援訪問および要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業	
⑥ファミリー・サポート・センター事業	病児・病後児保育事業については、病児保育1園、病後児保育1園の計2園で市全域を対象としているため1区域としました。
⑦子育て短期支援事業	
⑨病児・病後児保育事業	
⑭産後ケア事業	⑨妊婦等包括相談支援事業
⑮子育て世帯訪問支援事業	
⑯児童育成支援拠点事業	
⑰親子関係形成支援事業	⑳保健師等による訪問指導事業
⑱乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	㉑児童虐待防止ネットワーク事業

(2) 3区域（東部地域・西部地域・北部地域）分けの対象事業

	
子ども・子育て支援給付	【区域設定の主な特徴】
・保育所	保育所等については、待機児童が解消された一方、定員に満たない施設が増加しています。 そのような中で、北部と西部を直接結ぶ公共交通機関がないことや地形や土地利用などの状況に違いがあることなどから3区域としました。
・認定こども園	
・小規模保育（定員6人以上19人以下の施設）	
・家庭的保育	⑨延長保育事業
・事業所内保育	
地域子ども・子育て支援事業	
②地域子育て支援拠点事業	⑫実費徴収にかかる補足給付を行う事業
③一時預かり事業	
⑧延長保育事業	
⑫実費徴収にかかる補足給付を行う事業	⑬多様な主体が参画することを促進するための事業
⑬多様な主体が参画することを促進するための事業	

(3) 4区域（東部地域・西部地域・北部地域小曾木地区・北部地域成木地区）分けの対象事業



子ども・子育て支援給付	【 区域設定の主な特徴 】 学童保育については、放課後、児童が一人で移動することが必要であることから、交通網や地形的な要因を考慮し、施設数が13か所ある東部地域、3か所ある西部地域、各1か所の北部地域小曾木地区と北部地域成木地区の4区域としました。 各地域・地区の特徴として、東部地域は人口が集中し、小学校の配置も平均していること、また、西部地域は公共交通機関を利用して通学する児童が多いこと、北部地域小曾木地区は交通網が整備されていないことから他地域・地区への移動が難しいこと、北部地域成木地区は、小規模特認校として市全域から児童を受け入れていることなどがあげられます。
該当事業なし	
地域子ども・子育て支援事業	
⑩放課後児童クラブ（学童保育事業）	

(4) 提供区域分けが必要ない事業

⑪妊婦健康診査事業

5 教育・保育の一体的提供および推進に関する体制の確保に関する事項

(1) 認定こども園の普及にかかる基本的な考え方

認定こども園は幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持ち、地域の子育て支援も行う施設であり、保護者の就労状況等にかかわらず利用できます。

本市においても、こどもたちを真ん中に、幼稚園・保育園のそれぞれの特徴を活かし、こどもたちの健やかな成長を図っていきます。

(2) 幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援等の市町村が行う必要な支援に関する事項

質の高い教育・保育および子育て支援を提供するには、幼稚園教諭、保育士等の専門性や経験が重要になります。

教育・保育の一体的提供に関する意義や課題を共有できるよう、幼稚園教諭と保育士の合同研修の開催等の支援を推進していきます。

(3) 質の高い教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等にかかる基本的な考え方およびその推進方策

全てのこどもが健やかに育つためには、特に乳幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であることに留意し、発達段階に応じた質の高い教育・保育、地域子育て支援事業が適切に提供されることが重要です。

こどもの最善の利益が実現される社会を目指し、全ての子育て家庭を地域社会全体で支えていくことができるよう、子育て支援施策を推進していきます。

(4) 教育・保育施設と地域型保育事業者の相互連携ならびに認定こども園、幼稚園および保育所等と小学校等との連携の推進方策

安心してこどもを産み育てることができる環境を実現するには、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を提供することが必要であり、そのためには子ども・子育て支援にかかわる事業者間の密接な連携が重要になります。

特に、3歳未満のこどもを保育する地域型保育事業について、満3歳以降も継続して質の高い教育・保育が受けられるよう、教育・保育施設と地域型保育事業者の円滑な連携を推進します。

また、幼・保・小の交流や連携を推進することにより、幼児期の教育・保育の充実や、小学校等への円滑な移行を図ります。

6 施設型給付

※現状は令和6年度の実数または見込み数を計上しており、推計にはその地域で生活をしている方の利用者推計総数（量の見込み）を計上しています。（以下、全ての項目に共通します。）

（1）幼稚園（1区域）

「学校教育法」にもとづく教育機関で、保護者の就労状況にかかわらず3歳から入園できます。3歳になる学年（満3歳児）の受け入れや預かり保育を行っている園もあります。

単位：人

幼稚園	現状	推計				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①利用者推計総数 （量の見込み）	315	311	289	275	266	264
②確保提供総数	1,276	1,000	785	785	785	635
差異（②－①）	961	689	496	510	519	371

※認定こども園の教育部分1号を含む

【現状】

- 幼稚園が6園あります。
- 教員の資質の向上のために、「教員研修補助金」を交付しています。
- 園児の心を育む保育（観劇や造形活動、音感、体育等による感性、運動性を育む保育等）を行う場合、「心を育む保育実施補助金」を交付しています。
- 教育環境整備のため、教材等の整備を行う場合、「教育環境整備費補助金」を交付しています。
- 就園促進のため、未就園児教室等を行う場合、「就園促進事業補助金」を交付しています。
- 保護者の負担を軽減するため、「保護者補助金」を交付しています。

【確保の方策】令和7年度～11年度

- 保護者補助金等の法定代理受領の実施や副食費の補助を行い、保護者の経済的な負担を軽減し、利用促進を図ります。
- 乳児等通園支援制度（こども誰でも通園制度）などの新しい給付制度を実施することにより、新たな層の園児の利用促進を図ります。

(2) 認可保育所（3区域）

保護者の就労や病気などで、家庭でこどもをみることができない場合に、保護者の代わりに保育する施設です。

① 東部地域

単位：人

認可保育所	現状	推計				
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①利用者推計総数 （量の見込み）	2,288	2,233	2,145	2,062	1,996	1,978
2号認定	1,371	1,354	1,258	1,197	1,152	1,154
3号認定（0歳）	142	139	135	132	129	126
3号認定 （1・2歳）	775	740	752	733	715	698
②確保提供総数	2,826	2,826	2,826	2,826	2,826	2,826
2号認定	1,696	1,696	1,696	1,696	1,696	1,696
3号認定（0歳）	227	227	227	227	227	227
3号認定 （1・2歳）	903	903	903	903	903	903
差異（②－①）	538	593	681	764	830	848

※利用者推計総数は、小規模保育事業と家庭的保育事業の数値を含む。

【現状】

- 認可保育所が24園あります。
- 「重度アレルギー児対策加算補助金」として、対象児童の通所している保育所に対し補助を行っています。
- 「心を育む保育補助金」として、音感教室や体操教室などに補助を行い、保育の質の向上を図っています。
- 「施設運営維持費補助金」として、施設の修繕等の補助を行い、児童の保育環境の向上を図っています。
- 「市保育士加算補助金」として、保育士人件費の補助を行い、保育士の雇用人数を確保し、より充実した保育を行うことを図っています。

【確保の方策】令和7年度～11年度

- アレルギー児、障害児、医療的ケア児の受入れについて、保育環境の整備や施設に対する助成を行います。
- 定員に満たない保育所に対して、利用定員の見直しを行うなど、効率的な運営を促します。
- 老朽化した保育所に対して、施設整備を行い、保育環境の向上に努めます。
- 保育所入所にかかる認定基準の見直しや副食費補助などの市独自の補を実施することで、保護者の負担軽減を図り、保育所の利用を促します。

② 西部地域

単位：人

認可保育所	現状	推計				
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①利用者推計総数 (量の見込み)	137	137	126	120	119	113
2号認定	81	80	72	70	70	65
3号認定（0歳）	10	9	9	9	9	8
3号認定 （1・2歳）	46	48	45	41	40	40
②確保提供総数	320	320	320	320	320	320
2号認定	195	195	195	195	195	195
3号認定（0歳）	27	27	27	27	27	27
3号認定 （1・2歳）	98	98	98	98	98	98
差異（②－①）	183	183	194	200	201	207

【 現状 】

- 認可保育所が5園あります。
- 「重度アレルギー児対策加算補助金」として、対象児童の通所している保育所に対し補助を行っています。
- 「心を育む保育補助金」として、音感教室や体操教室などに補助を行い、保育の質の向上を図っています。
- 「施設運営維持費補助金」として、施設の修繕等の補助を行い、児童の保育環境の向上を図っています。
- 「市保育士加算補助金」として、保育士人件費の補助を行い、保育士の雇用人数を確保し、より手厚い保育を行うことを図っています。
- 一部の認可保育所で送迎バスを運行しています。

【 確保の方策 】 令和7年度～11年度

- アレルギー児、障害児、医療的ケア児の受入れについて、保育環境や施設の整備に対する助成を行います。
- 定員に満たない保育所に対して、利用定員の見直しを行うなど、効率的な運営を促します。
- 保育所入所にかかる認定基準の見直しや副食費補助などの市独自の補助を実施することにより、保護者の負担軽減を図り、保育所の利用を促します。

③ 北部地域

単位：人

認可保育所	現状	推計				
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①利用者推計総数 (量の見込み)	145	123	119	106	113	104
2号認定	92	68	73	54	61	52
3号認定（0歳）	6	8	8	8	8	8
3号認定 （1・2歳）	47	47	38	44	44	44
②確保提供総数	175	175	175	175	175	175
2号認定	106	106	106	106	106	106
3号認定（0歳）	12	12	12	12	12	12
3号認定 （1・2歳）	57	57	57	57	57	57
差異（②－①）	30	52	56	69	62	71

【 現状 】

- 認可保育所が2園あります。
- 「重度アレルギー児対策加算補助金」として、対象児童の通所している保育所に対し補助を行っています。
- 「心を育む保育補助金」として、音感教室や体操教室などに補助を行い、保育の質の向上を図っています。
- 「施設運営維持費補助金」として、施設の修繕等の補助を行い、児童の保育環境の向上を図っています。
- 「市保育士加算補助金」として、保育士人件費の補助を行い、保育士の雇用人数を確保し、より手厚い保育を行うことを図っています。
- 送迎バスを運行することにより、東部地域や他県から児童の受け入れを行い、園児数の確保と保護者の利便性の向上を図っています。

【 確保の方策 】 令和7年度～11年度

- アレルギー児、障害児、医療的ケア児の受入れについて、保育環境や施設の整備に対する助成を行います。
- 定員に満たない保育所に対して、利用定員の見直しを行うなど、効率的な運営を促します。
- 保育所入所にかかる認定基準の見直しや副食費補助などの市独自の補を実施することにより、保護者の負担軽減を図り、保育所の利用を促します。

(3) 認定こども園（3区域）

保護者の就労状況にかかわらず入園することができ、幼児教育と保育を一体的に提供し、地域における子育て支援機能を備えた施設です。

① 東部地域

単位：人

認定こども園	現状	推計				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①利用者推計総数 （量の見込み）	120	117	113	108	104	104
2号認定	78	77	72	68	66	66
3号認定（0歳）	7	7	7	7	6	6
3号認定 （1・2歳）	35	33	34	33	32	32
②確保提供総数	194	229	179	179	179	179
2号認定	134	164	134	134	134	134
3号認定（0歳）	13	13	10	10	10	10
3号認定 （1・2歳）	47	52	35	35	35	35
差異（②－①）	74	112	66	71	75	75

【現状】

○幼稚園型認定こども園3園と地方裁量型認定こども園が1園あります。

【確保の方策】令和7年度～11年度

○保護者補助金等の法定代理受領の実施や副食費の補助を行い、保護者の経済的負担を軽減し、園児の利用促進を図ります。

○こども誰でも通園制度や多様な他者の関わり合いの機会の創出事業などの新しい給付制度等を実施することにより、新たな層の園児の利用促進を図ります。

② 西部地域

【現状】現在、実施園はありません。

【確保の方策】令和7年度～11年度

○保育の受け皿は十分に確保できています。今後は、保育の質の向上および保護者の負担軽減を図ります。

③ 北部地域

【現状】現在、実施園はありません。

【確保の方策】令和7年度～11年度

○保育の受け皿は十分に確保できています。今後は、保育の質の向上および保護者の負担軽減を図ります。

7 地域型保育給付

(1) 小規模保育事業（3区域）

国が定める基準に適合し、市町村の認可を受けた施設において、3歳未満のこどもを、少人数（6～19名以下）単位で預かる事業です。

① 東部地域

単位：人

小規模保育施設	現状	推計				
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
確保提供総数	41	41	41	41	41	41
3号認定（0歳）	13	13	13	13	13	13
3号認定 （1・2歳）	28	28	28	28	28	28

【現状】

○グループ型小規模保育事業を3施設で実施しており、定員41名となっています。

【確保の方策】令和7年度～11年度

○保育の質の向上に努めます。

○各種団体が実施する研修への積極的な参加を促します。

② 西部地域

【現状】現在、実施園はありません。

③ 北部地域

【現状】現在、実施園はありません。

(2) 家庭的保育事業（3区域）

保育者の家庭などでこどもを預かるサービスです。

① 東部地域

単位：人

家庭的保育施設	現状	推計				
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
確保提供総数	10	10	10	10	10	10
3号認定 （0・1・2歳）	10	10	10	10	10	10

【現状】

○家庭的保育者2人を認可しており、受け入れ定員は10名となっています。

【確保の方策】令和7年度～11年度

○保育の質の向上に努めます。

○各種団体が実施する研修への積極的な参加を促します。

② 西部地域

【現状】現在、実施園はありません。

③ 北部地域

【現状】現在、実施園はありません。

（３）事業所内保育事業（３区域）

企業などが、主に従業員用に運営し、周辺に在住しているこどもの受け入れも行う保育施設です。

① 東部地域

【 現状 】 現在、実施園はありません。

【 確保の方策 】 令和７年度～１１年度

○需要の状況に応じ、事業者等からの申請にもとづき設置を検討します。

② 西部地域

【 現状 】 現在、実施園はありません。

【 確保の方策 】 令和７年度～１１年度

○需要の状況に応じ、事業者等からの申請にもとづき設置を検討します。

③ 北部地域

【 現状 】 現在、実施園はありません。

【 確保の方策 】 令和７年度～１１年度

○需要の状況に応じ、事業者等からの申請にもとづき設置を検討します。

（４）居宅訪問型保育事業（１区域）

保護者が何らかの理由により保育が困難になった場合や、障害・疾患などで個別のケアが必要な場合などへの対応として、保護者の自宅で１対１で保育を行う事業です。

【 現状 】 現在、実施園はありません。

【 確保の方策 】 令和７年度～１１年度

○需要の状況に応じ、事業者等からの申請にもとづき設置を検討します。

8 相談支援

(1) 利用者支援事業（1 区域）

こどもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供および必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

「子育て支援センター（はぐはぐ）」や「こども家庭センター」において相談を受け付け、必要に応じて関係機関と連携し、妊娠期から子育て期まで、切れ目のない相談支援を行います。

単位：か所

利用者支援事業		現状	推計				
		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
基本型	確保 提供総数	1	1	1	1	1	1
こども家庭 センター型	確保 提供総数	1	1	1	1	1	1

【 現状 】

○子育て支援センター（はぐはぐ）において利用者支援事業（基本型）を実施しています。また、こども家庭センターにおいて利用者支援事業（こども家庭センター型）を実施しています。

○利用者支援事業（基本型）では、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等情報の集約・提供、相談および関係機関との連絡調整等を実施しています。また、利用者支援事業（こども家庭センター型）では、18歳未満のこどもとその家庭からの相談や、妊娠・出産・育児に不安を抱える妊産婦からの出産や子育てに関する相談に対応しています。

【 確保の方策 】 令和7年度～11 年度

○継続して事業を実施しています。

○良質な環境の提供と、人材の確保を行い、事業の質の向上に努めます。

(2) 地域子育て支援拠点事業（3区域）

こどもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供および必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【現状】

○子育て支援に関する交流の場の提供、子育てに関する相談・援助、地域の子育て関連情報の提供、子育て支援に関する講習等の実施を行っています。

○子育て支援センター「はぐはぐ」、畑中保育園「すこやかルーム」、東青梅市民センター「おひさま広場」、河辺市民センター「トイトイトイ」、下長瀬自治会館「とことこ」、文化交流センター「にこにこ」、その他保育所での簡易な「子育てひろば」を行っています。

○市民センターを会場として実施する「センターひろば」（支援事業：幼児と親のための教室と体育館開放）を行っています。

【確保の方策】令和7年度～11年度

○各施設において、継続して事業を実施していきます。

○良質な環境の提供と、人材の確保を行い、事業の質の向上に努めます。

① 東部地域

○子育てひろば 15か所 支援事業 7か所

単位：人／月

地域子育て支援 拠点事業	現状	推計				
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①利用者推計総数 （量の見込み）	3,596	3,511	3,376	3,252	3,149	3,117
②確保提供総数	26,078	26,078	26,078	26,078	26,078	26,078
差異（②－①）	22,482	22,567	22,702	22,826	22,929	22,961

② 西部地域

○子育てひろば 2か所 支援事業 2か所

単位：人／月

地域子育て支援 拠点事業	現状	推計				
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①利用者推計総数 （量の見込み）	164	164	150	144	142	136
②確保提供総数	790	790	790	790	790	790
差異（②－①）	626	626	640	646	648	654

③ 北部地域

○子育てひろば 1か所

単位：人／月

地域子育て支援 拠点事業	現状	推計				
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①利用者推計総数 （量の見込み）	2	2	2	2	2	2
②確保提供総数	240	240	240	240	240	240
差異（②－①）	238	238	238	238	238	238

9 訪問系事業

(1) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）（1区域）

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

単位：人／年

乳児家庭 全戸訪問事業	現状	推計				
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①利用者推計総数 （量の見込み）	600	543	526	516	503	492
②確保提供総数	600	543	526	516	503	492
差異（②－①）	0	0	0	0	0	0

【現状】

○生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

○民生・児童委員134人（令和6年9月現在の人数、主任児童委員は除く）および市担当職員で対応しています。

(2) 養育支援訪問事業（1区域）

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する相談・指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

単位：人回／年

養育支援訪問事業	現状	推計				
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①利用者推計総数 （量の見込み）	300	300	300	300	300	300
②確保提供総数	300	300	300	300	300	300
差異（②－①）	0	0	0	0	0	0

【現状】

○こども家庭支援ワーカー等が養育家庭を訪問し養育に関する相談・指導・助言等を行います。

(3) 保健師等による訪問指導事業（1 区域）

ア 妊婦訪問指導事業

妊婦の健康状態・生活環境・疾病予防等、妊娠中に必要な事項について、家庭訪問の上、適切な指導を行うとともに、疾病や異常の早期発見・早期治療について助言し、不安を除き、安心して出産・育児に臨むことが出来るよう支援する事業です。

【 現状 】

○保健師5人で、市内の訪問事業を行っています。

【 確保の方策 】 令和7年度～11年度

○母子手帳交付時等の面談や妊婦健康診査結果通知、その他医療機関や本人からの連絡により把握します。

イ 新生児訪問指導・産婦訪問指導事業

新生児の発育、栄養、生活環境、疾病予防等育児上重要な、産婦の健康状況・生活環境・疾病予防等、産後に必要な事項について、訪問の上、適切な指導を行うとともに、新生児および産婦の疾患や異常の早期発見・早期治療について助言し、不安を除き、安心して育児に臨むことが出来るよう支援することを目的として、生後28日未満の新生児と産婦を対象に保健師等が訪問する事業です。

【 現状 】

○保健師5人および訪問指導員8人で、市内の訪問事業を行っています。

【 確保の方策 】 令和7年度～11年度

○母子手帳交付時等の面談で周知を行い、出生通知票をもとに全戸訪問を行い、利用者に寄り添った支援を行います。

ウ 未熟児訪問事業

早期産や低出生体重で生まれた赤ちゃんは、生理的に未熟で、また、心や体の発達も正期産児に比べ遅れることも少なくないため、保健師等が家庭を訪問し、育児支援を行います。

【 現状 】

○保健師5人および訪問指導員8人で、市内の訪問事業を行っています。

【 確保の方策 】 令和7年度～11年度

○母子手帳交付時等の面談で周知を行い、出生通知票での把握や医療機関との連携により全戸訪問を行い、利用者に寄り添った支援を行います。

10 通所系事業

(1) 子育て短期支援事業（1 区域）

保護者が生後57日目から小学校就学前のこどもを一時的に家庭で養育できない場合、宿泊を伴い原則7日間を限度に利用できる事業です。

単位：人日／年

子育て短期支援 事業	現状	推計				
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①利用者推計総数 （量の見込み）	222	216	208	200	192	184
②確保提供総数	1,095	1,095	1,095	1,095	1,095	1,095
差異（②－①）	873	879	887	895	903	911

【 現状 】

- 市内乳児院・児童養護施設に委託し、年末年始を含め毎日実施しています。
- この乳児院・児童養護施設では、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町も同事業を委託しています。6市町で1日最大10人の受け入れが可能となっています。
- トワイライト預かりや小学生の対応について、検討しています。

(2) 一時預かり事業（保育所等）（3 区域）

病気やけが、冠婚葬祭など、保護者の事情でやむを得ず家庭での保育が困難になった場合、保育所等で未就学児を一時的に預かる事業です。育児による疲労・ストレスなどを感じた場合も利用できます。

① 東部地域

単位：人日／年

一時預かり事業 （保育所等）	現状	推計				
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①利用者推計総数 （量の見込み）	551	538	517	498	483	478
②確保提供総数	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
差異（②－①）	9,449	9,462	9,483	9,502	9,517	9,522

【 現状 】

- 認可保育所で7園、認定こども園で1園、小規模保育事業所1所で実施しています。うち、認可保育所1園で定期利用保育を実施しています。

【 確保の方策 】 令和7年度～11年度

- ニーズは十分に確保されています。

② 西部地域

単位：人日／年

一時預かり事業 (保育所等)	現状	推計				
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①利用者推計総数 (量の見込み)	183	182	167	161	159	151
②確保提供総数	4,750	4,750	4,750	4,750	4,750	4,750
差異(②－①)	4,567	4,568	4,583	4,589	4,591	4,599

【現状】

○認可保育所で3園実施しています。うち1園で定期利用保育を実施しています。

【確保の方策】令和7年度～11年度

○ニーズは十分に確保されています。

③ 北部地域

単位：人日／年

一時預かり事業 (保育所等)	現状	推計				
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①利用者推計総数 (量の見込み)	11	9	9	8	9	8
②確保提供総数	0	0	0	0	0	0
差異(②－①)	▲11	▲9	▲9	▲8	▲9	▲8

【現状】現在、実施施設はありません。

【確保の方策】令和7年度～11年度

○利用者の利便性を考慮して、他地域の一時預かり事業やファミリー・サポート・センターの利用を促していきます。

(3) 一時預かり事業（幼稚園等）

① 幼稚園（1区域）

単位：人日／年

一時預かり事業 （幼稚園）	現状	推計				
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①利用者推計総数 （量の見込み）	16,294	16,109	14,962	14,216	13,754	13,654
②確保提供総数	18,408	16,133	15,766	15,766	15,766	14,105
差異（②－①）	2,114	24	804	1,550	2,012	451

【現状】

○現在、確保については充足しています。

【確保の方策】令和7年度～11年度

○ニーズは十分に確保されています。

② ファミリー・サポート・センター等（1区域）

単位：人日／年

一時預かり事業 （ファミリー・サポ ート・センター等）	現状	推計				
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①利用者推計総数 （量の見込み）	1,314	1,265	1,222	1,175	1,125	1,057
②確保提供総数	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500
差異（②－①）	3,186	3,235	3,278	3,325	3,375	3,443

【現状】

○ファミリー・サポート・センター事業の令和5年度末会員数は、利用会員537人、提供会員235人、両方会員3人、計775人となっています。

○子育て短期支援事業により、乳児院・児童養護施設においても受入れが可能となっております。

【確保の方策】令和7年～11年度

○ファミリー・サポート・センター事業および子育て短期支援事業の充実を図ります。

○提供会員の質の向上のため、研修を実施していきます。

(4) 延長保育事業（3区域）

通常の保育時間の前後に、保育所等が在所児を預かる事業です。本市では、仕事や一時的な用事などに応じて、延長保育を実施しています。

① 東部地域

単位：人日／年

延長保育事業	現状	推計				
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①利用者推計総数 （量の見込み）	15,540	15,172	14,590	14,053	13,610	13,472
②確保提供総数	686,250	686,250	686,250	686,250	686,250	686,250
差異（②－①）	670,710	671,078	671,660	672,197	672,640	672,778

【 現状 】

○全園で実施しています。

○延長時間は30分が5施設、1時間が8施設、1時間半が10施設、2時間が7施設で実施しています。

【 確保の方策 】 令和7年度～11年度

○ニーズは十分に確保されていますが、需要に応じて時間の拡大等について保育施設と調整を図っていきます。

② 西部地域

単位：人日／年

延長保育事業	現状	推計				
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①利用者推計総数 （量の見込み）	514	512	470	453	446	425
②確保提供総数	195,000	195,000	195,000	195,000	195,000	195,000
差異（②－①）	194,486	194,488	194,530	194,547	194,554	194,575

【 現状 】

○全園で実施しています。

○延長時間は30分が3施設、1時間が2施設で実施しています。

【 確保の方策 】 令和7年度～11年度

○ニーズは十分に確保されていますが、需要に応じて時間の拡大等について保育施設と調整を図っていきます。

③ 北部地域

単位：人日／年

延長保育事業	現状	推計				
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①利用者推計総数 (量の見込み)	140	118	116	101	109	99
②確保提供総数	41,250	41,250	41,250	41,250	41,250	41,250
差異(②－①)	41,110	41,132	41,134	41,149	41,141	41,151

【現状】

○全園で実施しています。

○延長時間は30分が1施設、1時間が1施設で実施しています。

【確保の方策】令和7年度～11年度

○ニーズは十分に確保されていますが、需要に応じて時間の拡大等について保育施設と調整を図っていきます。

(5) 病児・病後児保育事業（1区域）

病気や病気の回復期にあるこどもを対象に、保育所等での集団保育が困難で、かつ保護者の事情により家庭で保育できないときに一時的に保育する施設です。

単位：人日／年

病児・病後児 保育事業	現状	推計				
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①利用者推計総数 (量の見込み)	552	536	516	497	478	458
②確保提供総数	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
差異(②－①)	1,448	1,464	1,484	1,503	1,522	1,542

【現状】

○病児保育室が東部地域に1施設あります。

○病後児保育室が東部地域に1施設あります。

【確保の方策】令和7年度～11年度

○ニーズは確保されていますが、需要に応じ、施設数の増等について保育施設と調整を図っていきます。

（６）学童保育事業（放課後児童クラブ）（４区域）

仕事などにより、昼間保護者が家庭にいない児童を対象に、遊びや生活の場を提供します。

①a 東部地域：低学年（１～３年生）

単位：人

放課後児童クラブ	現状	推計				
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①利用者推計総数 （量の見込み）	983	907	855	821	805	744
②確保提供総数	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
差異（②－①）	117	193	245	279	295	356

【現状】

- 地域内11小学校の区域において事業が行われています。
- 東部地域の放課後児童クラブ利用希望者が多いため、一部の放課後児童クラブにおいては待機児童が発生しています。一方、大多数のクラブにおいては、利用希望者が定数に達していないため、要件に該当する児童が希望すれば入所できる状況です。
- 第二学童保育所、新町学童保育所については開設から十数年から数十年を経過しており、経年劣化による老朽化が施設のあらゆる部分で進んでおり、その都度修繕等により対応していますが、施設の建替えや大規模改修が必要な状況です。

【確保の方策】令和7年度～11年度

- 地域の実情に応じて、民間の学童保育所の参入および整備を検討します。
- 老朽化した施設については、施設整備または大規模改修などの環境整備を検討します。
- 放課後子ども教室との連携を推進し、質の向上を図ります。

①b 東部地域：高学年（４～６年生）

単位：人

放課後児童クラブ	現状	推計				
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①利用者推計総数 （量の見込み）	160	155	156	148	131	130
②確保提供総数	131	131	131	131	131	131
差異（②－①）	▲29	▲24	▲25	▲17	0	1

【現状】

- 東部地域の放課後児童クラブ利用希望者が多いため、一部の放課後児童クラブにおいては待機児童が発生しています。また、小学校低学年の児童に比べて高学年の方が入所ににくい状況となっています。

【確保の方策】令和7年度～11年度

- 地域の実情に応じて、民間の学童保育所の参入および整備を検討します。
- 老朽化した施設については、施設整備または大規模改修などの環境整備を検討します。
- 放課後子ども教室との連携を推進し、質の向上を図ります。

② 西部地域

単位：人

放課後児童クラブ		現状	推計				
		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
低 学 年	①利用者推計総数 (量の見込み)	180	163	172	163	151	141
	②確保提供総数	200	200	200	200	200	200
	差異(②-①)	20	37	28	37	49	59
高 学 年	①利用者推計総数 (量の見込み)	40	36	35	34	29	34
	②確保提供総数	49	49	49	49	49	49
	差異(②-①)	9	13	14	15	20	15

【現状】

○地域内3小学校において事業が行われています。

○学童保育所の利用希望者が定数に達していないため、待機児童は発生していません。

【確保の方策】令和7年度～11年度

○老朽化した施設については、施設整備またはその都度修繕を行ない、環境整備を図ります。

○放課後子ども教室との連携を推進し、質の向上を図ります。

③ 北部地域小曾木地区

単位：人

放課後児童クラブ		現状	推計				
		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
低 学 年	①利用者推計総数 (量の見込み)	20	19	16	18	13	14
	②確保提供総数	30	30	30	30	30	30
	差異(②-①)	10	11	14	12	17	16
高 学 年	①利用者推計総数 (量の見込み)	2	2	3	2	3	1
	②確保提供総数	7	7	7	7	7	7
	差異(②-①)	5	5	4	5	4	6

【現状】

○地域内1小学校において事業が行われています。

○学童保育所の利用希望者が定数に達していないため、待機児童は発生していません。

【確保の方策】令和7年度～11年度

○老朽化した施設については、施設整備またはその都度修繕を行ない、環境整備を図ります。

○放課後子ども教室との連携を推進し、質の向上を図ります。

④ 北部地域成木地区

単位：人

放課後児童クラブ		現状	推計				
		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
低 学 年	①利用者推計総数 (量の見込み)	15	16	12	15	11	12
	②確保提供総数	20	20	20	20	20	20
	差異(②-①)	5	4	8	5	9	8
高 学 年	①利用者推計総数 (量の見込み)	5	6	7	5	7	4
	②確保提供総数	9	9	9	9	9	9
	差異(②-①)	4	3	2	4	2	5

【 現状 】

- 地域内1小学校において事業が行われています。
- 学童保育所の利用希望者が定数に達していないため、待機児童は発生していません。
- 成木こどもクラブの施設については、経年劣化による老朽化が進んでいる状況です。

【 確保の方策 】 令和7年度～11年度

- 老朽化した施設については、施設整備またはその都度修繕を行ない、環境整備を図ります。
- 放課後子ども教室との連携を推進し、質の向上を図ります。

(7) 放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携

親の就労状況に関わらず全ての児童が放課後等の時間を安全・安心に過ごし、地域住民等の参画を得た多様な体験・活動を行うことができる場としての放課後子ども教室と放課後児童クラブ（学童保育）の連携を推進します。

待機児童対策の一層の強化と放課後の児童の居場所確保に向け、こども家庭庁と文部科学省が連携し、予算・運用等の両面から集中的に取り組むべき対策として充実を図る「放課後児童対策パッケージ」を踏まえた取り組みを進めていきます。

【現状】

1) 放課後児童クラブの状況

令和6年度現在、東小学校（児童自立支援施設）を除く市内16小学校全てにおいて、放課後児童クラブを実施しています。※詳細は（6）学童保育事業を参照

2) 放課後子ども教室の状況

令和6年度現在、東小学校を除く市内16小学校全てにおいて、放課後子ども教室を実施しています。

放課後児童クラブとの校内交流型または連携型については、市内16小学校全てで実施しています。

放課後子ども教室の実施状況（令和6年10月現在）

学校名	平均利用人数	一体実施	学校名	平均利用人数	一体実施
第一小	32人	○	河辺小	24人	○
第二小	26人	○	新町小	34人	○
第三小	16人	○	霞台小	17人	○
第四小	20人	○	友田小	50人	○
第五小	50人	○	今井小	50人	○
第六小	13人	○	若草小	49人	○
第七小	13人	○	藤橋小	19人	○
成木小	20人	○	吹上小	35人	○
合計			468人	16校	

一体実施…校内交流型または連携型の実施状況。○は実績あり

【確保の方策】

1) 放課後児童クラブの令和11年度に達成されるべき目標事業量

放課後児童クラブについては、すでに東小学校（児童自立支援施設）を除く全ての小学校区で実施されています。

令和11年度までに達成されるべき目標事業量は下表のとおりです。

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者推計総数	1,405	1,304	1,256	1,206	1,150	1,080
確保提供総数	1,546	1,546	1,546	1,546	1,546	1,546
学童保育所数	19	19	19	19	19	19
クラブ数	37	37	37	37	37	37

2) 校内交流型または連携型の放課後児童クラブおよび放課後子ども教室の令和11年度に達成されるべき目標事業量

現在、小学校の教室を利用している、または、小学校に隣接している施設で放課後児童クラブを実施している学童保育所は、19学童保育所のうち17学童保育所（クラブ数では37クラブのうち33クラブ）となっています。このため、小学校の教室を利用して学童保育所を実施している学校（隣接している施設での学童保育所を含む）を校内交流型、学校の教室以外で学童保育所を実施している学校を連携型として進めていきます。

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
校内交流型	17	17	17	17	17	17
連携型	2	2	2	2	2	2
開設割合	100%	100%	100%	100%	100%	100%

3) 放課後子ども教室の令和11年度までの実施計画

16校全校の実施を継続するとともに、実施日数増加を希望する学校・地域を調査把握し、ニーズに沿って実施していきます。

区 分	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
学校数	16	16	16	16	16	16
実施校	16	16	16	16	16	16
実施割合	100%	100%	100%	100%	100%	100%

4) 放課後児童クラブおよび放課後子ども教室の一体的な、または連携による実施に関する具体的な方策

ア 放課後児童クラブおよび放課後子ども教室の一体的または連携による事業を実施する際の共通プログラムを企画するには、放課後児童クラブの指導員と放課後子ども教室のコーディネーターが企画段階から連携することが必要です。このため、学校区ごとに、学校関係者も含め定期的に検討会を開催することとします。

その際、放課後子ども教室のコーディネーターが中心となりプログラムを立案し、放課後児童クラブの指導員が補佐する形式とすることを基本としますが、各学校区の事情に合わせ対応していくこととします。なお、プログラムや人員配置については、児童の安全面に十分配慮します。また、この検討会の中で、放課後児童クラブと放課後子ども教室、学校関係者で互いに、特別な配慮を必要とする児童の情報を共有し、対応していくこととします。

イ 連携型として共通プログラムを実施する場合には、プログラム終了後に各学童保育所に移動することになるため、地域住民等の協力を得ながら児童が安全に移動できるよう配慮することとします。

それぞれ第二小学校から千ヶ瀬学童クラブまでは約900m、第三小学校から大門こどもクラブまでは約600m、吹上小学校から大門こどもクラブまでは約700mあり、車の通行もある経路であることから、児童の安全に配慮し、放課後児童クラブの指導員に加え、必要に応じて送迎スタッフの応援を検討します。

5) 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブおよび放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策

ア 現在、放課後児童クラブの実施校16校のうち、13校が小学校の教室を利用しています。また、少人数学級を進めていくことや特別支援学級の利用など、今後、放課後児童クラブおよび放課後子ども教室における余裕教室の利用は非常に困難な状況となっています。

このため、放課後子ども教室の実施に当たっては、専用教室の確保が困難な学校では、特別教室、体育館、校庭、図書室等の一時利用を促進していきます。

イ 放課後の児童の安全で安心できる居場所づくりとして、学校関係者と連携し、学校施設の積極的な利用促進についての協力を依頼していきます。

各小学校における放課後児童クラブおよび放課後子ども教室専用教室の有無

学校名	放課後児童クラブ	放課後子ども教室	学校名	放課後児童クラブ	放課後子ども教室
第一小	●	○	河辺小	●	○
第二小	○	○	新町小	○	○
第三小	●	○	霞台小	●	●
第四小	●	●	友田小	●	○
第五小	●	●	今井小	●	○
第六小	●	○	若草小	●	○
第七小	●	●	藤橋小	●	○
成木小	○	○	吹上小	●	○

●専用教室で実施 ○専用教室無で実施

6) 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

現在、全ての放課後児童クラブにおいて、特別な配慮を必要とする児童への対応として、原則児童2人につき放課後児童クラブの職員を1人加配して対応しています。

放課後子ども教室に特別な配慮を必要とする児童が参加する場合においては、必要に応じて、スタッフを加配して対応しています。

7) 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長にかかる取組等

現在、全ての放課後児童クラブにおいて、午後7時までの開所時間の延長を行っています。本計画期間である令和11年度までにおいても、引き続き開所時間の延長を行っていきます。

8) 放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくための方策

放課後児童クラブには、保護者が就労等により昼間保育ができない小学生の児童を放課後に預かるだけでなく、児童が放課後児童支援員の助けを借りながら、基本的な生活習慣や異年齢児童等との交わり等を通じた社会性の習得、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる「遊びの場」や「生活の場」であり、こどもの主体性を尊重し、こどもの健全な育成を図る役割を負うものであることを踏まえ、その役割を徹底し、こどもの自主性、社会性等のより一層の向上を図ることが求められています。

放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくため、支援員等に対し、研修等への参加を促し、支援の質の向上とこどもの健全育成を図っていきます。

9) 放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進するための方策

令和6年度からの5年間において、各放課後児童クラブの指定管理事業者による、利用者や地域住民への育成支援の内容にかかる周知について支援していきます。

11 その他事業

(1) ファミリー・サポート・センター事業（1区域）

こどもの預かり等の援助を受けることを希望する者（利用会員）と援助を行うことを希望する者（提供会員）が、地域の中で助け合いながら子育てをする有償ボランティアの会員組織です。

単位：人回／年

ファミリー・サポート・センター事業	現状	推計				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①利用者推計総数（量の見込み）	1,092	1,049	1,014	975	933	873
②確保提供総数	3,405	3,405	3,405	3,405	3,405	3,405
差異（②－①）	2,313	2,356	2,391	2,430	2,472	2,532

【現状】

○令和5年度未会員数：利用会員537人、提供会員235人、両方会員3人、計775人となっています。

【確保の方策】令和7年度～11年度

○ファミリー・サポート・センター事業の充実を図ります。

○提供会員の質の向上のため、研修を実施していきます。

(2) 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持および増進を図るため、妊娠に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【現状】

○実施場所：市長が委託契約を締結した都内医療機関

○実施体制：妊婦が、妊婦健康診査受診票を医療機関に提出し、妊婦健康診査を実施します。（妊婦健康診査受診票は、妊婦が妊娠届出書を本市（健康センター）に提出した際に交付されます。）

1人当たり14回分の受診票が交付されます。また、超音波検査の受診票（1回分）、子宮頸がん検診の受診票（1回分）が交付されます。

○検査項目：一般健康診査（14回）

※多胎妊婦については、14回目を超えて実施した15回目から19回目までの自費で受診した受診費の一部を助成

超音波検査

経腹法による断層撮影：胎児数、胎位、胎児の発育異常（羊水量の異常を含む）、胎盤の付着部位の異常、その他（妊娠・分娩に大きな影響のある異常）

子宮頸がん検診

○実施時期：受診票の有効期間は、交付の日（妊娠届出書提出時）から出産の日まで。

【確保の方策】令和7年度～11年度

○事業の積極的な広報活動に努め、利用者の状況に応じ母親の健康管理を図ります。

（３）実費徴収にかかる補足給付を行う事業（３区域）

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、または行事への参加に要する費用、特定教育・保育施設に該当しない幼稚園に対して保護者が支払うべき副食費を助成する事業です。

【 確保の方策 】 令和７年度～11年度

○国の実施事業の内容に応じ実施していきます。

（４）多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（３区域）

待機児童解消加速化プランによる保育の受け皿拡大や子ども・子育て支援新制度の円滑な施行のために、多様な事業者の能力を活用しながら、保育所、小規模保育などの設置を促進していく事業です。

【 確保の方策 】 令和７年度～11年度

○需要の状況に応じ、事業者等からの申請にもとづき設置を検討します。

（５）児童虐待防止ネットワーク事業（１区域）

青梅市要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化を図るとともに、児童福祉専門員等による研修会を開催する事業です。

【 確保の方策 】 令和７年度～11年度

○要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、研修会等を実施します。

（６）妊婦等包括相談支援事業（１区域）（新規事業）

妊娠期から出産・子育てまで一貫して、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施する事業です。（従前の「出産・子育て応援事業における伴走型相談支援事業」が、令和７年度から「利用者支援事業における妊婦等包括相談支援事業」となったもの）

地域市民団体の子育て支援について妊婦全員へ周知活動を行い、乳幼児期に地域とのつながりのきっかけとなる機会を作ります。

- ・伴走型相談支援（出産・育児等の見通しを立てるための面談等（①妊娠届出時、②妊娠８か月前後、③出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間）やその後の継続的な情報発信等を実施し、必要な支援につなぐ相談支援）
- ・経済的支援（妊娠届出時と出生届出時の計10万円相当の経済的支援）

【 確保の方策 】 令和７年度～11年度

○子育て世代包括支援センターにおいて、事業を運営していきます。

（７）産後ケア事業（１区域）

産婦に対し、助産師による心身のケア、育児相談、授乳指導などを提供します。

【 現状 】

- 助産院等へ委託し、宿泊型・日帰り型・訪問型事業を行っています。
- 利用者自己負担額の減免を行っています。

【 確保の方策 】 令和７年度～11年度

○より多くの産婦が利用できるよう、複数の助産院等との委託契約を行います。

(8) 子育て世帯訪問支援事業（1区域）（新規事業）

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。

令和6年4月の改正児童福祉法の施行によって「地域子ども・子育て支援事業」の一つとなりました。

単位:世帯/年

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①利用者推計総数 (量の見込み)	19	18	17	17	16
②確保提供総数	42	42	42	42	42
差異(②-①)	23	24	25	25	26

【現状】

○産前、産後で家事および育児が困難な妊産婦に対して、育児支援ヘルパーの派遣を行います。

○1事業者に委託し対応しています。

【確保の方策】令和7年度～11年度

○育児支援ヘルパーの利用回数の拡大や、周知活動を積極的に実施していきます。

(9) 児童育成支援拠点事業（1区域）（新規事業）

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童および家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする事業です。

令和6年4月の改正児童福祉法の施行によって「地域子ども・子育て支援事業」の一つとなりました。

単位:人/年

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①利用者推計総数 (量の見込み)	65	62	60	57	56
②確保提供総数	0	0	0	0	0
差異(②-①)	65	62	60	57	56

【確保の方策】令和7年度～11年度

○民間団体等の取組の支援について検討していきます。

(10) 親子関係形成支援事業（１区域）（新規事業）

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者およびその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談および助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。

令和6年4月の改正児童福祉法の施行によって「地域子ども・子育て支援事業」の一つとなりました。

単位:組/年

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①利用者推計総数 （量の見込み）	200	200	200	200	200
②確保提供総数	200	200	200	200	200
差異（②－①）	0	0	0	0	0

【確保の方策】令和7年度～11年度

○民間団体と連携し、子育て支援講座を開催していきます。

(11) こども誰でも通園制度（１区域）（新規事業）

親の就労状況にかかわらず、時間単位などでこどもを保育所等に預けられるようにする制度です。

令和8年度からの給付制度化に向けて、国から示される予定の量の見込みの算出等の考え方の動向に注視しながら、受け入れ体制を整備するものとし、必要受入時間数、必要定員数を算出しました。

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
〈必要受入時間数〉					
0歳	－	1,880	1,880	1,880	1,880
1歳	－	1,980	1,980	1,980	1,980
2歳	－	1,460	1,460	1,460	1,460
〈必要定員数〉					
0歳	－	11	11	11	11
1歳	－	12	12	12	12
2歳	－	15	15	15	15

【確保の方策】令和7年度～11年度

○制度の開始にあわせ、実施保育所等の確保に向け、制度の周知を図っていきます。

第6章

計画の推進体制

第6章 計画の推進体制

1 計画の推進

本計画では、「こども基本法」の理念や、総合長期計画で示しているまちづくりの基本方向に則して、青梅市において「こどもがまんなかのまちづくり」を実現するための基本方針の設定と、3つの基本目標、具体的な取組施策を定めました。また、あわせて、幼児期の保育・教育、地域の子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容およびその時期などを定めました。

計画の推進に当たっては、妊娠・出産期の女性とその家庭や、乳幼児期・学童期・思春期のこどものみならず、青年期の若者までを含めた幅広い年齢の対象に対して、そのライフステージに応じた取組を適切に実施していくことが求められます。同時に、保育・教育事業に対する市民のニーズを踏まえた、サービスの量的確保と質の向上の実現を目指していくことが必要となります。

そのためには、庁内関係部署が横断的に施策の推進に取り組むとともに、家庭・学校・地域・事業者等、こどもと子育てに関わる多様な主体が連携していくことが重要であり、多くの方の意見を取り入れながら取組を広げていきます。

(1) 計画の推進体制

「こどもがまんなかのまちづくり」を目指して、こども・子育て会議や、庁内関係部署、教育委員会、地域、子育て関係団体、企業等が連携して、こども・若者・子育てに関する施策を推進していきます。

(2) こども・市民の参画と協働

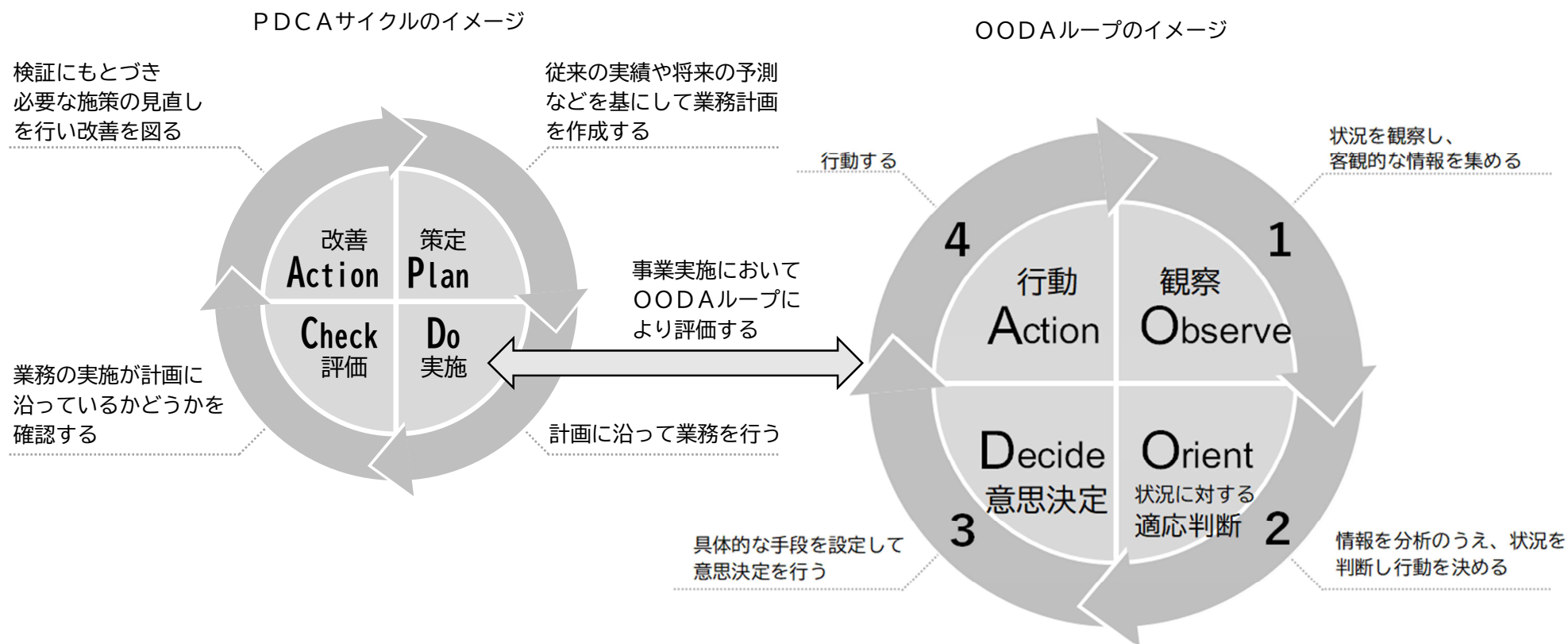
こども・子育てをめぐる問題は、地域や社会の仕組み全体と大きくかかわりを持っています。そのため、それを単に家庭だけの問題としてとらえるのではなく、地域や関係機関との連携のもと、また、子育て関係団体などと協働で取り組み、この計画を推進していきます。

(3) 計画の進行管理

本計画を実効性のあるものとして推進するため、計画にもとづく施策の進捗状況と計画全体の成果を検証していきます。

「青梅市こども・子育て会議」や、庁内組織である「青梅市こども・子育て施策庁内推進委員会」において、PDCAサイクルのプロセスにより、その進捗状況を確認・評価していきます。

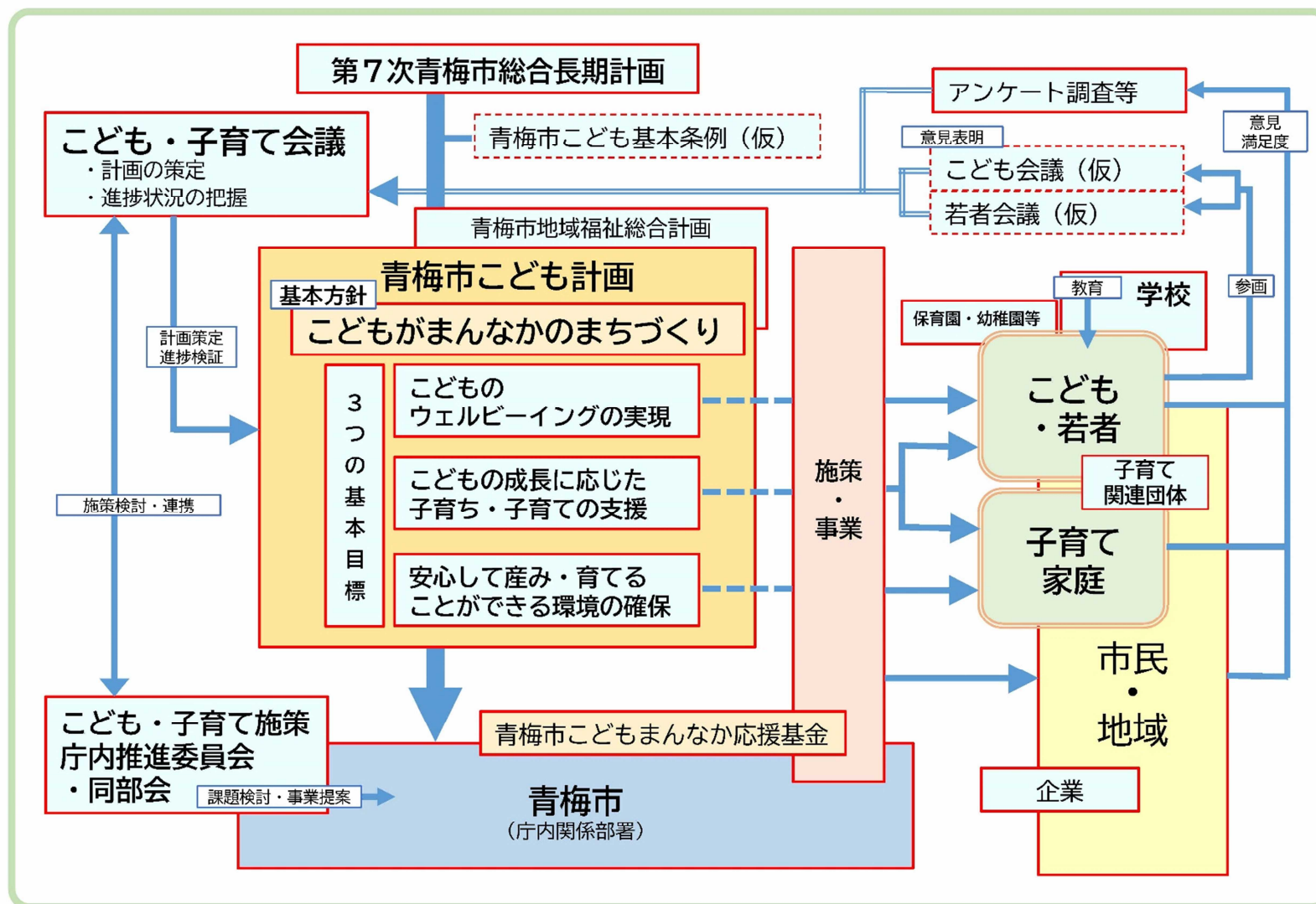
また、事業の実施においては、状況の変化に合わせた成果をあげるためOODA（ウーダ）ループの考えも取り入れ、こども若者の意見や、市民アンケートから得られた意見を踏まえた事業評価を行い、各年度施策の検証と合わせて必要な見直しを行うことにより、改善を図りながら適切なタイミングに有効な施策を行うことに努めていきます。



2 計画推進の連携体制

本計画の基本方針「こどもがまんなかのまちづくり」の実現を目指して、3つの基本目標を中心に、各施策を関係機関と連携しながら、着実に施策を推進していきます。

また、こども・若者の参画による意見表明の機会を設けるとともに、定期的に市民に対するアンケート調査を行い、計画の成果を踏まえた、施策の展開を図っていきます。



3 こどもの権利を尊重する地域社会の形成

「こどもがまんなかのまちづくり」に向けた各種施策を確実に進めていくためには、市民、家庭、学校、地域、企業、行政といった、こども・若者をとりまく全ての関係性において、共通認識のもとに、こどもや若者の視点に立ち、意見を受けとめ、こどもにとって最善の利益を第一に考える「こどもの権利」が尊重される地域社会の形成が大切です。

こどもや若者の視点に立ち、意見を受けとめ、こどもにとって最善の利益を第一に考える
「こどもの権利」を尊重する地域社会の形成

地 域

市 民

市民一人ひとりが、「こどもの権利」を十分に理解し、こども・若者の育ちを支えていく社会の一員であることを認識するとともに、自分の子育てと他人の子育てに関心を持ちながら、生活していくことが大切です。

家 庭

家庭は、こども・若者の人格形成や基本的生活習慣の確立にとって重要な役割を持ちます。
思いやりや自主性、責任感などを育むため、こどもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行っていくとともに、やすらぎのあるふれあいのもと、相互に助け合える人間関係の形成に努めることが大切です。

企 業

企業は、従業者が子育てしながら働き続けることができるよう、バランスのとれたゆとりのある就業環境や条件の整備を進めることが大切です。
また、地域と密接に関わり、子育てしやすい地域社会へのより一層の貢献と参画が図られることが期待されます。

地域社会は、こどもを含め、そこに住む全ての人々が健全な生活を営み、充実した日々を過ごすための大切な場です。

こども・若者は次代を担うかけがえのない「宝」であり、自治会や隣近所など地域全体が協力し合って、こどもの成長や若者の交流を見守り、育んでいくことが大切です。

こども・若者

「こどもの権利」をこども自身が認識し、大人たちから見守られながら成長していくことが大切です。

「こどもの権利」4つの原則

- ・差別のないこと
- ・こどもにとって最もよいこと
- ・命を守られ成長できること
- ・こどもが意味のある参加ができること

保育園、幼稚園等・学 校

保育園、幼稚園等は、生涯にわたるウェルビーイングにとって最も重要となる幼児期（はじめの100か月）を担っています。

学校は、こどもたちが心豊かに主体的、創造的に生きていくための基礎的な資質や能力を育む場です。

人間性や社会性を十分に育むことができるよう、家庭や地域と協調・連携し、多様な体験を通じて、「生きる力」を身につけられるよう教育を推進していくことが大切です。

行 政

子育て関連団体

子育て関連団体は、日々の活動の中で多くのこどもや保護者と身近に接し、子育てを支援するとともに、遊びを通じこどもの成長を見守っています。

行政と協力し、子育てしやすいまちづくりをともに進めていきます。

市は、「こどもの権利」および「こども計画」を広く市民に知らせ、認識の普及を図るとともに、家庭、学校、地域、企業と連携しながら、保育、地域の子育て支援、母子保健、学校・家庭教育、こども・若者などへの支援にかかる事業を展開します。

また、こども・若者本人の要望や意見、子育て家庭の要望などに対して真摯に耳を傾け、そのニーズに対応し、幅広い視点から総合的にこども施策を推進していくことが求められています。



資料編

資料編

1 子どもの権利条約（抜粋）

前文

この条約の締約国は、
国際連合憲章において宣明された原則によれば、人類社会のすべての構成員の固有の尊厳及び平等のかつ奪い得ない権利を認めることが世界における自由、正義及び平和の基礎を成すものであることを考慮し、
国際連合加盟国の国民が、国際連合憲章において、基本的人権並びに人間の尊厳及び価値に関する信念を改めて確認し、かつ、一層大きな自由の中で社会的進歩及び生活水準の向上を促進することを決意したことに留意し、
国際連合が、世界人権宣言及び人権に関する国際規約において、すべての人は人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位等によるいかなる差別もなしに同宣言及び同規約に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明し及び合意したことを認め、
国際連合が、世界人権宣言において、児童は特別な保護及び援助についての権利を享有することができることを宣明したことを想起し、
家族が、社会の基礎的な集団として、並びに家族のすべての構成員特に児童の成長及び福祉のための自然な環境として、社会においてその責任を十分に引き受けることができるよう必要な保護及び援助を与えられるべきであることを確信し、
児童が、その人格の完全なかつ調和のとれた発達のため、家庭環境の下で幸福、愛情及び理解のある雰囲気の中で成長すべきであることを認め、
児童が、社会において個人として生活するため十分な準備が整えられるべきであり、かつ、国際連合憲章において宣明された理想の精神並びに特に平和、尊厳、寛容、自由、平等及び連帯の精神に従って育てられるべきであることを考慮し、

児童に対して特別な保護を与えることの必要性が、1924年の児童の権利に関するジュネーヴ宣言及び1959年11月20日に国際連合総会で採択された児童の権利に関する宣言において述べられており、また、世界人権宣言、市民的及び政治的権利に関する国際規約（特に第23条及び第24条）、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（特に第10条）並びに児童の福祉に関する専門機関及び国際機関の規程及び関係文書において認められていることに留意し、
児童の権利に関する宣言において示されているとおり「児童は、身体的及び精神的に未熟であるため、その出生の前後において、適当な法的保護を含む特別な保護及び世話を必要とする。」ことに留意し、
国内の又は国際的な里親委託及び養子縁組を特に考慮した児童の保護及び福祉についての社会的及び法的な原則に関する宣言、少年司法の運用のための国際連合最低基準規則（北京規則）及び緊急事態及び武力紛争における女子及び児童の保護に関する宣言の規定を想起し、
極めて困難な条件下で生活している児童が世界のすべての国に存在すること、
また、このような児童が特別の配慮を必要としていることを認め、
児童の保護及び調和のとれた発達のために各人民の伝統及び文化的価値が有する重要性を十分に考慮し、
あらゆる国特に開発途上国における児童の生活条件を改善するために国際協力が重要であることを認めて、
次のとおり協定した。

第1条

この条約の適用上、児童とは、18歳未満のすべての者をいう。ただし、当該児童で、その者に適用される法律によりより早く成年に達したものを除く。

第2条

1. 締約国は、その管轄の下にある児童に対し、児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する。
2. 締約国は、児童がその父母、法定保護者又は家族の構成員の地位、活動、表明した意見又は信念によるあらゆる形態の差別又は処罰から保護されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。

第3条

1. 児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。
2. 締約国は、児童の父母、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者の権利及び義務を考慮に入れて、児童の福祉に必要な保護及び養護を確保することを約束し、このため、すべての適当な立法上及び行政上の措置をとる。
3. 締約国は、児童の養護又は保護のための施設、役務の提供及び設備が、特に安全及び健康の分野に関し並びにこれらの職員の数及び適格性並びに適正な監督に関し権限のある当局の設定した基準に適合することを確保する。

第5条

締約国は、児童がこの条約において認められる権利を行使するに当たり、父母若しくは場合により地方の慣習により定められている大家族若しくは共同体の構

成員、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者がその児童の発達しつつある能力に適合する方法で適当な指示及び指導を与える責任、権利及び義務を尊重する。

第6条

1. 締約国は、すべての児童が生命に対する固有の権利を有することを認める。
2. 締約国は、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する。

第12条

1. 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。
2. このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる。

第13条

1. 児童は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。
2. 1の権利の行使については、一定の制限を課することができる。ただし、その制限は、法律によって定められ、かつ、次の目的のために必要とされるものに限る。
 - a. 他の者の権利又は信用の尊重
 - b. 国の安全、公の秩序又は公衆の健康若しくは道徳の保護

子どもの権利条約 第1～40条（日本ユニセフ協会抄訳）

第1条 子どもの定義 18歳になっていない人を子どもとします。

第2条 差別の禁止 すべての子どもは、みんな平等にこの条約にある権利をもっています。
子どもは、国のちがいや、性のちがいで、どのようなことばを使うか、どんな宗教を信じているか、どんな意見をもっているか、心やからだに障がいがあるかないか、お金持ちであるかないか、親がどういう人であるか、などによって差別されません。

第3条 子どもにもっともよいことを 子どもに関係のあることが決められ、行われるときには、子どもにもっともよいことは何かを第一に考えなければなりません。

第4条 国の義務 国は、この条約に書かれた権利を守るために、必要な法律を作ったり政策を実行したりしなければなりません。

第5条 親の指導を尊重 親（保護者）は、子どもの発達に応じて、適切な指導をします。国は、親の指導を尊重します。

第6条 生きる権利・育つ権利 すべての子どもは、生きる権利・育つ権利をもっています。

第7条 名前・国籍をもつ権利 子どもは、生まれたらすぐに登録（出生届など）されなければなりません。子どもは、名前や国籍をもち、できるかぎり親を知り、親に育ててもらう権利をもっています。

第8条 名前・国籍・家族関係が守られる権利 国は、子どもが、名前や国籍、家族の関係など、自分が自分であることを示すものをむやみにうばわれることのないように守らなくてはなりません。

第9条 親と引き離されない権利 子どもには、親と引き離されない権利があります。子どもにもっともよいという理由から、引き離されることも認められますが、その場合は、親と会ったり連絡したりすることができます。

第10条 別々の国にいる親と会える権利 国は、別々の国にいる親と子どもが会ったり、一緒にくらしたりするために、国を出入りできるよう配慮します。親がちがう国に住んでいても、子どもは親と連絡をとることができます。

第11条 よその国に連れさられない権利 国は、子どもが国の外へ連れさられたり、自分の国にもどれなくなったりしないようにします。

第12条 意見を表す権利 子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。その意見は、子どもの発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません。

第13条 表現の自由 子どもは、自由な方法でいろいろな情報や考えを伝える権利、知る権利をもっています。

第14条 思想・良心・宗教の自由 子どもは、思想・良心・宗教の自由についての権利をもっています。

第15条 結社・集会の自由 子どもは、ほかの人びとと一緒に団体をつくったり、集会を行ったりする権利をもっています。

第16条 プライバシー・名誉の保護 子どもは、自分や家族、住んでいるところ、電話やメールなどのプライバシーが守られます。また、他人から誇りを傷つけられない権利をもっています。

第17条 適切な情報の入手 子どもは、自分の成長に役立つ多くの情報を手に入れる権利をもっています。国は、本、新聞、テレビ、インターネットなどで、子どものためになる情報が多く提供されるようにすすめ、子どもによくない情報から子どもを守らなければなりません。

第18条 子どもの養育はまず親に責任 子どもを育てる責任は、まずその両親（保護者）にあります。国はその手助けをします。

第19条 あらゆる暴力からの保護 どんなかたちであれ、子どもが暴力をふるわれたり、不当な扱いなどを受けたりすることがないように、国は子どもを守らなければなりません。

第20条 家庭を奪われた子どもの保護 家庭を奪われた子どもや、その家庭環境にとどまることが子どもにとってよくないと判断され、家庭にいたることができなくなった子どもは、かわりの保護者や家庭を用意してもらうなど、国から守ってもらうことができます。

第 21 条 養子縁組 子どもを養子にする場合には、その子どもにとって、もっともよいことを考え、その子どもや新しい親（保護者）のことなどをしっかり調べたうえで、国や公の機関だけが養子縁組を認めることができます。

第 22 条 難民の子ども 自分の国の政府からはく害をのがれ、難民となった子どもは、のがれた先の国で守られ、援助を受けることができます。

第 23 条 障がいのある子ども 心やからだに障がいがある子どもは、尊厳が守られ、自立し、社会に参加しながら生活できるよう、教育や訓練、保健サービスなどを受ける権利をもっています。

第 24 条 健康・医療への権利 子どもは、健康でいられ、必要な医療や保健サービスを受ける権利をもっています。

第 25 条 施設に入っている子ども 施設に入っている子どもは、その扱いがその子どもにとってよいものであるかどうかを定期的に調べてもらう権利をもっています。

第 26 条 社会保障を受ける権利 子どもは、生活していくのにじゅうぶんなお金がないときには、国からお金の支給などを受ける権利をもっています。

第 27 条 生活水準の確保 子どもは、心やからだがすこやかに成長できるような生活を送る権利をもっています。親（保護者）はそのための第一の責任者ですが、必要なときは、食べるものや着るもの、住むところなどについて、国が手助けします。

第 28 条 教育を受ける権利 子どもは教育を受ける権利をもっています。国は、すべての子どもが小学校に行けるようにしなければなりません。さらに上の学校に進みたいときには、みんなにそのチャンスが与えられなければなりません。学校のきまりは、子どもの尊厳が守られるという考え方からはずれるものであってはなりません。

第 29 条 教育の目的 教育は、子どもが自分のもっている能力を最大限のばし、人権や平和、環境を守ることなどを学ぶためのものです。

第 30 条 少数民族・先住民の子ども 少数民族の子どもや、もとからその土地に住んでいる人びとの子どもは、その民族の文化や宗教、ことばをもつ権利をもっています。

第 31 条 休み、遊ぶ権利 子どもは、休んだり、遊んだり、文化芸術活動に参加したりする権利をもっています。

第 32 条 経済的搾取・有害な労働からの保護 子どもは、むりやり働かされたり、そのために教育を受けられなくなったり、心やからだによくない仕事をさせられたりしないように守られる権利をもっています。

第 33 条 麻薬・覚せい剤などからの保護 国は、子どもが麻薬や覚せい剤などを売ったり買ったり、使ったりすることにまきこまれないように守らなければなりません。

第 34 条 性的搾取からの保護 国は、子どもが児童ポルノや児童買春などに利用されたり、性的な虐待を受けたりすることのないように守らなければなりません。

第 35 条 誘拐・売買からの保護 国は、子どもが誘拐されたり、売り買いされたりすることのないように守らなければなりません。

第 36 条 あらゆる搾取からの保護 国は、どんなかたちでも、子どもの幸せをうばって利益を得るようなことから子どもを守らなければなりません。

第 37 条 拷問・死刑の禁止 どんな子どもに対しても、拷問や人間的でないなどの扱いをしてはなりません。また、子どもを死刑にしたり、死ぬまで刑務所に入れたりすることは許されません。もし、罪を犯してたいほされても、尊厳が守られ年れいにあった扱いを受ける権利をもっています。

第 38 条 戦争からの保護 国は、15 歳にならない子どもを軍隊に参加させないようにします。また、戦争にまきこまれた子どもを守るために、できることはすべてしなければなりません。

第 39 条 被害にあった子どもの回復と社会復帰 虐待、人間的でない扱い、戦争などの被害にあった子どもは、心やからだの傷をなおし、社会にもどれるように支援を受けることができます。

第 40 条 子どもに関する司法 罪を犯したとされた子どもは、ほかの人の人権の大切さを学び、社会にもどったとき自分自身の役割をしっかりと果たせるようになることを考えて、扱われる権利をもっています。

2 こども基本法（抜粋）

（令和四年法律第七十七号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

- 一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
- 二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
- 三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

（基本理念）

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- 二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第二十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- 五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- 六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、こども施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業主の努力）

第六条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

（国民の努力）

第七条 国民は、基本理念にのっとり、こども施策について関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施するこども施策に協力するよう努めるものとする。

（年次報告）

第八条 政府は、毎年、国会に、我が国におけるこどもをめぐる状況及び政府が講じたこども施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

2 前項の報告は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

- 一 少子化社会対策基本法（平成十五年法律第百三十三号）第九条第一項に規定する少子化の状況及び少子化に対処するために講じた施策の概況
- 二 子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一号）第六条第一項に規定する我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況
- 三 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十四号）第八条第一項に規定するこどもの貧困の状況及びこどもの貧困の解消に向けた対策の実施の状況

第二章 基本的施策

（こども施策に関する大綱）

第九条 政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならない。

2 こども大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 こども施策に関する基本的な方針
- 二 こども施策に関する重要事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、こども施策を推進するために必要な事項

3 こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

- 一 少子化社会対策基本法第七条第一項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策
- 二 子ども・若者育成支援推進法第八条第二項各号に掲げる事項
- 三 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第九条第二項各号に掲げる事項

4 こども大綱に定めるこども施策については、原則として、当該こども施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。

5 内閣総理大臣は、こども大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。

6 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、こども大綱を公表しなければならない。

7 前二項の規定は、こども大綱の変更について準用する。

（都道府県こども計画等）

第十条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

（こども施策に対するこども等の意見の反映）

第十一条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 こども大綱（抜粋）

「こども大綱」は、それまで別々に作成されてきた少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困対策に関する大綱、の3つを1つに統合し、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるものとして、令和5年に新たに決定されました。

「こども大綱」では、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指しており、次の基本的な方針が掲げられました。

こども施策に関する基本的な方針

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

こども施策に関する重要事項

- ・ライフステージを通じた重要事項
- ・ライフステージ別の重要事項
- ・子育て当事者への支援に関する重要事項

こども施策を推進するために必要な事項

- ・こども・若者の社会参画・意見反映
- ・こども施策の共通の基盤となる取組

こども大綱における目標・指標

- ・こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」の実現に向けたこども・若者や子育て当事者の視点に立った数値目標、こども・若者、子育て当事者の置かれた状況等を把握するための指標を提示

4 子ども・子育て支援法（抜粋）

（平成二十四年法律第六十五号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他の子ども及び子育てに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長し、及び子どもを持つことを希望する者が安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮されたものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

（市町村等の責務）

第三条 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

一 子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。

二 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。

三 子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保すること。

2 都道府県は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策及び各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を講じなければならない。

3 国は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業その他この法律に基づく業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村及び都道府県と相互に連携を図りながら、子ども・子育て支援の提供体制の確保に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより当該労働者の子育ての支援に努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる子ども・子育て支援に協力しなければならない。

（国民の責務）

第五条 国民は、子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる子ども・子育て支援に協力しなければなら

ない。

第五章 子ども・子育て支援事業計画

（基本指針）

第六十条 内閣総理大臣は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子ども・子育て支援の意義並びに子どものための教育・保育給付に係る教育・保育を一体的に提供する体制その他の教育・保育を提供する体制の確保、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の実施に関する基本的事項

二 次条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画において教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準その他当該市町村子ども・子育て支援事業計画及び第六十二条第一項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する事項

三 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項

四 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項

※第3項、第4項省略

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同条第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

三 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

四 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項

二 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

四 地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項

4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。

6 市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第一百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第十七条第二項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画（次条第四項において「教育振興基本計画」という。）その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、第七十二条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かななければならない。

8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、都道府県に協議しなければならない。

10 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

第七章 市町村等における合議制の機関

第七十二条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。

二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第二項に規定する事項を処理すること。

三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。

四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

※第4項、第5項省略

5 次世代育成支援対策推進法（抜粋）

（平成十五年法律第二十号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「次世代育成支援対策」とは、次代の社会を担う子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援その他の次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備のための国若しくは地方公共団体が講ずる施策又は事業主が行う雇用環境の整備その他の取組をいう。

（基本理念）

第三条 次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念（次条及び第七条第一項において「基本理念」という。）にのっとり、相互に連携を図りながら、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

（事業主の責務）

第五条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより自ら次世代育成支援対策を実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

（国民の責務）

第六条 国民は、次世代育成支援対策の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

第二章 行動計画

第二節 市町村行動計画及び都道府県行動計画

（市町村行動計画）

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

2 市町村行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標

二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

3 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、都道府県に提出しなければならない。

6 市町村は、市町村行動計画を策定したときは、おおむね一年に一回、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況を公表するよう努めるものとする。

7 市町村は、市町村行動計画を策定したときは、定期的に、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、市町村行動計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

8 市町村は、市町村行動計画の策定及び市町村行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

6 子ども・若者育成支援推進法（抜粋）

（平成二十一年法律第七十一号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、子ども・若者が次代の社会を担い、その健やかな成長が我が国社会の発展の基礎をなすものであることにかんがみ、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子ども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組（以下「子ども・若者育成支援」という。）について、その基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定めること等により、他の関係法律による施策と相まって、総合的な子ども・若者育成支援のための施策（以下「子ども・若者育成支援施策」という。）を推進することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども・若者育成支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 一人一人の子ども・若者が、健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者ととともに次代の社会を担うことができるようになることを目指すこと。
- 二 子ども・若者について、個人としての尊厳が重んぜられ、不当な差別的取扱いを受けることがないようにするとともに、その意見を十分に尊重しつつ、その最善の利益を考慮すること。
- 三 子ども・若者が成長する過程においては、様々な社会的要因が影響を及ぼすものであるとともに、とりわけ良好な家庭的環境で生活することが重要であることを旨とすること。

四 子ども・若者育成支援において、家庭、学校、職域、地域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力しながら一体的に取り組むこと。

五 子ども・若者の発達段階、生活環境、特性その他の状況に応じてその健やかな成長が図られるよう、良好な社会環境（教育、医療及び雇用に係る環境を含む。以下同じ。）の整備その他必要な配慮を行うこと。

六 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における知見を総合して行うこと。

七 修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者その他の社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対しては、その困難の内容及び程度に応じ、当該子ども・若者の意思を十分に尊重しつつ、必要な支援を行うこと。

（国の責務）

第三条 国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子ども・若者育成支援施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子ども・若者育成支援に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における子ども・若者の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（法制上の措置等）

第五条 政府は、子ども・若者育成支援施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第六条 政府は、毎年、国会に、我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

2 こども基本法（令和四年法律第七十七号）第八条第一項の規定による国会への報告及び公表がされたときは、前項の規定による国会への報告及び公表がされたものとみなす。

第二章 子ども・若者育成支援施策

(子ども・若者育成支援施策の基本)

第七条 子ども・若者育成支援施策は、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携並びに民間の団体及び国民一般の理解と協力の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

(子ども・若者育成支援推進大綱)

第八条 子ども・若者育成支援推進本部は、子ども・若者育成支援施策の推進を図るための大綱（以下「子ども・若者育成支援推進大綱」という。）を作成しなければならない。

2 子ども・若者育成支援推進大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針

二 子ども・若者育成支援施策に関する次に掲げる事項

イ 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における施策に関する事項

ロ 子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備に関する事項

ハ 第2条第7号に規定する支援に関する事項

ニ イからハまでに掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策に関する重要事項

三 子ども・若者育成支援施策を総合的に実施するために必要な国の関係行政機関、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 子ども・若者育成支援に関する国民の理解の増進に関する事項

五 子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な調査研究に関する事項

六 子ども・若者育成支援に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項

七 子ども・若者育成支援に関する国際的な協力に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な事項

3 子ども・若者育成支援推進本部は、第1項の規定により子ども・若者育成支援推進大綱を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(都道府県子ども・若者計画等)

第九条 都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（以下この条において「都道府県子ども・若者計画」という。）を作成するよう努めるものとする。

2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が作成されているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（次項において「市町村子ども・若者計画」という。）を作成するよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども・若者計画又は市町村子ども・若者計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

（国民の理解の増進等）

第十条 国及び地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関し、広く国民一般の関心を高め、その理解と協力を得るとともに、社会を構成する多様な主体の参加による自主的な活動に資するよう、必要な啓発活動を積極的に行うものとする。

（社会環境の整備）

第十一条 国及び地方公共団体は、子ども・若者の健やかな成長を阻害する行為の防止その他の子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備について、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（意見の反映）

第十二条 国は、子ども・若者育成支援施策の策定及び実施に関して、子ども・若者を含めた国民の意見をその施策に反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

（子ども・若者総合相談センター）

第十三条 地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点（第二十条第三項において「子ども・若者総合相談センター」という。）としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとする。

7 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（抜粋）

（平成二十五年法律第六十四号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、貧困により、こどもが適切な養育及び教育並びに医療を受けられないこと、こどもが多様な体験の機会を得られないことその他のこどもがその権利利益を害され及び社会から孤立することのないようにするため、日本国憲法第二十五条その他の基本的人権に関する規定、児童の権利に関する条約及びこども基本法（令和四年法律第七十七号）の精神にのっとり、こどもの貧困の解消に向けた対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及びこどもの貧困の解消に向けた対策の基本となる事項を定めることにより、こどもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「こども」とは、こども基本法第二条第一項に規定するこどもをいう。

（基本理念）

第三条 こどもの貧困の解消に向けた対策は、社会のあらゆる分野において、こどもの年齢及び発達程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、こどもが心身ともに健やかに育成されることを旨として、推進されなければならない。

2 こどもの貧困の解消に向けた対策は、貧困により、こどもがその権利利益を害され及び社会から孤立することが深刻な問題であることを踏まえ、こどもの現在の貧困を解消するとともにこどもの将来の貧困を防ぐことを旨として、推進されなければならない。

- 3 こどもの貧困の解消に向けた対策は、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援等の施策を、貧困により、こどもがその権利利益を害され及び社会から孤立することのない社会を実現することを旨として、こども及びその家族の生活及び取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に講ずることにより、推進されなければならない。
- 4 こどもの貧困の解消に向けた対策は、貧困の状況にある者の妊娠から出産まで及びそのこどもがおとなになるまでの過程の各段階における支援が切れ目なく行われるよう、推進されなければならない。
- 5 こどもの貧困の解消に向けた対策は、こどもの貧困がその家族の責任に係る問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、こどもの貧困に関する国民の理解を深めることを通じて、社会的な取組として推進されなければならない。
- 6 こどもの貧困の解消に向けた対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、こどもの貧困の解消に向けた対策を総合的に策定し及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こどもの貧困の解消に向けた対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第六条 国民は、国又は地方公共団体が実施するこどもの貧困の解消に向けた対策に協力するよう努めなければならない。

（法制上の措置等）

第七条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第八条 政府は、毎年、国会に、こどもの貧困の状況及びこどもの貧困の解消に向けた対策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

2 こども基本法第八条第一項の規定による国会への報告及び公表がされたときは、前項の規定による国会への報告及び公表がされたものとみなす。

第二章 基本的施策

（こどもの貧困の解消に向けた対策に関する大綱）

第九条 政府は、こどもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進するため、こどもの貧困の解消に向けた対策に関する大綱（以下この条及び次条において単に「大綱」という。）を定めなければならない。

2 大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 こどもの貧困の解消に向けた対策に関する基本的な方針

二 こどもの貧困率、ひとり親世帯の貧困率、ひとり親世帯の養育費受領率、生活保護世帯に属するこどもの高等学校等進学率、生活保護世帯に属するこどもの大学等進学率等こどもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策

三 教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援その他のこどもの貧困の解消に向けた対策に関する事項

四 こどもの貧困に関する調査及び研究に関する事項

五 こどもの貧困の解消に向けた対策に関する施策の実施状況についての検証及び評価並びに当該施策の効果を評価するために必要な指標の調査及び研究その他のこどもの貧困の解消に向けた対策に関する施策の推進体制に関する事項

3 政府は、大綱を定めるに当たり、貧困の状況にあるこども及びその家族、学識経験者、こどもの貧困の解消に向けた対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 こども基本法第九条第一項の規定により定められた同項のこども大綱のうち第二項各号に掲げる事項に係る部分は、第一項の規定により定められた大綱とみなす。

5 第二項第二号の「こどもの貧困率」、「ひとり親世帯の貧困率」、「ひとり親世帯の養育費受領率」、「生活保護世帯に属するこどもの高等学校等進学率」及び「生活保護世帯に属するこどもの大学等進学率」の定義は、政令で定める。

(都道府県計画等)

第十条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画（次項及び第三項において「都道府県計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県計画又は市町村計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

8 少子化社会対策基本法（抜粋）

（平成十五年法律第百三十三号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、我が国において急速に少子化が進展しており、その状況が二十一世紀の国民生活に深刻かつ多大な影響を及ぼすものであることにかんがみ、このような事態に対し、長期的な視点に立って的確に対処するため、少子化社会において講ぜられる施策の基本理念を明らかにするとともに、国及び地方公共団体の責務、少子化に対処するために講ずべき施策の基本となる事項その他の事項を定めることにより、少子化に対処するための施策を総合的に推進し、もって国民が豊かで安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（施策の基本理念）

第二条 少子化に対処するための施策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するとの認識の下に、国民の意識の変化、生活様式の多様化等に十分留意しつつ、男女共同参画社会の形成とあいまって、家庭や子育てに夢を持ち、かつ、次代の社会を担う子どもを安心して生み、育てることができる環境を整備することを旨として講ぜられなければならない。

2 少子化に対処するための施策は、人口構造の変化、財政の状況、経済の成長、社会の高度化その他の状況に十分配慮し、長期的な展望に立って講ぜられなければならない。

3 少子化に対処するための施策を講ずるに当たっては、子どもの安全な生活が確保されるとともに、子どもがひとしく心身ともに健やかに育つことができるよう配慮しなければならない。

4 社会、経済、教育、文化その他あらゆる分野における施策は、少子化の状況に配慮して、講ぜられなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の施策の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、少子化に対処するための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、少子化に対処するための施策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業主の責務）

第五条 事業主は、子どもを生み、育てる者が充実した職業生活を営みつつ豊かな家庭生活を享受することができるよう、国又は地方公共団体が実施する少子化に対処するための施策に協力するとともに、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

（国民の責務）

第六条 国民は、家庭や子育てに夢を持ち、かつ、安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に資するよう努めるものとする。

（施策の大綱）

第七条 政府は、少子化に対処するための施策の指針として、総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の大綱を定めなければならない。

2 こども基本法（令和四年法律第七十七号）第九条第一項の規定により定められた同項のこども大綱のうち前項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策に係る部分は、同項の規定により定められた大綱とみなす。

（法制上の措置等）

第八条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第九条 政府は、毎年、国会に、少子化の状況及び少子化に対処するために講じた施策の概況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

2 こども基本法第八条第一項の規定による国会への報告及び公表がされたときは、前項の規定による国会への報告及び公表がされたものとみなす。

9 計画策定の経過

(1) 青梅市子ども・子育て会議

年月日	青梅市子ども・子育て会議
令和5年 5月15日	令和5年度第1回 ・ニーズ調査について
7月21日	令和5年度第2回 ・子ども・子育て推進に関する実態調査について（報告） ・令和4年度第2期子ども・子育て支援事業計画の検証報告について
10月2日	令和5年度第3回 ・ニーズ調査の中間集計について（報告）
11月20日	令和5年度第4回 ・ニーズ調査の中間集計について
令和6年 2月5日	令和5年度第5回 ・青梅市子ども・子育て支援事業計画策定にかかるニーズ調査の調査結果について（報告）
4月15日	令和6年度第1回 ・青梅市子ども計画の策定について（諮問） ・青梅市子ども・子育て支援事業計画策定にかかる実態調査の調査結果について（報告） ・子ども計画について（協議）
5月20日	令和6年度第2回 ・青梅市子ども・子育て施策庁内推進委員会の設置について（報告） ・子ども計画の骨子について（協議）
7月1日	令和6年度第3回 ・子ども計画の素案について（協議） ・子どもの意見募集について（協議）
8月5日	令和6年度第4回 ・子どもの意見募集の結果について（報告） ・令和5年度第2期青梅市子ども・子育て支援事業計画の検証報告について（協議） ・子ども計画の素案について（協議）
11月1日	令和6年度第5回 ・子ども計画の原案について（協議）
1月16日	令和6年度第6回 ・子ども計画の答申書(案)について（協議）
2月10日	令和6年度第7回 ・青梅市子ども計画の策定について（答申）

(2) 青梅市子ども・子育て施策庁内推進委員会、同部会

年月日	青梅市子ども・子育て施策庁内推進委員会等
令和6年 5月27日	令和6年度第1回委員会 ・子ども・子育て施策庁内推進委員会の部会の編成について ・実態調査の報告書の周知等について
6月6日	令和6年度第1回部会 ・子ども計画素案について
6月20日	令和6年度第2回部会 ・子ども計画素案について ・子どもの意見募集について
6月24日	令和6年度第2回委員会 ・子ども計画素案について ・子どもの意見募集について
7月22日	令和6年度第3回部会 ・子ども計画素案について
8月15日	令和6年度第4回部会 ・子ども計画素案について ・懇談会（仮）について
9月3日	令和6年度第5回部会 ・子ども計画素案について ・懇談会（仮）について
10月1日	令和6年度第6回部会 ・子ども計画素案について ・懇談会（仮）について
10月17日	令和6年度第7回部会 ・子ども計画素案について ・若者アンケートについて
10月22日	令和6年度第3回委員会 ・子ども計画原案について
11月15日	令和6年度第8回部会 ・子ども計画原案について
2月25日	令和6年度第4回委員会 ・子ども計画案について

(3) 計画策定に対するアンケート調査等

年月日	内 容
令和5年8月4日～9月10日	子ども・子育て推進に関する実態調査の実施
令和6年7月5日～7月21日	子どもアンケートの実施
10月22日～10月27日	若者アンケートの実施
11月9日	子ども意見聴取会の実施
11月16日	若者意見聴取会の実施
12月15日～12月28日	青梅市子ども計画（原案）パブリックコメントの実施

10 青梅市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども基本法（令和4年法律第77号。以下「基本法」という。）第2条第2項に規定することも施策（以下「子ども施策」という。）の推進に関する重要事項を調査審議するとともに、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第72条第1項各号に掲げる事務を処理するため、青梅市長（以下「市長」という。）の付属機関として、青梅市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 子育て会議は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 市長の諮問に応じ、基本法第10条第2項に規定する市町村子ども計画の策定および変更に関する事項その他子ども施策の推進に関し市長が必要と認める事項について調査審議し、答申すること。

(2) 支援法第72条第1項各号に掲げる事務に関すること。

(委員)

第3条 子育て会議の委員は、次に掲げる者のうちから、13人以内をもって組織する。

(1) 学識経験者 2人

(2) こどもの保護者 2人以内

(3) 事業主を代表する者 1人

(4) 労働者を代表する者 1人

(5) 子ども施策に関する事業に関係する者 7人以内

2 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長および副会長)

第4条 子育て会議に、会長および副会長を置く。

2 会長および副会長は、委員が互選する。

3 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、そ

の職務を代理する。

(会議)

第5条 子育て会議は、市長が招集し、会長が議長となる。

2 子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、または資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 子育て会議の庶務は、子育て推進担当課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

※以下省略

青梅市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例（令和7年条例第4号）について

令和7年度からの子ども計画の開始に伴い、条例改正を行いました。（公布：令和7年3月28日 施行：令和7年4月1日）
会議名を「子ども・子育て会議」から改称するとともに、第1条、第2条、第3条を改正しました。

以下は、第1条および第2条については改正前の条文、第3条については改正部分の説明です。

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項の規定にもとづき、青梅市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を設置する。

第2条 子育て会議は、青梅市長（以下「市長」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。

(1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関すること。

(2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること。

(3) 青梅市が定める子ども・子育て支援事業計画に関すること。

(4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項および当該施策の実施状況に関すること。

第3条 委員数は「12人以内」を「13人以内」に、(1)学識経験者を「1人」から「2人」に、(2)「子どもの保護者」を「こどもの保護者」に、(5)「子育て支援」を「子ども施策」に、それぞれ改正しています。

11 青梅市子ども・子育て会議委員名簿

任期：令和5年4月1日～令和7年3月31日

区分	職名	氏名	備考
学識経験者	明星大学特任教授	◎ 坂 井 隆 之	
子どもの保護者	—	中 村 明 子	
		野 口 綾 乃	
事業主代表	学校法人和風会多摩リハビリテーション学院専門学校事務長	黒 田 英 寿	
労働者代表	青梅商工会議所専務理事	○ 池 田 政 教	
子育て支援に関する事業に関係する者	保育所の代表	青梅市保育園理事長会副会長	高 木 博 康
		かすみ台第二保育園園長	星 野 弘 美 ~R6.3.31
		駒木野保育園園長	藤 野 唯 基 R6.4.1~
	幼稚園の代表	青梅幼稚園園長	横 山 牧 人
	小学校の代表	青梅市立第五小学校校長	刀 禰 浩 子 ~R6.3.31
		青梅市立第五小学校校長	松 井 良 R6.4.1~
	学童保育の代表	青梅市放課後児童健全育成事業者連絡会会長 株式会社モアスマイルプロジェクト経営担当	空 野 竜 雄
	子育て支援事業者の代表	特定非営利活動法人青梅こども未来常務理事	栗 原 久 美 子
	民生児童委員の代表	青梅市民生児童委員合同協議会理事	大 野 葉 子

◎：会長 ○：副会長 職名は在任中のもの（敬称略）

12 青梅市こども・子育て施策庁内推進委員会設置要綱

1 設置

青梅市におけるこども施策の総合的な推進を目的として、青梅市こども・子育て施策庁内推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 所掌事項

委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) こども・子育て支援に関する行政計画にもとづく施策の推進に関すること。
- (2) その他こども・子育て施策推進に必要な事項に関すること。

3 組織

- (1) 委員会は、委員15人をもって組織し、それぞれ次の職にある者をもってこれに充てる。

ア 委員長 こども家庭部長

イ 副委員長 健康福祉部長

ウ 委員 企画政策課長、市民活動推進課長、公園緑地課長、地域福祉課長、障がい者福祉課長、子育て応援課長、こども育成課長、こども家庭センター所長、こども家庭部主幹、シティプロモーション課長、指導室長、社会教育課長およびスポーツ推進課長

- (2) 前号の規定にかかわらず、委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を臨時委員として委員会の会議に出席させることができる。

4 委員長の職務および代理

- (1) 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 会議

委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

6 部会

- (1) 委員会は、第2項に掲げる事項について調査、検討等を行うため、委員会に部会を置く。

(2) 部会は、次に掲げる者をもって組織する。

ア 部会長 子育て応援課長

イ 副部会長 部会長が指名する職員

ウ 部会員 委員会の各委員が推薦する職員

(3) 前号の規定にかかわらず、部会長は、必要があると認めるときは部会員以外の者を臨時部会員として部会の会議に出席させることができる。

(4) 部会の会議は、必要に応じて部会長が招集し、部会長が議長となる。

7 報告

委員会は、必要に応じて委員会の検討および検証の経過および結果を青梅市長に報告する。

8 庶務

委員会および部会の庶務は、こども・子育て施策担当課において処理する。

9 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

10 実施期日等

(1) この要綱は、令和6年5月13日から実施する。

(2) 青梅市子ども・子育て支援事業計画検討委員会設置要綱（平成25年6月1日実施）は、廃止する。

13 青梅市こども・子育て施策庁内推進委員会委員・部会員名簿

令和6年度

所属	委員名	部会員名
こども家庭部	◎部長 青木 政則	—
健康福祉部	○部長 杉山 智則	—
企画政策課	課長 野村 正明	主任 伊藤 桃子
市民活動推進課	課長 小井戸 雄一	主任 五十嵐 真由
公園緑地課	課長 塚田 正巳	主任 永治 健悟
地域福祉課	課長 茂木 正	主査 藤原 道人
障がい者福祉課	課長 斎藤 剛	係長 宮崎 功平
子育て応援課	□課長 濱野 剛	係長 師岡 幹雄
こども育成課	△課長 加藤 博之	主任 川島 茜
こども家庭センター	所長 中村 恵美	係長 鈴木 遼太
こども家庭部	主幹 江川 弘子	—
シティプロモーション課	課長 松永 和浩	主任 吉崎 優人
指導室	室長 拝原 茂行	指導主事 片桐 光義
社会教育課	課長 平岡 正海	主任 谷垣 雄飛
スポーツ推進課	課長 中村 栄之	係長 鈴木 孝志

◎：委員長 ○：副委員長

□：部会長 △：副部会長

14 用語解説

<あ行>

医療的ケア児

障がいや病気のために、日常的に人工呼吸器の管理、吸引、経管栄養などの医療行為を必要とするこども。

インクルージョン

すべての人々が社会に参加し、差別や排除されことなく共存できる状態や取り組みを指す。障がいや性別、年齢、民族などの違いに関わらず、平等に扱われ、社会の一員として受け入れられることを目指している。

OODAループ（ウーダループ）

意思決定の仕方を示す考え方の一つで、観察(observe)→状況判断(orient)→意思決定(decide)→行動(act)という4段階の活動を段階的に行うことで、変化が起こりやすい状況下においても、素早い意思決定を行うことができるとされている。

SDGs

世界全体で取り組む、2016年から2030年までに達成すべき17の環境、開発、人権などに関する国際目標。Sustainable Development Goalsの略称で、日本では「持続可能な開発目標」と訳される。

M字カーブ

女性の労働力率(15歳以上人口に占める労働力人口(就業者+完全失業者)の割合)は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇することをM字カーブという。

<か行>

学童保育所

共働き家庭や母子・父子家庭の小学生の子どもたちの毎日の放課後(学校休業日は一日)の生活を守る施設。

合計特殊出生率

出産可能年齢(15～49歳)の女性に限定し、年齢ごとの出生率を足し合わせ、一人の女性が生涯、何人の子供を産むのかを推計したもの。

<さ行>

自己肯定感

自分の存在や行動を肯定的に評価する感覚のこと。「自分は価値のある存在だ」「自分はこれで良い」と感じられることが、精神的な安定や幸福感に繋がる。自己肯定感が低いと、自信喪失や精神的な問題に繋がることもある。

小1の壁

主に就労している母親が、子どもの小学校入学を期に仕事と育児の両立が困難になること。延長保育制度がある保育所に対して学童保育は終了時間が早いことや、保護者会・授業参観など平日の行事が増えることが原因で仕事を辞めたり、働き方を変えたりすること。

スクールカウンセラー

近年のいじめの深刻化や不登校児童生徒の増加など、児童生徒の心の在り様と関わる様々な問題が生じていることを背景として、児童生徒や保護者の抱える悩みを受け止め、学校におけるカウンセリング機能の充実を図るため、臨床心理に専門的な知識・経験を有する学校外の専門家。

スクールソーシャルワーカー

社会福祉士や精神保健福祉士等が子ども本人と向き合うだけでなく、家庭や行政、福祉関係施設など外部機関と連携しながら、子どもを取り巻く環境を調整すること。

<た行>

D X

デジタル化による変革 デジタル・トランスフォーメーション[デジタルトランスフォーメーション]（digital transformationの略。X=transの略記。デジタル化の進展による産業構造の転換を意味する。

特定教育・保育施設

市町村長が施設型給付費の支給にかかる施設として確認する「教育・保育施設」を言い、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。（法第27条）

トワイライトステイ

保護者が仕事等の理由により恒常的に夜間に帰宅するため、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、その児童を児童福祉施設等に通所させ、生活指導、夕食の提供等を行うサービス。

<な行>

認可保育所

児童福祉法にもとづく児童福祉施設で、国が定めた設置基準（施設の広さ、保育士等の職員数、給食設備、防災管理、衛生管理等）をクリアして都道府県知事に認可された施設。

認定こども園

教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さをあわせ持つ施設。

ネットリテラシー

インターネットを正しく使いこなすための知識や能力。

<は行>

パートナーシップ

関係者または関係機関が連携・協力し、これによって創出される相乗効果を通して単独では実現困難な事業目的を効果的に達成する仕組みまたは連合体のこと。

パブリックコメント（意見公募手続）

行政機関が規則あるいは命令等の類のものを制定するに当たって、広く公（パブリック）に、意見・情報・改善案（コメント）を求める手続き。

P D C A サイクル

業務プロセスの管理手法の一つで、計画(plan)→実行(do)→評価(check)→改善(action)という4段階の活動を繰り返し行うことで、継続的にプロセスを改善していく手法。

ファミリー・サポート・センター

ファミリー・サポート・センター事業は、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うもの。

プレコンセプション

将来の妊娠・出産を考慮に入れ、現在の健康状態を確認したり、生活習慣の見直しを行ったりすること。

プレコンセプションケア

妊娠前の健康管理やケアを指し、健康な妊娠や出産を迎えるために準備すること。妊娠前の栄養管理や生活習慣の改善、定期的な健康チェックが含まれる。

フレックスタイム制

1日の労働時間帯を、必ず勤務すべき時間帯（コアタイム）と、その時間帯の中であればいつ出社または退社してもよい時間帯（フレキシブルタイム）とに分け、出社、退社の時刻を労働者の決定に委ねるもの。

放課後子ども総合プラン

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブおよび放課後子ども教室の計画的な整備等を進めること。

放課後児童クラブ

保護者の就労や疾病などにより、放課後の家庭において健全な育成を受けられない小学生を対象に、生活や遊びの場を提供する場。

包摂性のある社会

誰も排除されず、全員が参画する機会を持てる社会。持続可能な開発目標（SDGs）の理念である「誰一人取り残さない」という考え方に基づいている。

<や行>

ヤングケアラー

親や兄弟、祖父母など、家族の世話を行っている18歳未満のこども。家事や介護、精神的なサポートを行うことが含まれるが、これが過度になると学業や社会生活に悪影響を及ぼすことがある。

ユースヘルスケア

Youth（ユース）といわれる思春期に、誰にも言えずひとりで悩みを抱えていることを解消し、こころと体調の健康管理をサポートすることをいう。

<わ行>

ワーク・ライフ・バランス

「憲章」では、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」とされる。

青梅市こども計画

発行日 令和7(2025)年3月

発行：青梅市 編集：こども家庭部 子育て応援課

住所：〒198-8701 東京都青梅市東青梅1丁目11番地の1

T E L : 0428-22-1111 (代表) F A X : 0428-22-3508